

八幡浜市環境基本計画（案）

平成 26 年●月

八幡浜市

八幡浜市環境基本計画 目次

第1章 八幡浜市環境基本計画の基本的な事項

環境基本計画策定の背景	• • • • •	P. 1
環境基本計画策定の目的・根拠	• • • • •	P. 2
環境基本計画の位置付け	• • • • •	P. 3
環境基本計画の対象地域	• • • • •	P. 4
環境基本計画の対象環境分野	• • • • •	P. 4
環境基本計画の期間	• • • • •	P. 5

第2章 八幡浜市の地域特性

自然環境		
(1) 位置・地形・地域の状況	• • • • •	P. 6
(2) 気象	• • • • •	P. 7
(3) 動物と植物	• • • • •	P. 10
社会経済環境		
(1) 人口	• • • • •	P. 11
(2) 土地利用	• • • • •	P. 12
(3) 産業	• • • • •	P. 13
(4) 交通	• • • • •	P. 18
(5) 資源・エネルギー	• • • • •	P. 21

第3章 環境基本計画がめざすもの

望ましい環境像	• • • • •	P. 23
基本方針	• • • • •	P. 25

第4章 施策の基本的方向と各主体の取り組み

施策の体系	• • • • •	P. 28
脱温暖化をめざすまち		
① 協働で築く脱温暖化をめざすまち	• • • • •	P. 30
② 人と環境にやさしいまち	• • • • •	P. 42
自然を守るまち		
③ 健全で豊かな森林づくり	• • • • •	P. 49

④ 私たちの財産である農地の保全	• • • • •	P. 56
⑤ 親しみのある水辺の保全	• • • • •	P. 62
⑥ 多様な生物が息づくまち	• • • • •	P. 71
自然に触れるまち		
⑦ 水と緑の空間づくり	• • • • •	P. 79
⑧ 魅力的な景観づくり	• • • • •	P. 85
公害のないまち		
⑨ 生活環境の保全	• • • • •	P. 91
資源が循環するまち		
⑩ 資源循環の推進	• • • • •	P. 110
⑪ 廃棄物の適正処理の推進	• • • • •	P. 119
参加と協働のまち		
⑫ 地域づくり	• • • • •	P. 126
⑬ 協働の仕組みづくり	• • • • •	P. 134

第 5 章 重点プロジェクト

①脱温暖化をめざす	• • • • •	P. 140
②自然と共生する	• • • • •	P. 142
③参加と協働	• • • • •	P. 144

第 6 章 計画の推進

計画の推進組織	• • • • •	P. 146
計画の進行管理	• • • • •	P. 148
計画の円滑な推進にむけて	• • • • •	P. 150

付属資料

用語解説	• • • • •	P. 152
アンケート調査結果	• • • • •	P. 159
八幡浜市環境基本条例	• • • • •	P. 188

第1章　八幡浜市環境基本計画の基本的な事項

八幡浜市環境基本計画策定の背景

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした私たちの生活スタイルは、物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を与えています。自動車の排気ガスによる大気汚染や河川などの水質汚濁、廃棄物の不法投棄問題などの身近な生活型のものから、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にまで拡大しています。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っています。

美しく穏やかな宇和海に臨み、温暖な気候によって育まれた自然豊かなまち、また、「みかん」と「さかな」という自然の恵みによって発展してきたまちである八幡浜市を私たちが互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することは、よりよい環境を将来の世代に引き継ぐために、早急に取り組まなければならない市の責務です。

このような中、国において、平成5年に制定された環境基本法は、環境施策の新たな理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための枠組みを示しています。

環境基本法においては、地方公共団体の責務を「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しており、国の環境基本法や環境基本計画の枠組みや理念・目標を地域で実現するための環境計画の策定が求められています。

また、愛媛県においては、平成8年に愛媛県環境基本条例の制定、平成22年にえひめ環境基本計画が策定され、環境の保全に関する施策が総合的・計画的に進められています。

今回、八幡浜市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）に示された基本理念を踏まえ、八幡浜市が目指す姿を示すとともに、その実現に向けて市が行う環境に関する施策の方向性及び市民・事業者・行政などの各主体の役割を示し、環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などの推進に努め、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度に的確に対応しつつ、八幡浜らしい環境施策を総合的に講じていくため、八幡浜市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。

環境基本計画策定の目的・根拠

環境基本計画は、八幡浜市の望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の確保に向けて市の施策を積極的に推進していく役割を担っています。八幡浜市が行う様々な施策を“環境負荷を低減し、持続可能な社会を築く”という視点から体系化し、市民、事業者、行政などの各主体の役割を明確にし、協働の視点に立って良好な環境の保全及び創造を進め るためのものです。

環境基本計画の策定は、環境基本条例第9条「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八幡浜市環境基本計画を定めるものとする。」に基づいています。

また、環境基本条例の第3条には、今日の環境問題を踏まえて環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。

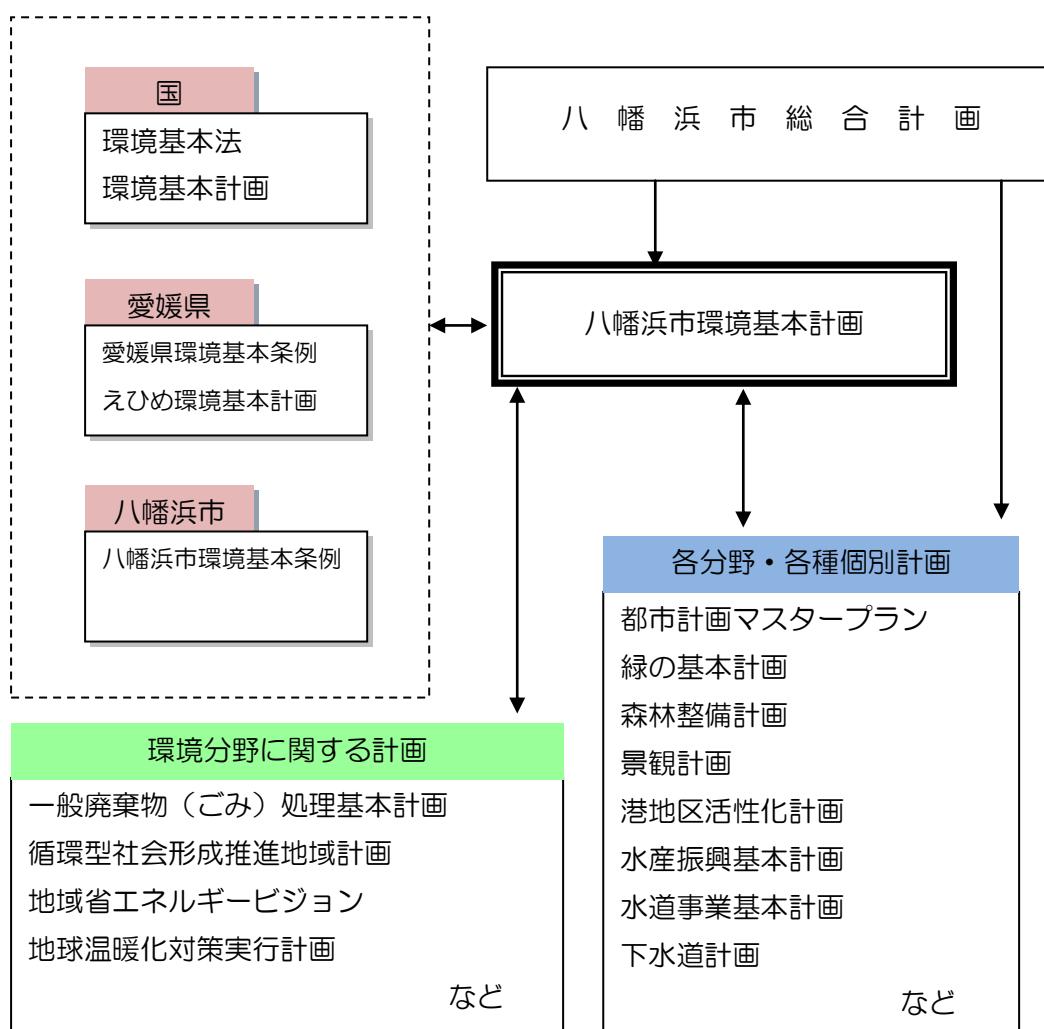
基本理念 環境基本条例第3条より

- 1 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適性に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、循環を基本とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

環境基本計画の位置付け

環境基本計画は、八幡浜市のまちづくりを環境面から具体化するものであるとともに、環境基本条例に基づいて策定されるものです。

国や愛媛県の環境基本計画などの上位計画をはじめとする環境の保全及び創造などに関する各分野の基本的な計画、各種実施計画などと連携を図り、八幡浜市における環境行政を総合的かつ計画的に推進します。



環境基本計画の対象地域

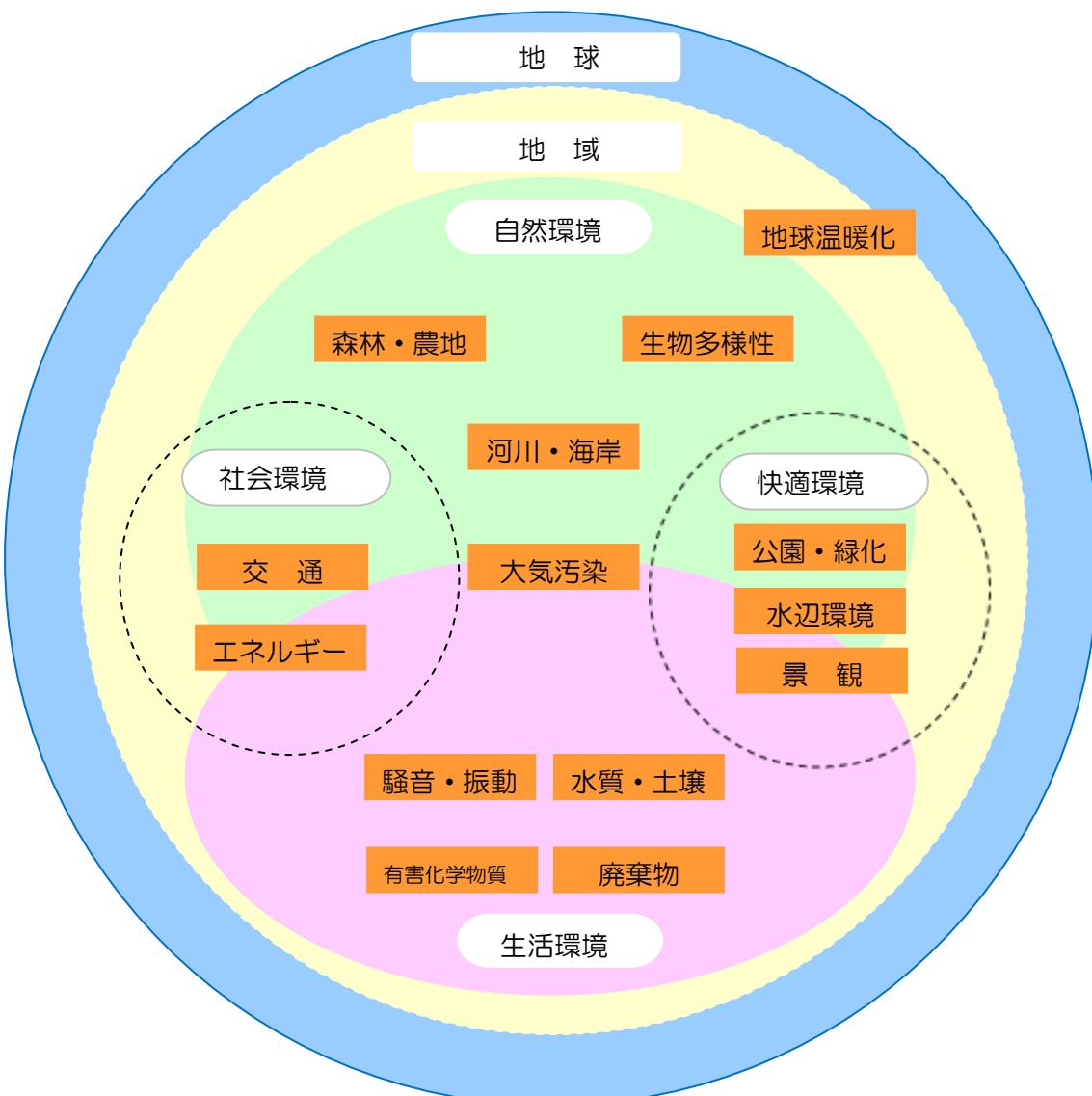
環境基本計画の対象地域は、八幡浜市全域とします。

なお、地球温暖化などの市域を超えて取り組む必要がある課題や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、広域連携の推進に努めます。

環境基本計画の対象環境分野

さまざまな環境要素の範囲を明確に区分することが困難となった現在では、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。

そこで、対象分野としては、日常から地球規模の環境まで幅広くとらえ、市の環境特性を生かし「八幡浜らしさ」を反映させるとともに、必要な分野については近隣市町も含めた広域的視点に立って考える必要があります。



環境基本計画の期間

環境基本計画の期間は、平成 26 年度（2014）からおおむね 20 年間とします。また、新たに発生するさまざまな課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。

そのため、環境基本計画では約 5 年毎（予定）を目途に施策の達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。



第2章 八幡浜市の地域特性

自然環境

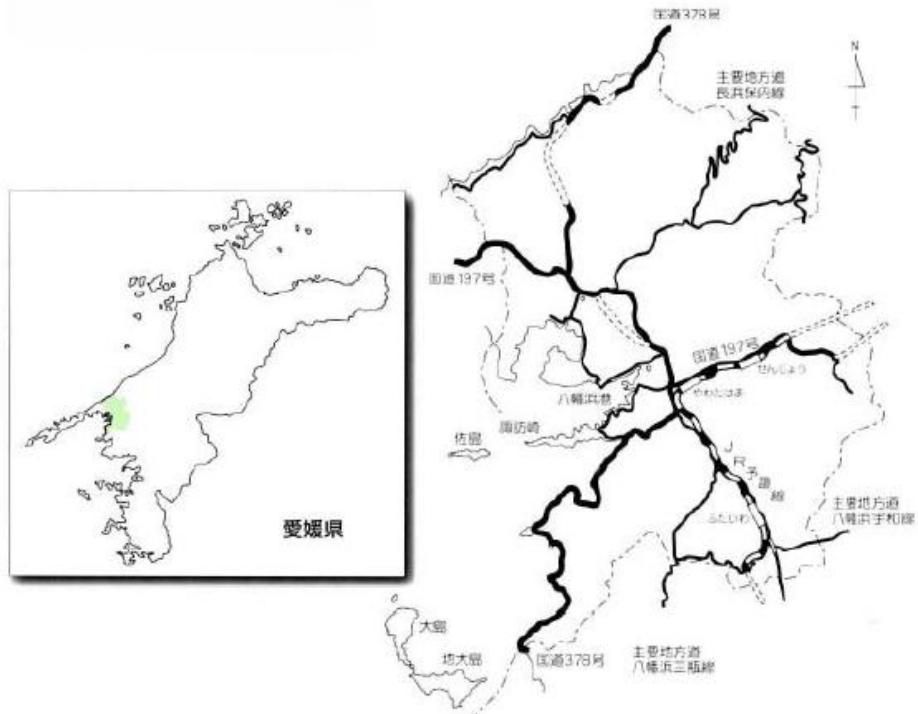
(1) 位置・地形・地域の状況

八幡浜市は、愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置しています。総面積は 133.03 km²で、北は瀬戸内海に面し、西に宇和海を臨み、豊後水道を挟んで九州と対しています。

海岸線はリアス式海岸を形成しており、急斜面が海岸までせり出した地形で平地が少なく、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観をなしています。

古くから沖合・沿岸漁業が盛んで穏やかな漁場は養殖業にも適しており、西日本有数の天然魚の水揚高を誇る八幡浜漁港と、四国の西の玄関口といわれ九州と四国を結ぶ海上交通の要衝であり年間 40 万人近くが利用する八幡浜港を抱えています。

また、日本一の品質を誇る温州みかんは、温暖な気候とさわやかな潮風のなか、空・海・地からの反射による 3 つの太陽の光を浴び、先人たちの努力により育まれてきました。秋になると黄金色に輝く段々畠の山腹は、将来に渡り残していきたい八幡浜市の風景の一つです。

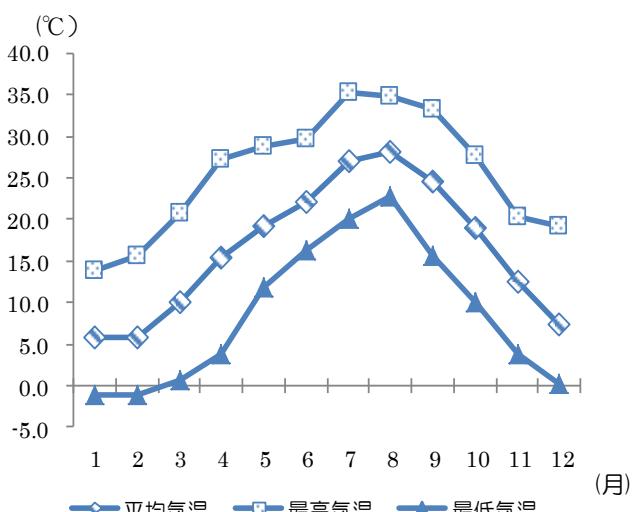
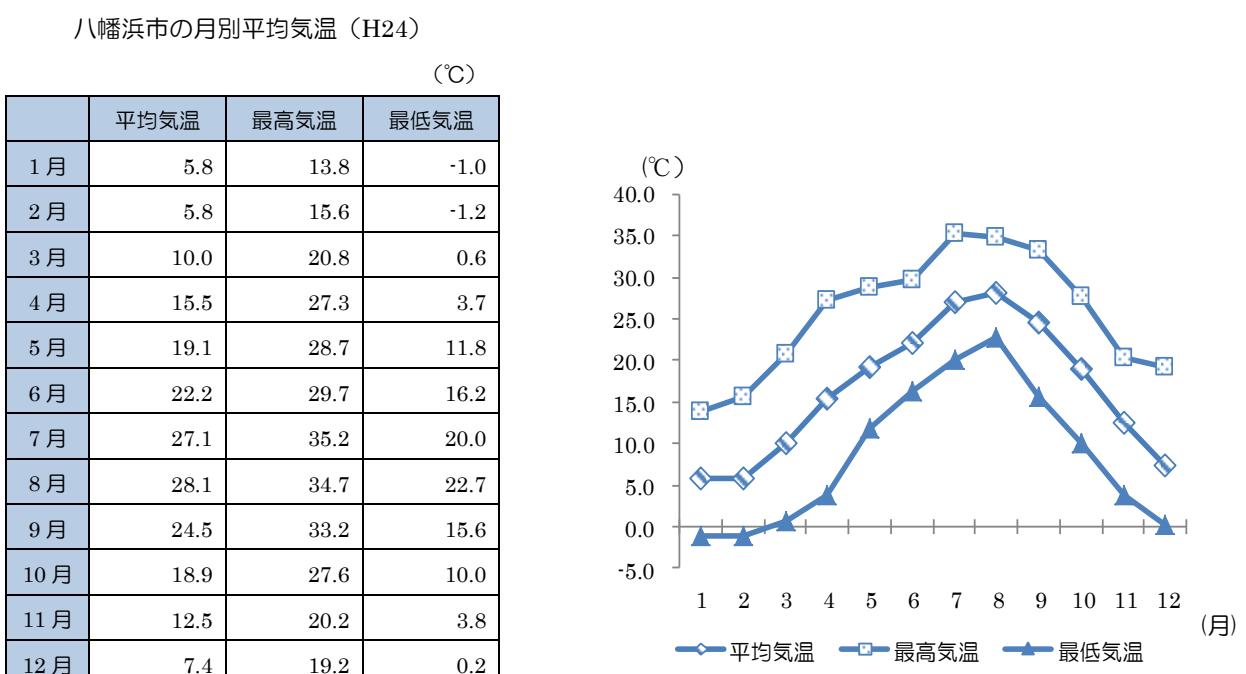
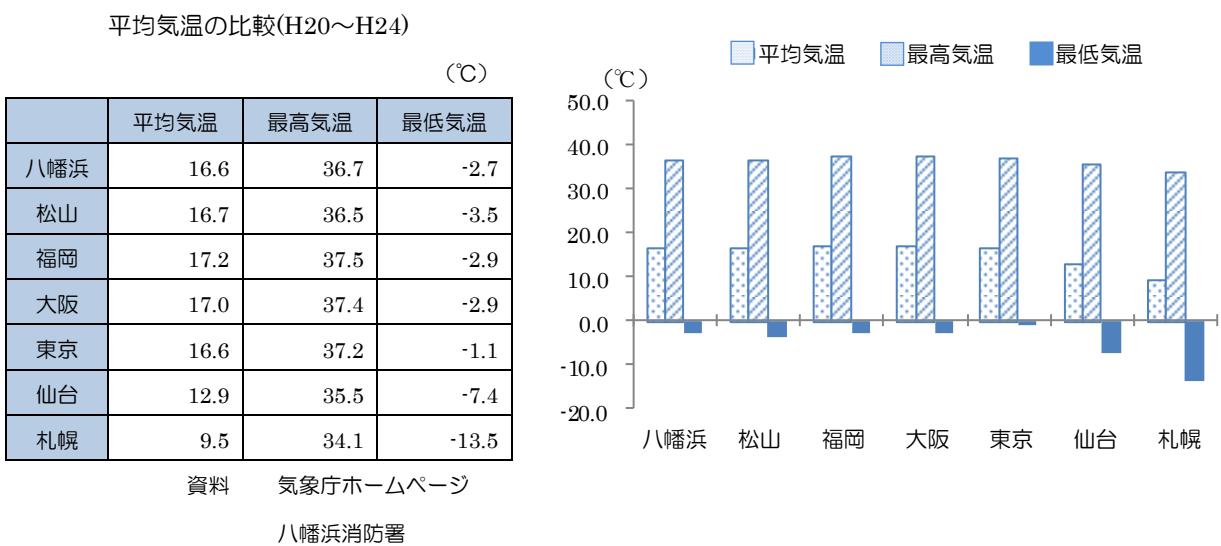


(2) 気象

(1) 気温

八幡浜市の気候は、瀬戸内海と宇和海の2つの海に臨み、温暖な海洋性気候が中心ですが、東部や山間部では、内陸性気候の影響を受けています。

八幡浜市の平成20年から平成24年までの平均気温は16.6°C、最高気温は36.7°C、最低気温は-2.7°Cであり、県内外の都市と比べても温暖で暮らしやすい気候であると言えます。

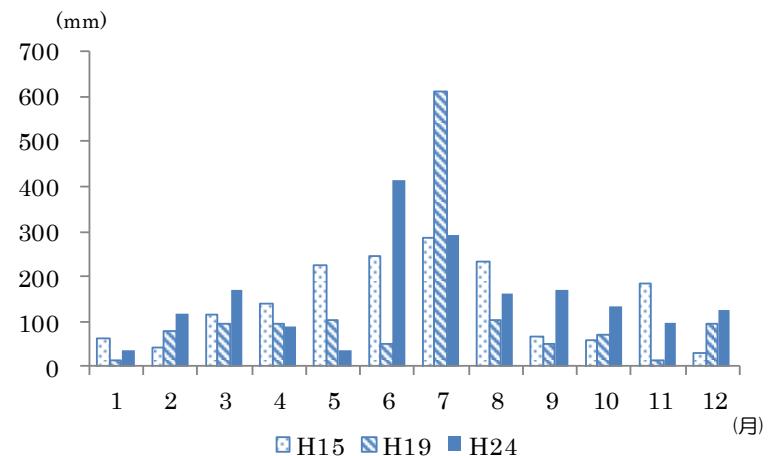


(2)降水量

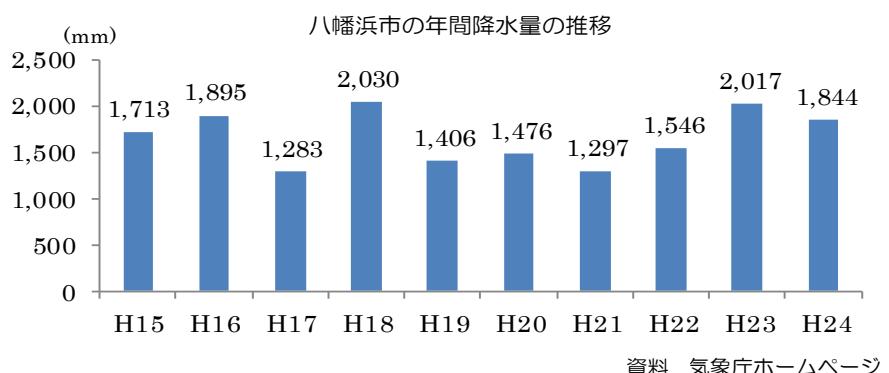
八幡浜市の平成15年から平成24年までの10年間の年間平均降水量は、1,650mmとなっています。しかし、年によって変動があり、台風などの影響と考えられます。

八幡浜市の月別降水量の推移（H15・H19・H24）

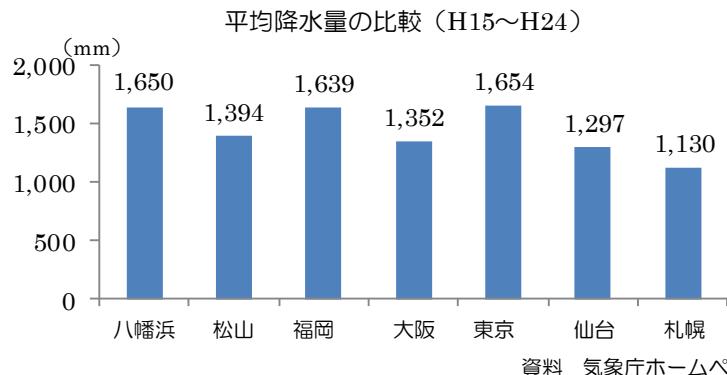
月／年	降水量 (mm)		
	H15	H19	H24
1	63.0	16.0	36.0
2	45.0	79.0	116.0
3	116.0	95.0	170.5
4	143.0	96.0	90.0
5	227.0	105.0	36.5
6	248.0	54.0	415.0
7	289.0	614.0	291.5
8	235.0	106.0	161.5
9	69.0	53.0	171.0
10	62.0	74.0	133.5
11	186.0	17.0	96.5
12	30.0	97.0	126.0
合計	1,713.0	1,406.0	1,844.0



資料 気象庁ホームページ



資料 気象庁ホームページ



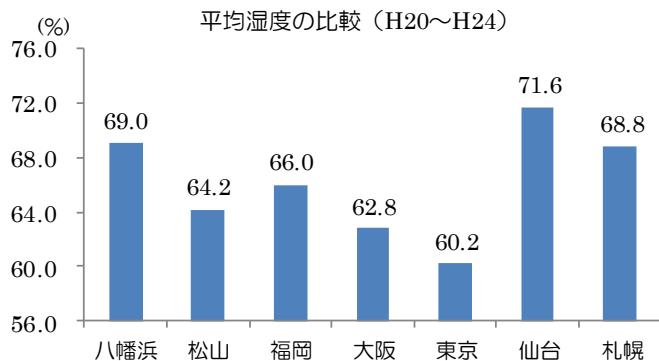
資料 気象庁ホームページ

(3)湿度

八幡浜市の平成 20 年～平成 24 年の平均湿度は、69.1%であり、他の都市に比べて比較的に湿度が高い傾向にあります。

	八幡浜	松山	福岡	大阪	東京	仙台	札幌	(%)
H20	68.8	66.0	66.0	63.0	60.0	73.0	68.0	
H21	69.6	63.0	64.0	63.0	60.0	71.0	68.0	
H22	69.3	62.0	65.0	62.0	61.0	72.0	69.0	
H23	68.0	62.0	68.0	63.0	58.0	70.0	69.0	
H24	69.4	68.0	67.0	63.0	62.0	72.0	70.0	
平均	69.0	64.2	66.0	62.8	60.2	71.6	68.8	

資料 気象庁ホームページ
八幡浜消防署

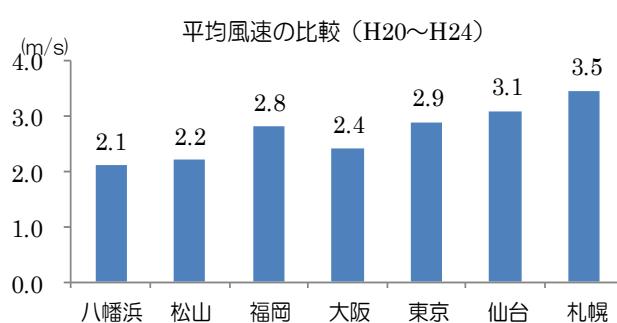


(4)風況

八幡浜市の平成 20 年～平成 24 年の平均風速は、2.1m/s であり、比較的に風の穏やかな地域です。

	八幡浜	松山	福岡	大阪	東京	仙台	札幌	(m/s)
H20	2.1	2.2	2.6	2.3	2.8	3.0	3.5	
H21	2.1	2.2	2.6	2.3	2.9	3.1	3.6	
H22	2.2	2.2	2.9	2.5	2.9	3.0	3.4	
H23	2.1	2.2	3.0	2.5	2.9	3.2	3.3	
H24	2.1	2.2	3.0	2.5	3.0	3.2	3.5	
平均	2.1	2.2	2.8	2.4	2.9	3.1	3.5	

資料 気象庁ホームページ
八幡浜消防署



(3) 動植と植物

八幡浜市には、貴重な動植物群が多様に生息しています。これらのうち愛媛県のレッドデータブック（絶滅のおそれがある野生生物をリスト化したデータブック）に選定されている絶滅危惧種、準絶滅危惧種として以下のようなもののがあげられます。

今後は、これらの生物の生息地となる海・山・川などの保全を図るなかで、貴重な動植物の保護を推進していくとともに、身近な生物とのふれあいを通じて心豊かな市民性を育んでいく必要があります。また、イノシシなどによる農作物への被害が増加しており、これらの生物と共に存していくための対策を考えていく必要があります。

八幡浜市の主要な貴重動植物

区分	名称	分類	愛媛県カテゴリー
動物	ウラナミジヤノメ	ジャノメチョウ科	絶滅危惧 1類 (CR+EN)
	メダカ	メダカ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	アカウミガメ	ウミガメ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	ドジョウ	ドジョウ科	準絶滅危惧 (NT)
	ヒメヤマトオサガニ	スナガニ科	準絶滅危惧 (NT)
	ウミニナ	ウミニナ科	準絶滅危惧 (NT)
	アカテガニ (※)	イワガニ科	準絶滅危惧 (NT)
	ヒトハリザトウムシ (※)	カワザトウムシ科	準絶滅危惧 (NT)
	タワヤモリ (※)	ヤモリ科	準絶滅危惧 (NT)
	サンコウチョウ	カササギヒタキ科	準絶滅危惧 (NT)
植物	マツバラン	マツバラン科	絶滅危惧 1A類 (CR)
	タチハコベ	ナデシコ科	絶滅危惧 1A類 (CR)
	アカハナワラビ	ハナヤスリ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	エダウチホングウシダ	ホングウシダ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	エビガラシダ	ミズワラビ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	チョウジガマズミ	シカズラ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	ウキヤガラ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	テンジソウ	テンジソウ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	シマキケマン	ケシ科	絶滅危惧 1B類 (EN)
	ヒメウラジロ	ミズワラビ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	イヌノフグリ	ゴマノハグサ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	キドイノモトソウ	イノモトソウ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	ホウライカズラ	マチン科	絶滅危惧 2類 (VU)
	ヘツカニガキ	アカネ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	ツシマママコナ (※)	ゴマノハグサ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	ツクシタンポポ	キク科	絶滅危惧 2類 (VU)
	オニツルボ	ユリ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	ヒメナベワリ	ビャクブ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	シモツケヌリトラノオ	チャセンシダ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	キミズ	イラクサ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	トサムラサキ	クマツヅラ科	絶滅危惧 2類 (VU)
	フトヒルムシロ	ヒルムシロ科	準絶滅危惧 (NT)
	ヒメアオスゲ	カヤツリグサ科	準絶滅危惧 (NT)

※ P.62・P.73 に写真掲載

資料 愛媛県レッドデータブック

社会経済環境

(1) 人口

八幡浜市の人口は、平成 22 年 10 月に実施された国勢調査によると 38,370 人（男 17,766 人・女 20,604 人）で、全国第 658 位、愛媛県内第 9 位となっています。しかし、昭和 30 年の 71,987 人（旧八幡浜市・旧保内町を合算）をピークに減少傾向が続いている。

八幡浜市の 65 歳以上の高齢者の人口割合は、平成 22 年時点で 32.8% であり、全国割合 23.0%、愛媛県割合 26.6% を大きく上回る高齢化社会となっています。

一方、世帯数は 15,849 世帯で、昭和 60 年をピークに平成に移り減少傾向にあります。一世帯あたり人員は、昭和 30 年の 4.81 人から平成 22 年には 2.42 人となっており、核家族化及び単身世帯の増加の傾向が見られます。

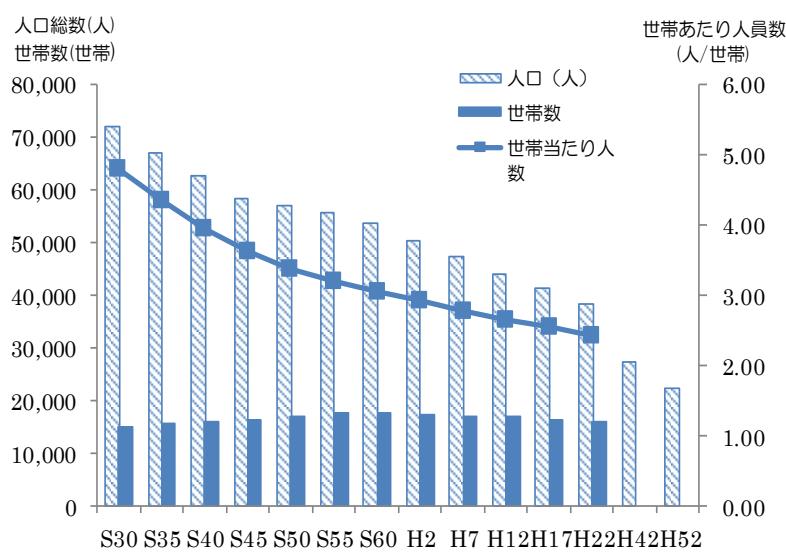
また、65 歳以上の高齢親族がいる世帯数は、8,116 世帯で、平成 17 年の 7,935 世帯と比べると増加傾向にあります。そのうち、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上・妻 60 歳以上）は、2,355 世帯(H22)と 2,271 世帯(H17)、高齢単身世帯(65 歳以上)は、2,462 世帯(H22)と 2,294 世帯(H17)となっており、高齢者のみの世帯が増加しています。

人口及び世帯推移（旧八幡浜市・旧保内町合算）

		人口（人）	人口増減（人）	世帯数	世帯当たり 人数
1955	S30	71,987		14,958	4.81
1960	S35	67,173	△ 4,814	15,415	4.36
1965	S40	62,715	△ 4,458	15,837	3.96
1970	S45	58,545	△ 4,170	16,158	3.62
1975	S50	56,964	△ 1,581	16,841	3.38
1980	S55	55,757	△ 1,207	17,478	3.19
1985	S60	53,622	△ 2,135	17,539	3.06
1990	H2	50,271	△ 3,351	17,141	2.93
1995	H7	47,410	△ 2,861	17,067	2.78
2000	H12	44,206	△ 3,204	16,755	2.64
2005	H17	41,264	△ 2,942	16,273	2.54
2010	H22	38,370	△ 2,894	15,849	2.42
2030	H42	27,388	△ 10,982	—	—
2040	H52	22,438	△ 4,950	—	—

資料 国勢調査

H42・H52 の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による



(2) 土地利用

土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、市街地と農地、森林など自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用に努めなければなりません。

八幡浜市の土地利用面積を見ると、その他部分（道路・河川など）を除くと、山林・原野が 40.56 km^2 (30.49%) と最も多く、これに農地（田・畠）の 32.26 km^2 (24.25%) を加えた緑地の面積は、 72.82 km^2 (54.74%) となり、市域の半分以上が緑地で覆われています。

土地利用の推移を見ると、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間に、宅地は $\Delta 0.07 \text{ km}^2$ の微減となっています。一方、農地（田・畠）及び山林・原野についても、 $\Delta 0.36 \text{ km}^2$ と微減しています。農地の多くは果樹園で形成されていますが、斜面地のかんきつ類を主とする樹園地が占めているため、都市的土地利用や水田農業に適した平坦地が乏しい状況にあります。

今後、農地や山林においては、多様な環境保全機能に配慮した土地利用・整備計画を立て、市街地においては環境と調和した土地利用を推進し環境負荷の低減と快適な環境の創造に努めることが望されます。

土地利用状況

(平成 24 年 1 月 1 日 現在)

区分	面積 (km^2)	構成比 (%)
農地（田・畠）	32.26	24.25
宅地	5.00	3.76
池沼	0.02	0.01
山林・原野	40.56	30.49
雑種地	1.38	1.04
その他	53.81	40.45
合計	133.03	100.00

資料：固定資産税概要調書

(3) 産業

(1) 就業構造

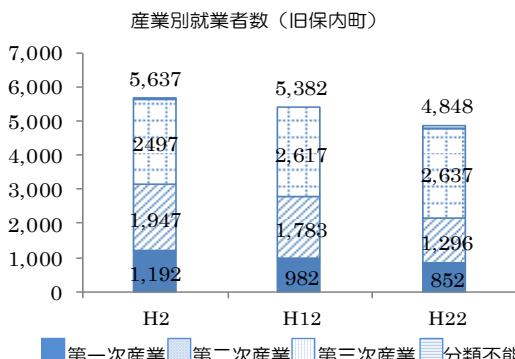
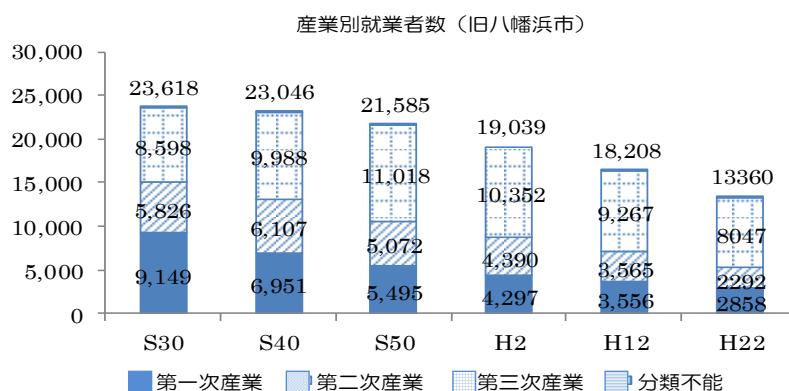
八幡浜市の就業者数は 18,208 人（国勢調査：平成 22 年 10 月 1 日現在）で、全国的な少子高齢化の進展による市の人口の減少とともに、減少を続けています。

産業別就業者数を見た場合、どの産業も減少が続いており、その伸び率は△26.2%となっています。また、就業者比率では、第 3 次産業が増加の傾向にあります。

産業別就業者数

年次	S30	S40	S50	H2			H12			H22		
対象	旧八幡浜			計	旧八幡浜	旧保内	計	旧八幡浜	旧保内	計	旧八幡浜	旧保内
総数	23,618	23,046	21,585	24,676	19,039	5,637	21,778	16,396	5,382	18,208	13,360	4,848
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
第一次産業	9,194	6,951	5,495	5,489	4,297	1,192	4,538	3,556	982	3,710	2,858	852
	38.9%	30.2%	25.5%	22.2%	22.6%	21.1%	20.8%	21.7%	18.2%	20.4%	21.4%	17.6%
第二次産業	5,826	6,107	5,072	6,337	4,390	1,947	5,348	3,565	1,783	3,588	2,292	1296
	24.7%	26.5%	23.5%	25.7%	23.1%	34.5%	24.6%	21.7%	33.1%	19.7%	17.2%	26.7%
第三次産業	8,598	9,988	11,018	12,849	10,352	2,497	11,884	9,267	2,617	10,684	8,047	2,637
	36.4%	43.3%	51.0%	52.1%	54.4%	44.3%	54.6%	56.5%	48.6%	58.7%	60.2%	54.4%
分類不能	1	18	36	1	0	1	8	8	0	226	163	63
	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	1.2%	1.3%

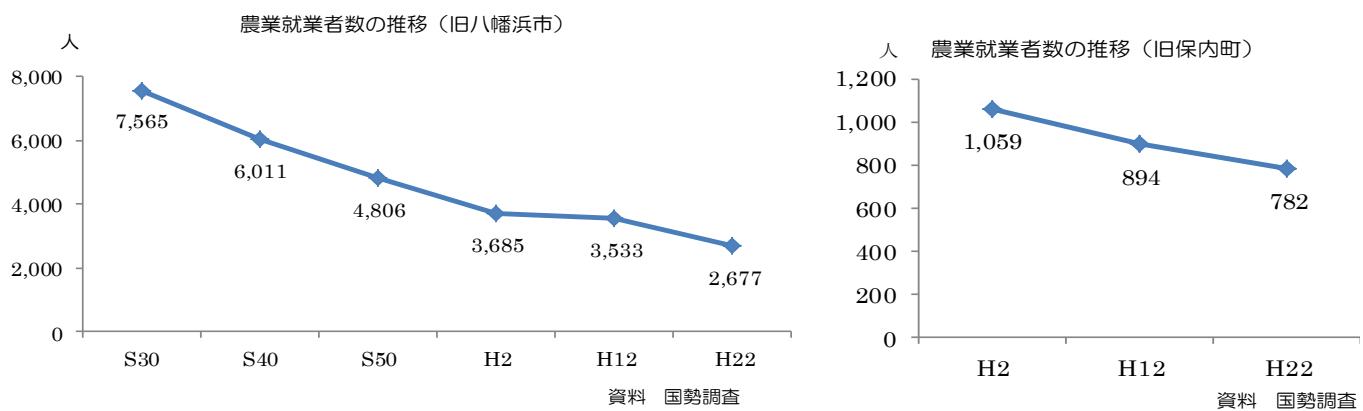
資料：国勢調査



(2)農業

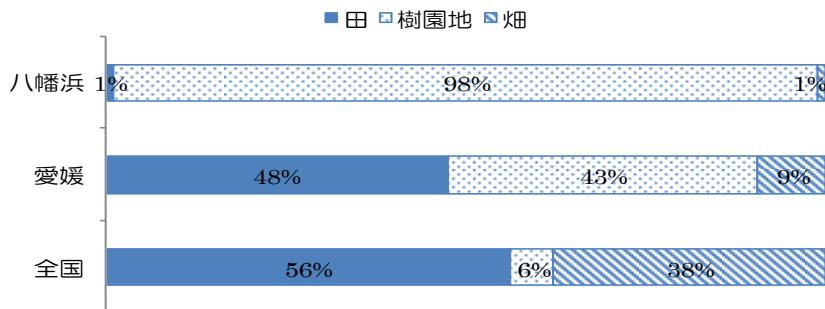
平成22年の国勢調査による農業就業者数は、3,459人であり、減少傾向にあります。農業従事者の高齢化及び後継者不足を反映し、農家戸数・農業従事者・経営耕地面積の減少が続いている。今後は、生産物の付加価値化にもつながる農薬使用の削減など、「人と環境にやさしい農業」の実現に向けた取り組みを推進することが必要です。

2010年（平成22年）世界農林業センサスによると、八幡浜市における経営耕地の98%が樹園地であり、田・畑はそれぞれ1%にすぎないことが分かります。これは、愛媛県及び全国の経営耕地の比率と比べて明らかな違いを示す大きな特徴となっています。



	経営耕地の状況 (H22)			
	田	樹園地	畑	合計
八幡浜	27	2,575	21	2,623
愛媛	16,823	15,221	3,339	35,383
全国	2,046,267	213,797	1,371,521	3,631,585

資料 2010 世界農林業センサス

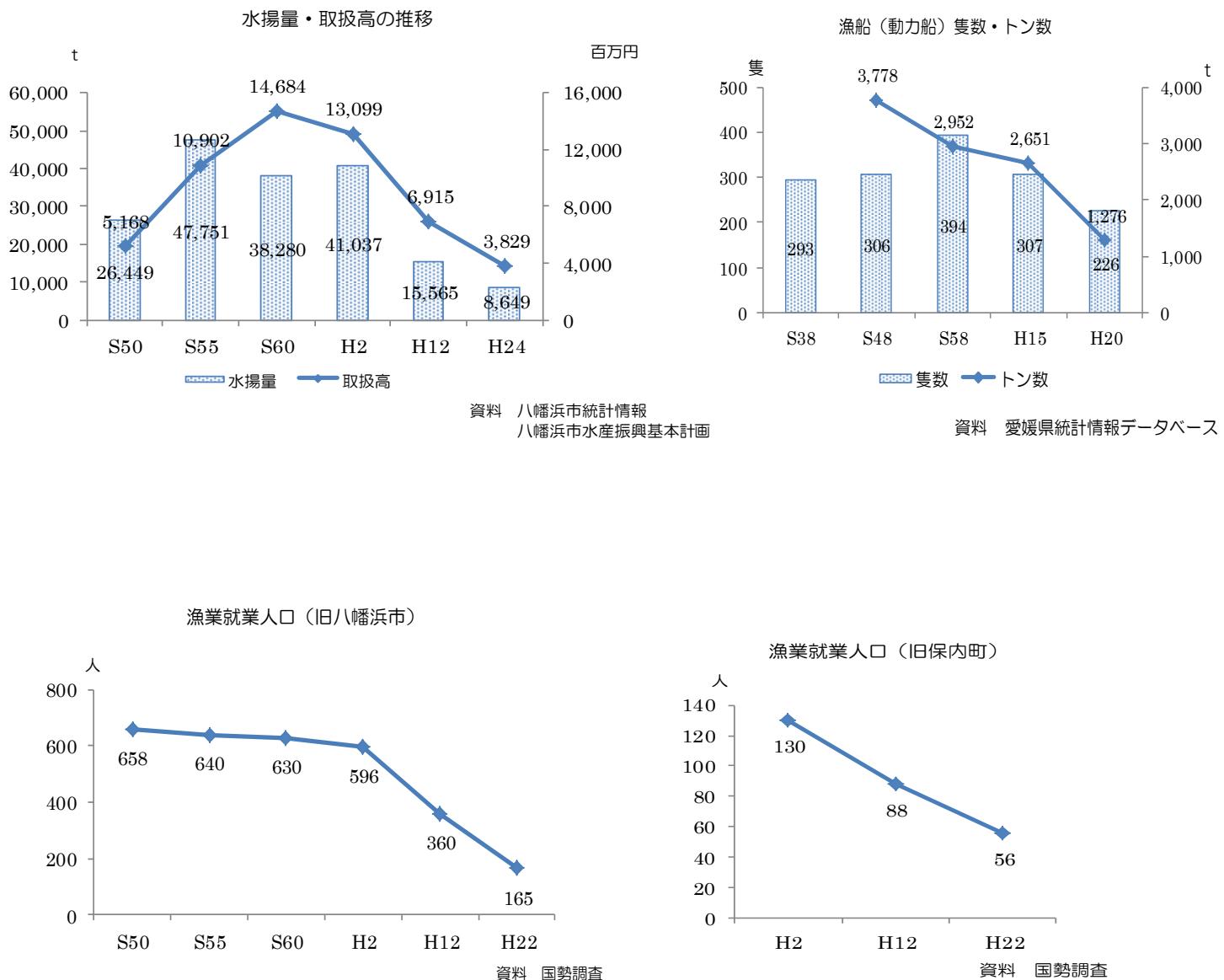


(3)水産業

平成 24 年度の八幡浜市水産物地方卸売市場の水揚量は 8,649t、取扱高は 3,829,021 千円であり、減少傾向にあります。

八幡浜市の漁業は、底引き網漁、刺網漁を中心に展開されており、以前は沖合底引き網漁による漁獲量が多くを占めていましたが、近年は資源の枯渇などによる不漁が続き水揚量が低迷している状況が続いているいます。

しかし、平成 24 年度末には、高度衛生管理型の水産物地方卸売市場が完成し、今後、品質・衛生管理の高度化を図ることにより取扱高の回復が期待できます。

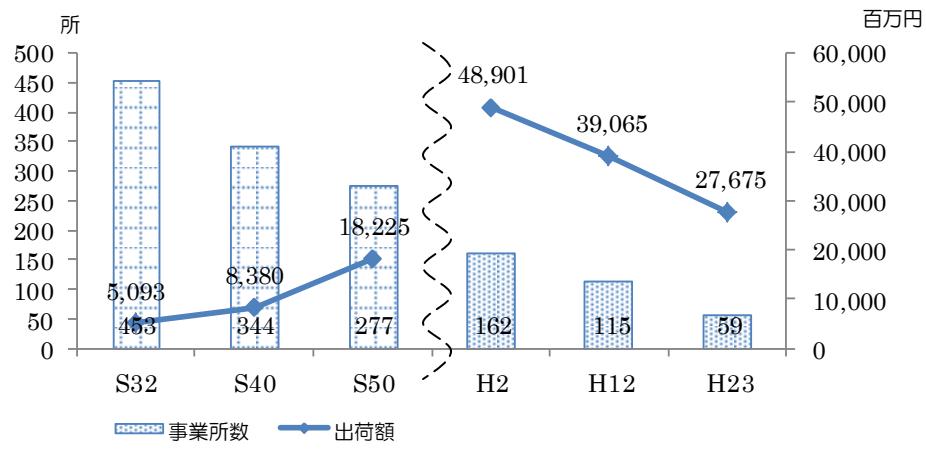


(4) 製造業

八幡浜市の平成23年度の製造業事業所（従業員4人以上）数は59事業所、製造品出荷額は約276億円、従業員は1,902人となっています。

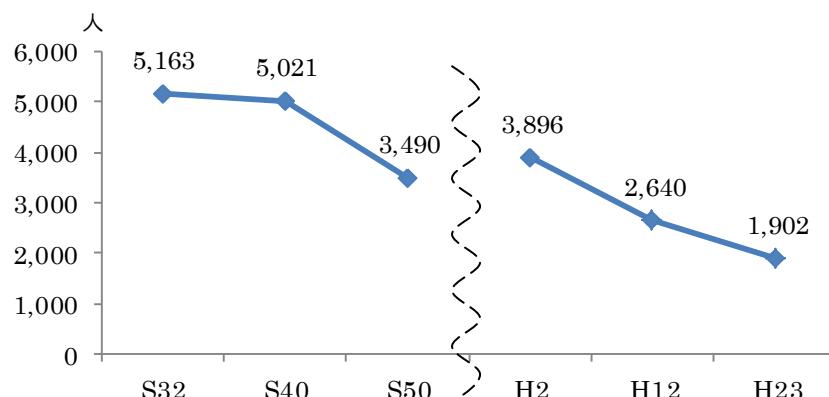
近年は、いずれも減少傾向が続いています。

製造業事業所数（従業員4人以上）・出荷額の推移



※S32・S40・S50は、旧八幡浜市のデータ。
H2以降は、旧八幡浜・旧保内を合算したデータ。

製造業従業者数の推移



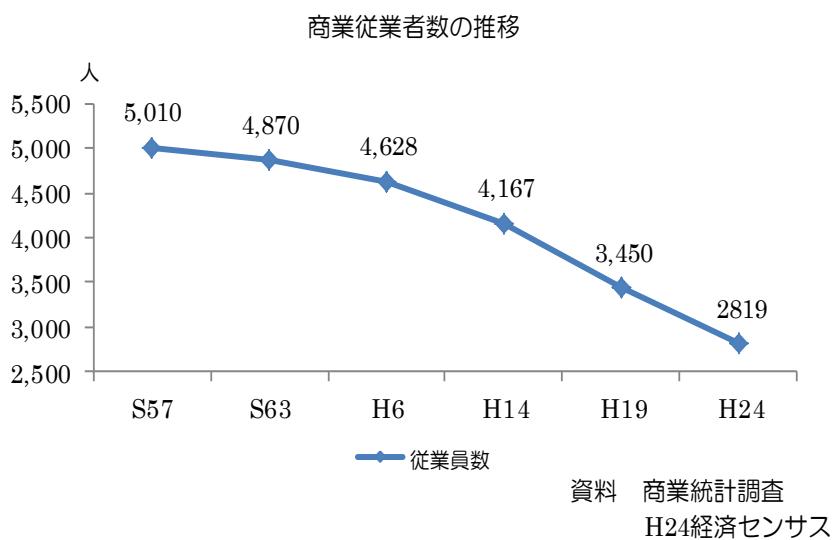
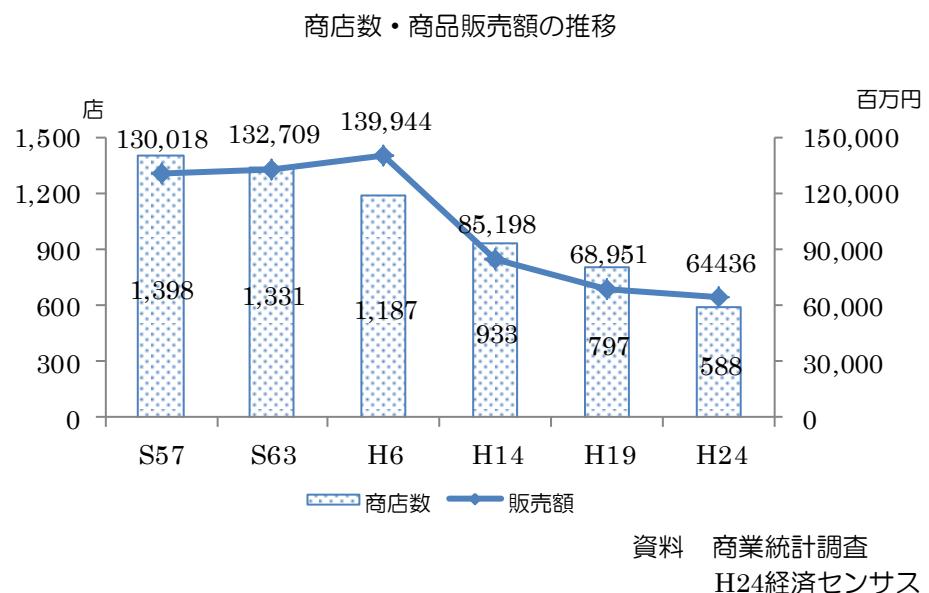
資料 工業統計調査

※S32・S40・S50は、旧八幡浜市のデータ。
H2以降は、旧八幡浜・旧保内を合算したデータ。

(5)商業

八幡浜市の平成24年度の商店数は、588店舗で、商品販売額は約644億円、従業員は2,819人となっています。

近年は、商店数、従業員数ともに減少傾向にあります。



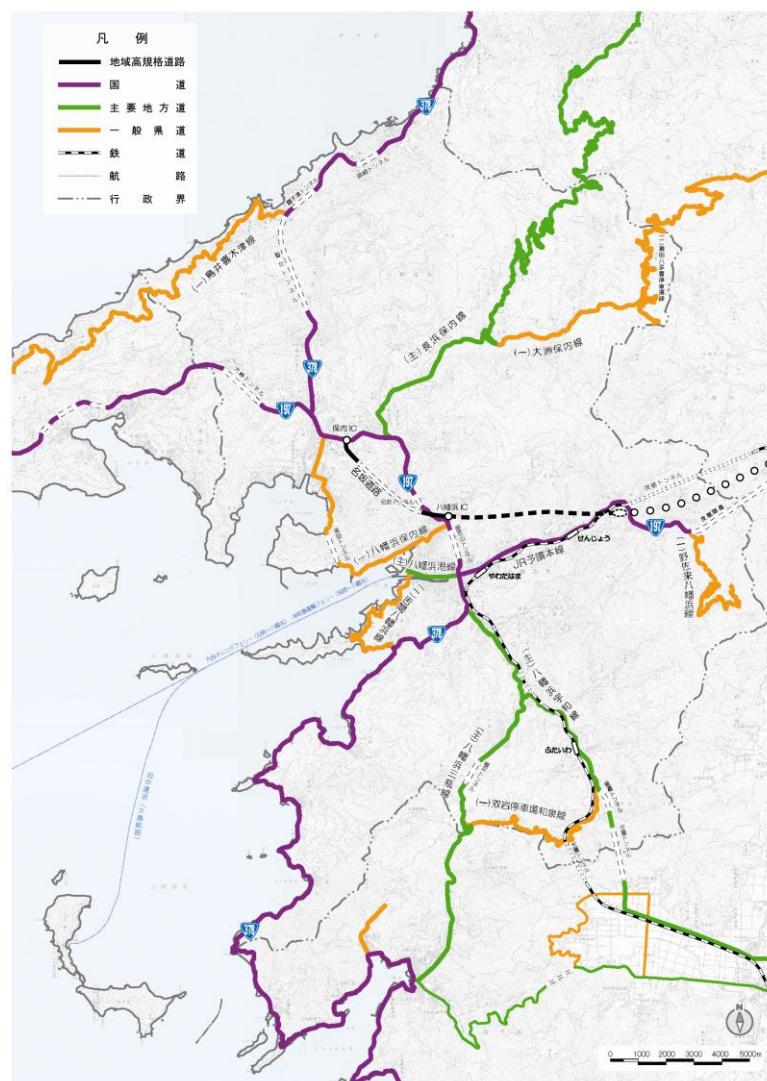
(4) 交通

(1) 概況

八幡浜市は、四国の西の玄関口といわれ、四国と九州を結ぶ海上交通の拠点となっており、全線開通が間近に迫っている東九州自動車道と航路および地域高規格道路を経て四国8の字ネットワークへと結ばれるルートは、東九州地区と京阪神地区を結ぶ最短ルートとなり、地域間の交流を通じて西日本における広域経済文化圏の形成をめざす太平洋新国土軸（第二国土軸）として機能することが期待されています。

また、市内には国道197号と378号の2本の国道が走り、これらを幹線軸として隣接の市町とつながっています。市内では、交通が集中するため渋滞が発生することが多く、これを解消するため、四国8の字ネットワークと大洲市北只で接続する地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の「名坂道路」が平成25年3月に開通し、その先線である「八幡浜道路」および「夜駆道路」も整備が進んでいます。

また、JR予讃線が市内を走り、千丈駅・八幡浜駅・双岩駅の3駅があり、通勤や通学、観光などに利用されています。



(2)自動車

八幡浜市の平成 23 年度の自動車保有台数（125cc 以上の二輪車を含む）は、25,261 台であります。近年は、若干の減少傾向にあります。

内訳をみると、貨物車が平成 2 年から約 31% 減少していますが乗用車は増加しており、人口が減少していることを考えると、一人あたりの乗用車保有台数は増加していると推測されます。

八幡浜市車種別自動車保有台数の推移

(台)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H24
貨物車	8,865	10,510	10,282	9,270	8,098	7,369	7,165
乗合自動車	109	107	115	112	111	114	116
乗用車	8,104	9,193	12,000	14,843	16,418	16,627	16,678
特種（殊）自動車	374	418	524	606	628	569	569
二輪車	501	775	818	876	825	815	789
合計	17,953	21,003	23,739	25,707	26,080	25,494	25,317

資料：愛媛県統計情報データベース

(3)鉄道

平成 22 年度の JR 八幡浜駅の旅客乗車人数は、358,488 人です。内訳をみると、普通旅客、定期旅客ともに減少傾向にありますが、普通旅客の減少幅が大きいようです。

公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、交通手段が公共交通機関から自動車に移行していることがうかがえます。

JR 八幡浜駅旅客乗車人数の推移

(人)

	S30	S40	S50	H12	H17	H22
普通旅客	561,169	758,910	530,827	249,891	184,768	149,257
定期旅客	148,443	432,061	164,468	205,093	232,547	209,231
合計	709,612	1,190,971	695,295	454,984	417,315	358,488

資料：愛媛県統計情報データベース

(4)船舶

平成22年度に八幡浜港および川之石港に入港した船舶は、合計10,530隻、総トン数は、18,405千tとなっています。入港船舶の隻数は減少していますが、総トン数は増加しています。

八幡浜港入港船舶の隻数・総トン数の推移

(隻・千t)

	S30	S40	S50	H10	H20	H22
入港船舶隻数	26,881	28,749	47,130	14,131	11,422	10,382
入港船舶総トン数	1,523	2,195	7,789	13,599	16,762	18,314

川之石港	S30	S40	S50	H10	H20	H22
入港船舶隻数	8,470	5,875	5,667	85	169	148
入港船舶総トン数	421	636	532	39	222	91

資料：愛媛県統計情報データベース

平成22年度に八幡浜港で乗降した人員は、419,203人、車両台数は300,500台となっています。乗降人員、車両台数ともに減少傾向にあります。

八幡浜港入港の乗降人員・乗降車両数の推移

(人・台)

	S30	S40	S50	H10	H20	H22
乗降人員総数	1,090,266	996,920	1,265,852	415,810	448,170	419,203
乗降台数	—	—	—	343,279	321,003	300,500

資料：愛媛県統計情報データベース

(5) 資源・エネルギー

(1) 水資源

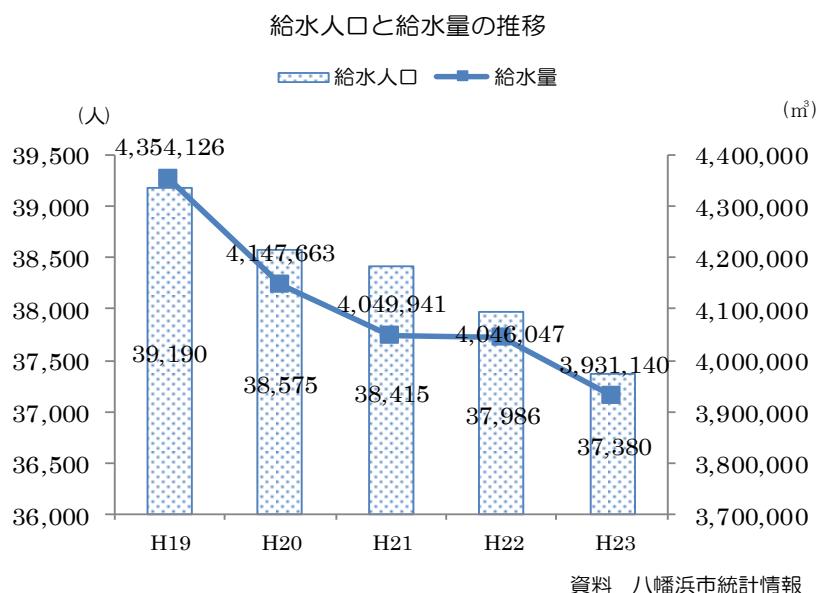
八幡浜市の給水人口および給水量は、減少傾向が続いている。水源は、地下水を取水するものが多く、表流水と比べて天候や季節に左右されることなく、安定した水量の確保ができます。しかし、既存水源の中には取水能力が低下し、補助水源の開発などにより取水量を確保している水源もあります。

水質基準の適合状況については、毎年水質検査計画を策定し、水道水が水質基準に適合していることを確認するために、市内の13ヶ所の給水栓で定期的に水質検査を行っています。現在、全ての水質項目で水質基準に適合しており、安全な水を給水していますが、今後も一層の水質管理を強化していく必要があります。

八幡浜市を中心とした沿岸部は、柑橘類の産地として全国的に名高い地域ですが、以前は、慢性的な水不足に悩まされていました。度々干ばつに見舞われ甚大な被害を被っており、安定的な農業用水の供給が強く望まれていました。

この水不足を解消するため、国営灌漑排水事業 南予用水地区（昭和47年着手～平成8年完了）として、樹園地に農業用水を配水するための幹線および支線水路などの新設、ならびに農業用水の水源を野村ダムとするための取水施設が整備されました。

事業の完了により樹園地への安定的な水供給が確保されるようになると、スプリンクラーの共同活用による防除・灌水がなされ、農作業の省力化が図られるとともに天候に左右されない安定的な柑橘栽培に役立っています。



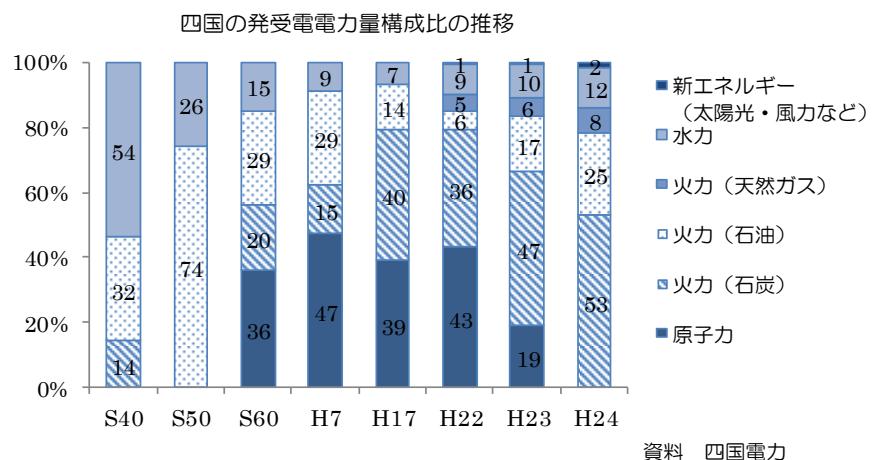
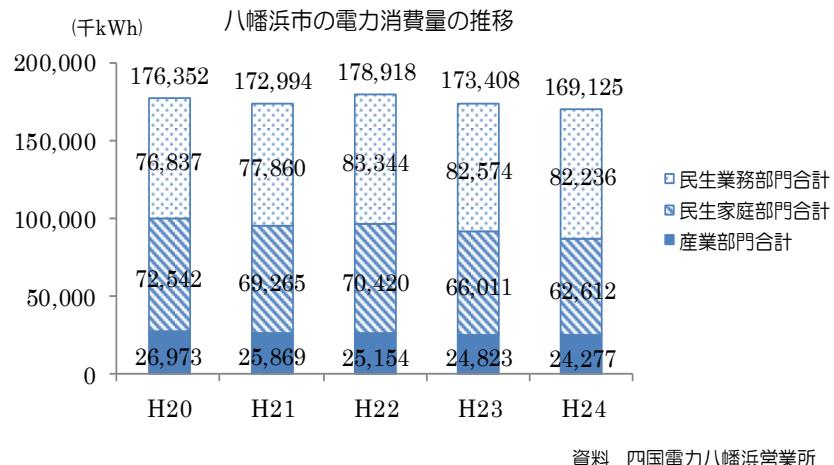
(2)エネルギー

エネルギーは、私たちの生活においてなくてはならないものとなっていますが、主要なエネルギー源を石油などの化石燃料に依存しており、燃焼により温室効果ガスを発生させ、地球温暖化の環境問題を引き起こしています。

エネルギー使用量において最も大きい電力消費量は、経年に見た場合、増減を繰り返しほぼ横ばい状態ですが、その内訳を見ると、産業部門・民生家庭部門は減少傾向にある一方、民生業務部門が増加傾向にあります。

四国の発受電電力量構成比は、平成22年度は、原子力約43%・火力（石炭・石油・天然ガス）約47%と原子力と火力がほぼ同程度となっていましたが、平成24年度には、火力（石炭・石油・天然ガス）のみで約86%を担っています。

また、電力消費量とともに地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出に影響しているガソリンなどの自動車用燃料の消費については、エコドライブの実践、エコ自動車の普及などに取り組み、消費量を削減していくことが必要です。



第3章 環境基本計画がめざすもの

八幡浜市では、望ましい環境像を明らかにし、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境負荷を低減し良好な環境を将来の世代へ引き継ぐため、市民・事業者・行政などの各主体の役割を明確にし、そして、協働の視点に立って環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

望ましい環境像

八幡浜市総合計画（以下「総合計画」という。）では、まちづくりの基本目標が次のように設定されています。

「 基本目標4　：　自然と共生し快適さと安全を享受するまちづくり」

望ましい環境像については、総合計画の基本目標の一つである「自然と共生し快適さと安全を享受するまちづくり」から環境に関連するものとして位置付けられる、

自然と共生するまち　八幡浜

を望ましい環境像とします。

この望ましい環境像については、環境基本条例第3条の基本理念の実現化をめざすものであり、環境基本計画の中長期的目標としておおむね20年後の八幡浜を示すものです。総合計画においては、この基本目標の実現をめざし施策の基本計画が定められていますが、環境基本計画においても、この基本目標を踏まえることとします。

環境基本計画でめざすべき「自然と共生するまち」とは、自然環境、経済環境、社会環境などが複雑に関わっている私たちの生活において、豊かな自然、安心・安全な暮らし、健やかな暮らし、相互に支え合う暮らしなどを将来の世代にわたって持続していくまちです。

そのためには、あらゆる場面において環境への配慮がされ、各主体の連携と協働により、複雑化・多様化している環境問題に積極的に取り組む必要があります。



基本方針

「自然と共生するまち ハ幡浜」を実現するため、環境分野ごとにめざす方針として次の項目を基本方針と位置付け、方針ごとに各種施策や取り組みを推進することとします。

～ ハ幡浜市が取り組むべき環境に関わる方針 ～

【脱温暖化をめざすまち】

地球温暖化や資源の枯渇などの地球環境問題は、その影響が地球規模で大きいこと、将来の世代にも及ぶことなどから、このまま放置した場合には私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化は、問題の大きさだけでなく、その原因である二酸化炭素などの温室効果ガスが電気などのエネルギーや自動車の燃料などの利用により排出され、私たちの生活に密接に関わっていることに特徴があります。

このような地球環境問題への対策は、市民、事業者、行政の各主体が、自らの行動が地球環境に様々な影響を与えていることを十分認識し、私たちの生活スタイルを見直すことが必要です。省エネルギーの取り組み、バイオマスなどの新しいエネルギー利用の取り組み、再生可能エネルギーの積極的な利用など、私たち一人一人ができる身近な活動から事業者や行政との協働での取り組みまで幅広く推進していきます。

【自然を守るまち】

ハ幡浜市の大きな特徴として「豊かな自然」があります。私たちは、この豊かな自然からさまざまな恩恵を受けて生活していますが、生活スタイルの変化によってこの豊かな自然が変化しつつあります。

森林には、水源の涵養機能や二酸化炭素の吸収による温暖化対策など、河川には、貴重な水資源の提供だけでなく身近な憩いと安らぎの場の提供など、自然は私たちの生活に欠かせない重要な役割を担っています。

このようなかけがえのない自然を守るために、「豊かな自然」の保全を推進していきます。そのためには、まずは自然の仕組みや自然に対して起きていることを知り、人との共存・共生を図っていく必要があります。さらには、地域固有の生物が生育・生息する場所を保全し、地域の生態系として保全するための対策を講じるなど自然と人とが共生する自然環境と生物多様性が保全されたまちをめざします。

【自然に触れるまち】

自然と人との共生を実現し、緑にあふれ潤いのある豊かな生活環境を実現するためには、私たちが水辺や緑といった自然環境と親しみ、自然への理解を深めることが重要です。

例えば、緑はただ増えればよいというものではありません。水は緑を育て、緑は水を貯え、安全で快適なまちの実現なくてはならない財産と言えるものです。また、爽やかな風や光を浴び、草花の香りを感じ、鳥や虫たちと触れあうことで、自然から命の大切さを学び、やすらぎを得ることができます。

水と緑の拠点を整備することによって、このような自然と触れ合う機会に恵まれた「自然と共生するまち」の実現に努め、市街地の良好な環境づくりに取り組みます。

【公害のないまち】

私たちが健康で安全に暮らすには、私たちの生活を支えるものとして水と空気は重要なものです。私たちの健康や安全に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの環境問題については、関係法令に基づき大気・水質などの環境基準に適合するよう、しっかりととした取り組みが必要です。

きれいな水とおいしい空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要であり、公害については情報収集を進め、安心・安全な暮らしをめざします。

私たちが、良好な環境の中で生活していくよう、大気・水質・騒音などの環境に対しての監視や発生源対策などの強化により、環境基準を達成・維持するとともに、より私たちの暮らしにやさしい生活環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進します。

【資源が循環するまち】

環境の課題として大きいものの一つにごみ問題があります。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活スタイルを見直し、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、環境にやさしい資源が循環する循環型社会への転換が求められています。

資源循環型社会の形成に向けて3Rを推進していくための施設整備や機能の確立とともに、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努めるとともに、ごみを取り巻く社会情勢の変化に対応していきます。

【参加と協働のまち】

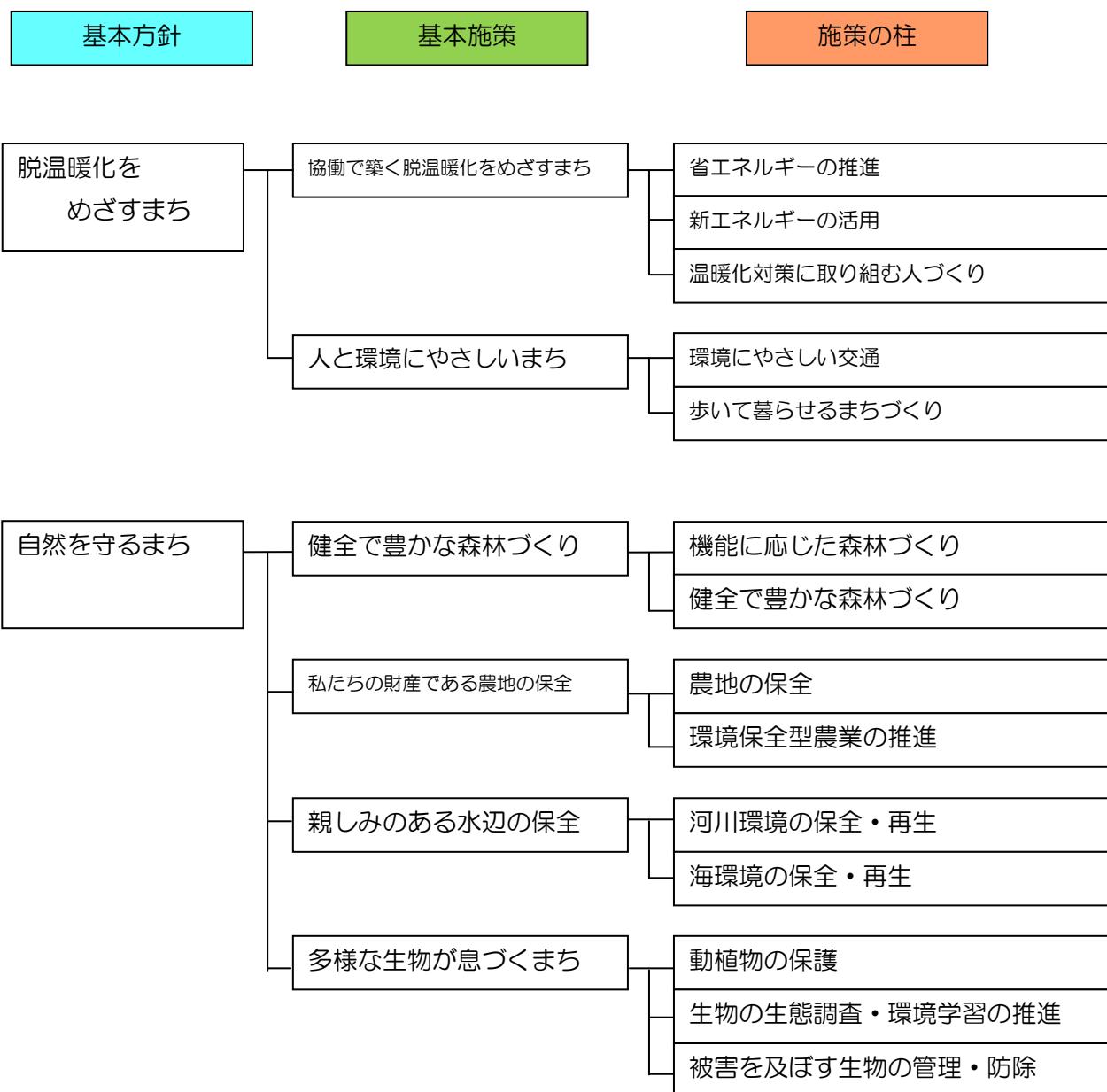
環境負荷を低減し、健全で恵み豊かな環境を将来へより良いかたちで引き継いでいくためには、市民・事業者・行政などの各主体が環境に対する正しい認識をもち、自主的、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、互いに連携、協力を進めていく活動の実践が必要です。環境問題は、広域化・多様化しており、市民・事業者・行政など、ある特定の主体だけでは解決できない問題が多くなっています。

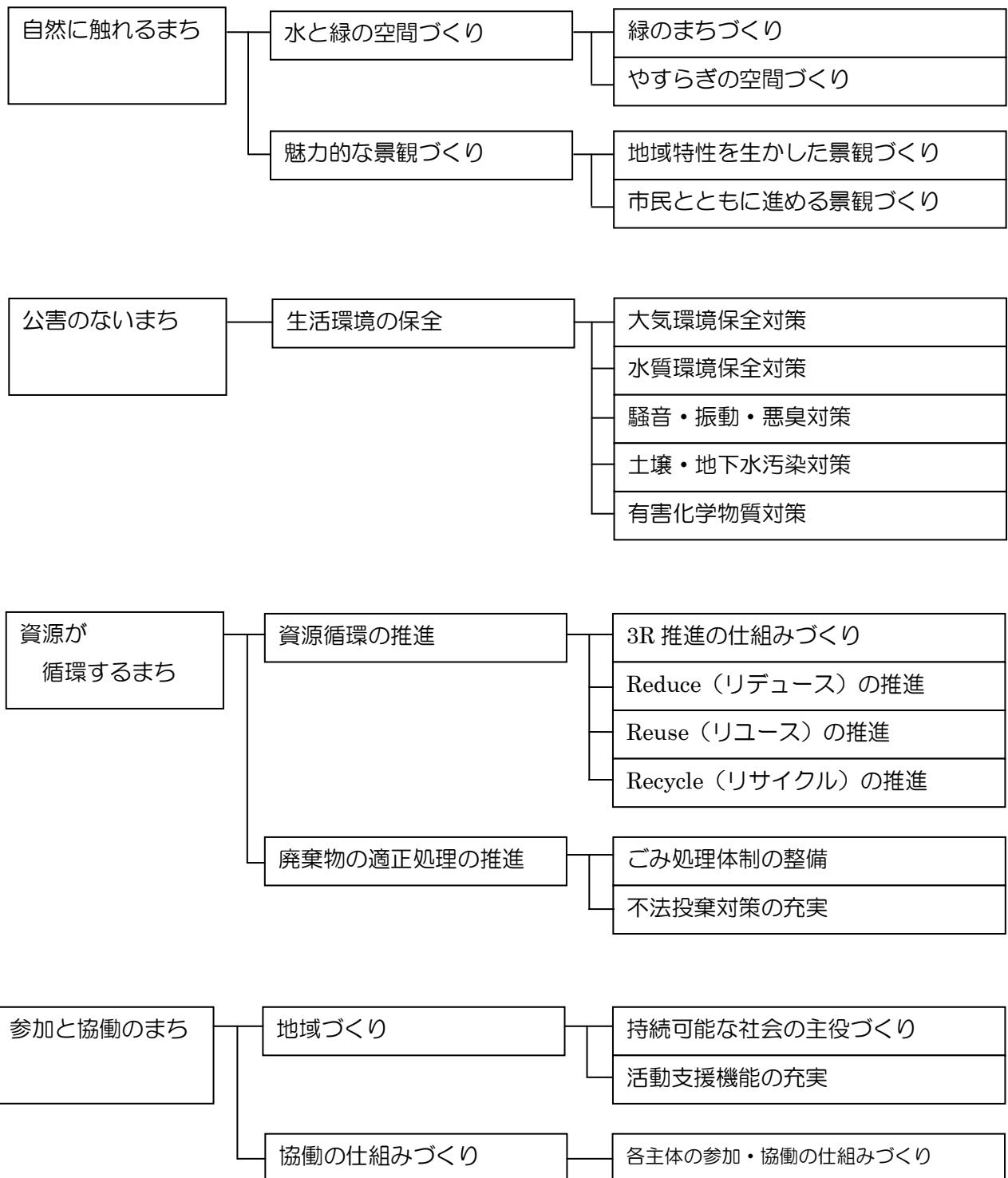
八幡浜市の環境をより良い方向へ導くために、これから八幡浜市を担う子どもたちの環境学習はもちろんですが、子どもだけでなく世代を越えて環境学習へ参加し、さらには、地域内での市民間の連携や市民・事業者・行政の連携や協働が推進されることで、すべての市民が自らの暮らしの中で環境について考え、環境保全活動が行われていくことが重要です。

第4章 施策の基本的方向と各主体の取り組み

施策の体系

望ましい環境像「自然と共生するまち ハ幡浜」を実現するために立てた 6 つの基本方針に含まれる施策を示します。





脱温暖化をめざすまち

基本施策 1 協働で築く脱温暖化をめざすまち

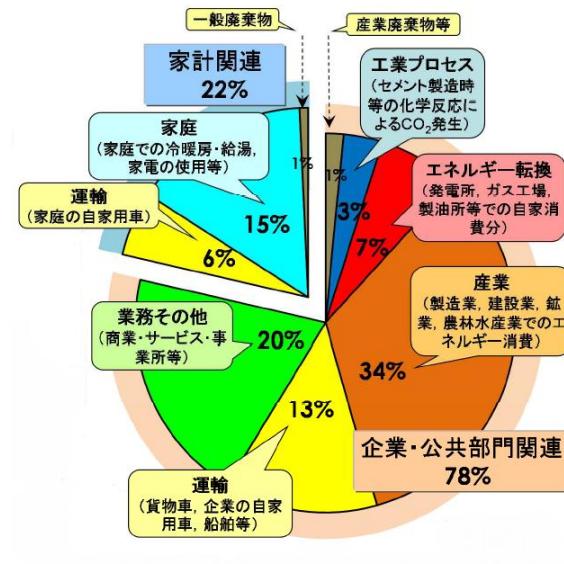
1 現状と課題

地球温暖化は、私たちのさまざまな活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増大により引き起こされており、私たちの生活に深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。そのため、世界中で温室効果ガスの削減を推進するため平成9年（1997年）に京都議定書が議決されました。また、環境基本計画策定のために行ったアンケート調査によると、関心のある環境問題として地球温暖化は、市民アンケートでは全体の52.5%、事業所アンケートでは全体の34.0%の回答があり、高い関心を示していることが分かりました。

日本においても、京都議定書の温室効果ガス削減の目標である「2012年（平成24年）までに1990年（平成2年）比6%削減」に向けて、行政のみならず産業界をはじめとするあらゆる分野で削減の取り組みを進めてきましたが、2011年（平成23年）における国全体の温室効果ガスの総排出量は13億800万tで、京都議定書の規定による基準年と比べると、3.7%（4,640万t）の増加となっています。

また、温室効果ガス削減に向けた主な取り組みとして、八幡浜市では、再生可能エネルギーの利用促進のため住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助、小中学校への太陽光発電システムの設置、使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し公用車に使用するなどの取り組みを行っています。しかし、石油などの化石燃料を用いるエネルギーと比較して温室効果ガスの排出量が少なく、さらに永続的な利用が可能である再生可能エネルギーの利用の普及はまだまだ不十分であり、再生可能エネルギーの導入促進は今後の課題となっています。

八幡浜市の今後の温暖化対策については、地域の実情に応じた対策を講じていく必要があります。それには、公共施設の改修・改築による省エネ対策、省エネ機器・設備の導入促進、再生可能エネルギー利用の普及・促進、エコ自動車の普及などの直接的な削減対策を講じていくとともに、市民、事業者への普及啓発および情報提供により生活スタイルやビジネススタイルの転換を図っていくことも重要です。



温室効果ガス排出量（部門別割合）

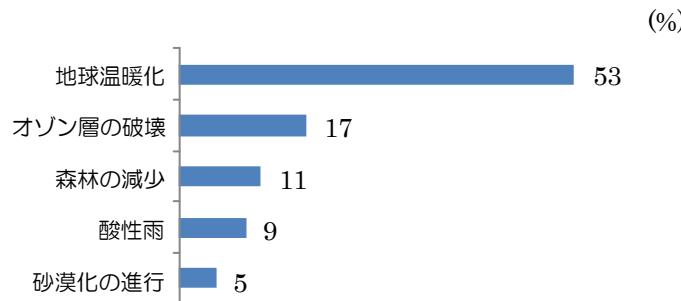
資料 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(NIR)

八幡浜市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

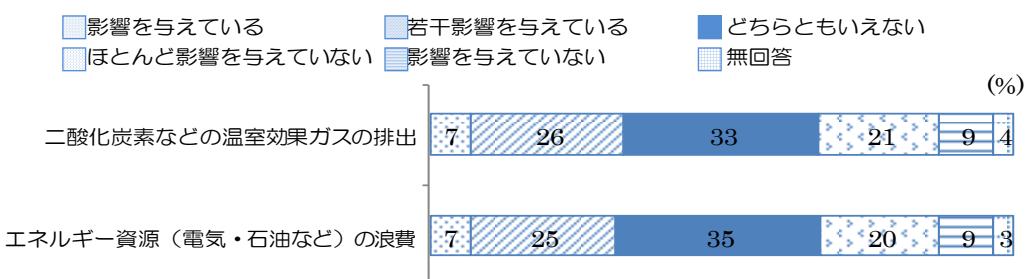
(t-CO₂/年)

	H16		H22		増減率
	排出量	割合	排出量	割合	
産業部門	52,608	25.2%	36,727	20.9%	▲30.2%
民生家庭部門	43,849	21.0%	35,033	19.9%	▲20.1%
民生業務部門	39,457	18.9%	35,420	20.1%	▲10.2%
運輸部門	72,671	34.8%	68,657	39.0%	▲5.5%
合計	208,585	100.0%	175,837	100.0%	▲15.7%
人口	42,730	-	39,218	-	▲8.2%
一人当たり排出量	4.9	-	4.5	-	▲8.2%

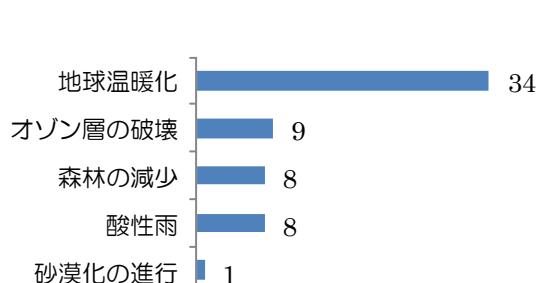
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋） （市民アンケートより）



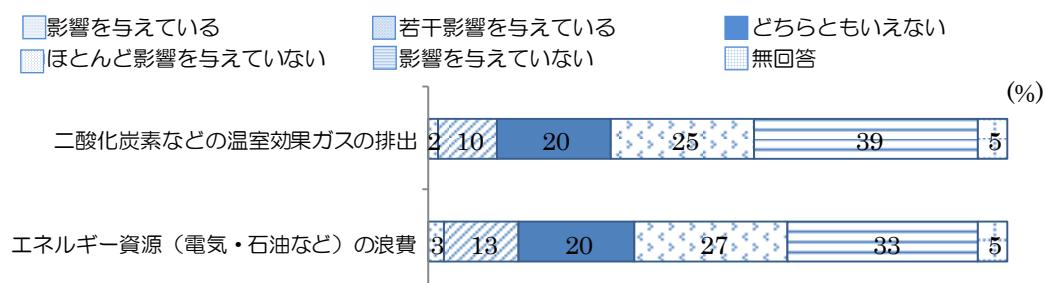
市民が日常生活において環境に及ぼしている影響（一部抜粋） （市民アンケートより）



事業所が関心を持っている環境問題（一部抜粋） （事業所アンケートより）



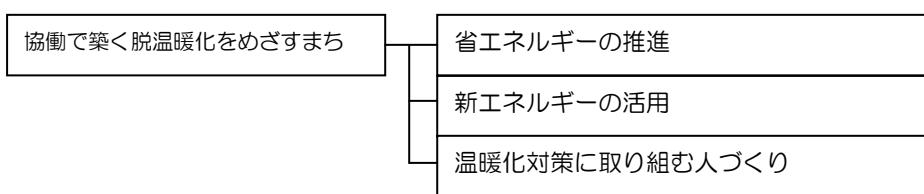
事業活動において環境に及ぼしている影響（一部抜粋） （事業所アンケートより）



2 基本方向

温室効果ガスの大幅な削減を実現するには、さまざまな施策を実践する必要があります。そのためには、産業部門の排出量を削減するだけではなく、エコ自動車の導入、エコドライブの実践による運輸・交通部門での取り組み、そして家庭部門においては、再生可能エネルギーの利用促進、二酸化炭素吸収源である森林の保全、市民の理解と協力に基づく省エネルギーへの生活スタイルの転換などによる取り組みを中心として温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。

3 施策の柱



4 目標

八幡浜市の温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めることから、二酸化炭素排出量を削減目標の対象とします。

指標	算定式	基準値	目標
市全体の二酸化炭素総排出量	1年間の二酸化炭素排出量	17.6万t-CO ₂ (H22)	毎年 1%削減

※ 削減目標については、国の動向により必要に応じて見直します。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
産業部門 CO2 排出量	製造業・農林水産業・建設業における1年間の二酸化炭素排出量	3.7万 t-CO2	H22	減少
家庭部門 CO2 排出量	家庭における1年間の二酸化炭素排出量	3.5万 t-CO2	H22	減少
事業系部門 CO2 排出量	商業・サービス業における1年間の二酸化炭素排出量	3.5万 t-CO2	H22	減少
運輸部門 CO2 排出量	自動車などの1年間の二酸化炭素排出量	6.9万 t-CO2	H22	減少
1世帯当たりの 1年間の電気の使用量	1世帯における1年間の電気使用量 家庭部門電気使用量 ÷ 世帯数 (H22.12末現在)	4,133 kWh	H22	減少
新エネルギーの導入状況	住宅用太陽光発電システムの設置補助件数(年度) (79 件)	299.14 kWh	H24	維持
温暖化に係る 環境学習の参加者数	温暖化防止に関する学習会(BDF事業など)の参加者	80 人	H24	増加

5 具体的施策

省エネルギーの推進

～ 省エネルギーに取り組み、二酸化炭素を減らします ～

地球温暖化の深刻化や化石燃料の枯渇など私たちのエネルギーを取り巻く環境は、日に日に悪化しています。地球温暖化を最小限に抑えるためにも、可能な限り省エネルギーに取り組み、エネルギーを有効に利用することが重要です。

近年では、家庭でのエネルギー消費が非常に多くなっており、温室効果ガス增加の一因となっています。そのため省エネルギー対策などの取り組みを推進していくことにより、二酸化炭素を減らすまちをめざします。

施策

(1) 家庭部門の省エネルギー対策

①省エネ生活の普及

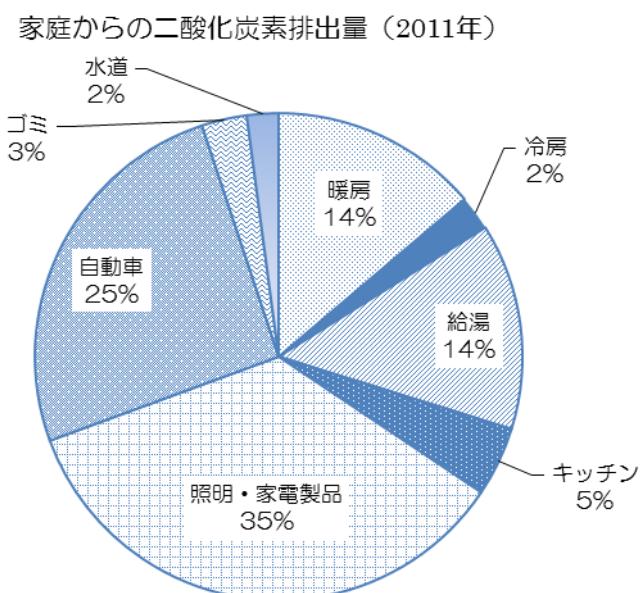
- ・電化製品の買い替え時には、省エネ型の製品の購入を推進します。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・自動車の買い替え時には、エコ自動車の購入を推進します。
- ・省エネ教室の開催により意識の向上を推進します。
- ・食品などの地産地消を促進し、輸送によるエネルギー消費を削減します。

②省エネ生活の実践

- ・省エネに関するガイドブックなどを参考に、家庭でできる省エネ行動を促進します。
- ・環境家計簿を使用して、家庭のエネルギー使用量の把握を推進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・徒歩や自転車の利用を促進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

③省エネ対策

- ・うちエコ診断の受診を促進し、家庭のエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の把握を推進します。
- ・長期優良住宅や省エネ住宅の普及を促進します。
- ・屋上の緑化や壁面の緑のカーテンなどの住宅緑化を推進します。



資料 温室効果ガスインベントリオフィス

(2) 事業者の省エネエネルギーの推進

①省エネ事業活動の普及

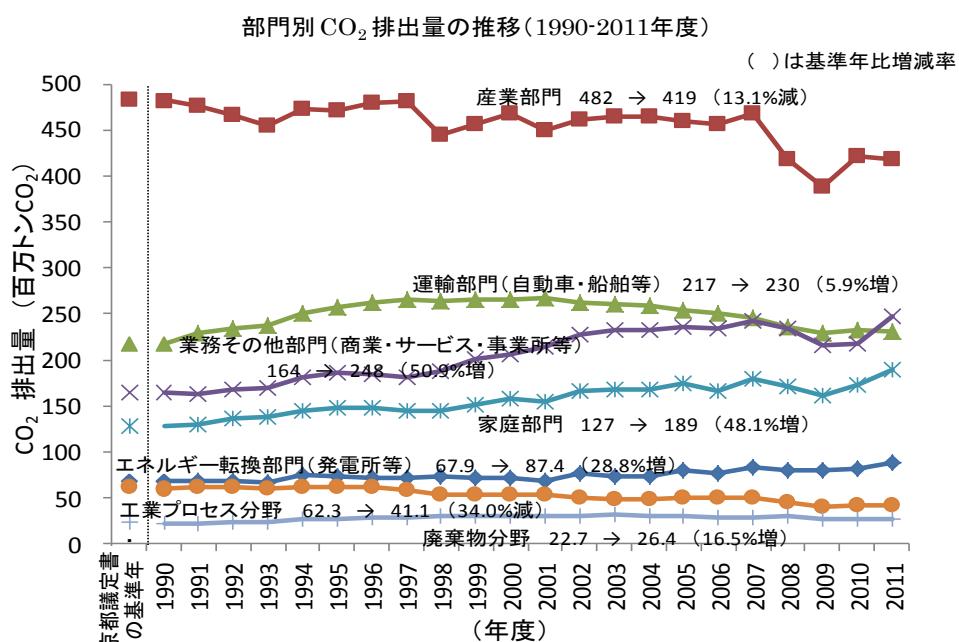
- ・営業時間の見直しを推進します。（サマータイム制などの導入）
- ・事務機の更新時には、省エネ型の事務機の導入を推進します。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・社用車の買い替え時には、エコ自動車の購入を推進します。

②省エネ事業活動の実践

- ・省エネに関するガイドブックなどを参考に、事業所でできる省エネ行動を促進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・ノーマイカーデーによる、徒歩や自転車の利用を推進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

③省エネ対策

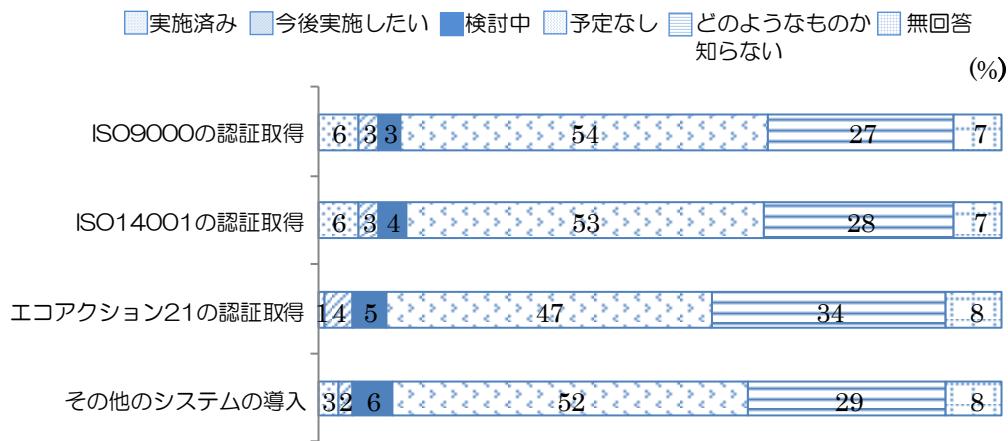
- ・事業所全体の温室効果ガス排出量の把握を促進します。
- ・環境マネジメントシステム（エコアクション21・ISO14001など）の導入を推進します。
- ・ESCO事業への取り組みを推進します。
- ・企業向けの省エネルギー診断の受診を促進し、事業所の省エネ対策を推進します。



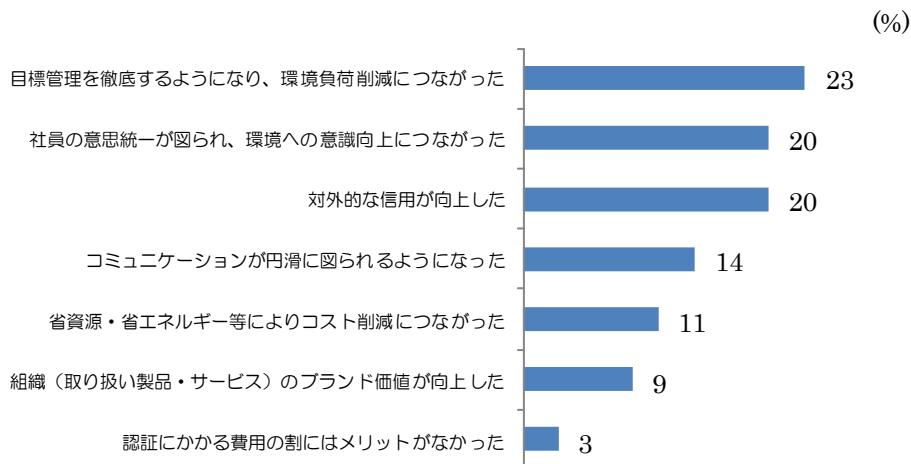
出展 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス編「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」

環境に関する管理手法（環境マネジメントシステム）を導入しているか（抜粋）

（事業所アンケートより）



環境マネジメントシステムの認証効果について（事業所アンケートより）



新エネルギーの活用

～ 環境にやさしいエネルギーのまちにします ～

地球温暖化の防止には、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減、そして石油などの化石燃料への依存を減らすことが必要不可欠です。そのために、再生可能エネルギーなどの新エネルギーの導入をさまざまな分野において推進し、環境にやさしいまちづくりを市民・事業者との協働で取り組んでいきます。

しかし、新エネルギーには、多くの課題もあります。化石燃料と比べ、エネルギーに変換するための費用が掛かる割には、一度にたくさんつくることができません。また季節や昼夜によって、発電量が変動します。私たちの暮らしにおいて、電力やガソリンなど、エネルギーの消費量は増え続けています。技術開発は進んでいますが、消費量が増え続けるままでは、エネルギー資源の不足や地球温暖化の問題は解決しません。

新エネルギーは、地域にある資源を活用するエネルギーです。恵まれた資源をどう生かし、暮らしやすい未来のために、多様なエネルギーをどのように使うのかを考えることが大切です。

施策

(1) バイオマスエネルギーの利活用

- ・使用済み天ぷら油からのバイオディーゼル燃料(BDF)の製造および利用拡大を促進します。
- ・木質ペレットなどの木質バイオマスの利用を推進します。
- ・バイオマス活用のためのプロジェクトなどへは、積極的に参加します。
- ・バイオマスエネルギーに関する情報提供を促進します。

八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト(H21.5～)

※ 地区公民館回収分

	H21	H22	H23	H24
廃食用油回収量	2,883㍑	4,786㍑	5,171㍑	4,304㍑
精製 BDF 量	2,594㍑	4,307㍑	4,653㍑	3,873㍑
CO2 削減量	6,796kg	11,284kg	12,190kg	10,147kg
ごみ削減量	2,652kg	4,403kg	4,757kg	3,959kg

【八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクトとは】

市内から排出される使用済み天ぷら油を回収するとともに、そこから精製したバイオディーゼル燃料をごみ収集車などの公用車に使用して、二酸化炭素の排出量削減、廃棄物の減量化に取り組み、地球温暖化対策および循環型社会の構築を目指すプロジェクトです。

この取り組みは、「じゃこ天」の製造が盛んな八幡浜市が、使用済み天ぷら油という軽油に代わるバイオディーゼル燃料の油田を擁している一つの国（地域）という事で『八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト』と名付けました。

(2) 再生可能エネルギーの利活用

- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を促進します。
- ・公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・八幡浜市内における再生可能エネルギーの設置可能性について調査・研究します。
- ・未利用エネルギー（工場の廃熱など）の有効活用について調査・研究します。
- ・再生可能エネルギーに関する情報提供を促進します。

温䁔化対策に取り組む人づくり

～ 市民・事業者とともに二酸化炭素を減らします ～

環境にやさしいまちの実現には、行政のみならず市民・事業者など多様な主体が連携し、それぞれが自らの役割を認識し、実践していく必要があります。地球温暖化防止のために環境学習の充実を図り環境保全に取り組む人材の育成を行っていくとともに、温䁔化対策を推進していくための仕組みを構築していく必要があります。

施策

(1) 環境学習・人材の育成

- ・地球温䁔化に関する情報提供を促進します。
- ・地球温䁔化に関する環境学習の充実を図ります。

- ・家庭、事業所、地域などのあらゆる場において、地球温暖化について考える機会が増えるように努めます。（広報・市HPなどによる啓発）
- ・愛媛県地球温暖化防止活動推進員の育成を推進します。
- ・図書館などにおける環境関連書籍の充実を図ります。

(2) 温暖化対策の仕組みづくり

- ・八幡浜市地域省エネルギー・ビジョンを推進します。
- ・八幡浜市地球温暖化対策実行計画を推進します。
- ・愛媛県地球温暖化防止活動推進センターとの協働による温暖化対策事業に取り組みます。
- ・温室効果ガスの吸収源対策（森林整備など）を推進します。
- ・市民、事業者とともに取り組む森林保全活動などの地球温暖化対策を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎省エネルギーの推進

取り組み	市民	事業者	行政
省エネ対策を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域でできる省エネを実践 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの実践 ・省エネ診断の受診 ・省エネ型の電化製品を使用 ・環境家計簿をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所でできる省エネを実践 ・省エネ診断の受診 ・省エネ型の事業機器の使用 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの実践 ・貨物自動車の交通量削減を推進 ・環境マネジメントシステムの認証取得 ・事業活動内容の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ対策の普及啓発 ・省エネ診断の受診 ・省エネ診断の推進 ・公共施設での省エネ率先行行動 ・エコ自動車の利活用 ・エコドライブの実践 ・省エネルギー・ビジョンの推進 ・温暖化対策実行計画の推進

◎新エネルギーの活用

取り組み	市民	事業者	行政
新エネルギー導入を進める	・太陽光発電システムの設置	・太陽光などの再生可能エネルギーや排熱などの未利用エネルギーの利用	・太陽光エネルギーの導入促進 ・太陽光発電システム設置補助制度の拡充
	・新エネルギーの導入の検討	・新エネルギーの導入の検討	・公共施設に再生可能エネルギー利用システムを導入 ・事業者の新エネルギー導入を啓発、支援
	・じゃこ天国油田化プロジェクトへの協力	・じゃこ天国油田化プロジェクトへの協力 ・バイオディーゼル燃料の利用拡大	・じゃこ天国油田化プロジェクトの促進と取り組み支援

◎温暖化に取り組む人づくり

取り組み	市民	事業者	行政
環境学習・人材の育成	・温暖化に関する学習 ・環境に関する情報収集	・温暖化に関する学習 ・環境に関する情報収集	・学習の機会の提供 ・温暖化に関する情報提供 ・温暖化防止活動推進員の育成
仕組みづくり	・地域省エネルギービジョンの実施	・地域省エネルギービジョンの実施	・温暖化対策実行計画の推進 ・地域省エネルギービジョンの推進 ・温暖化防止活動推進センターとの協働

基本施策 2 人と環境にやさしいまち

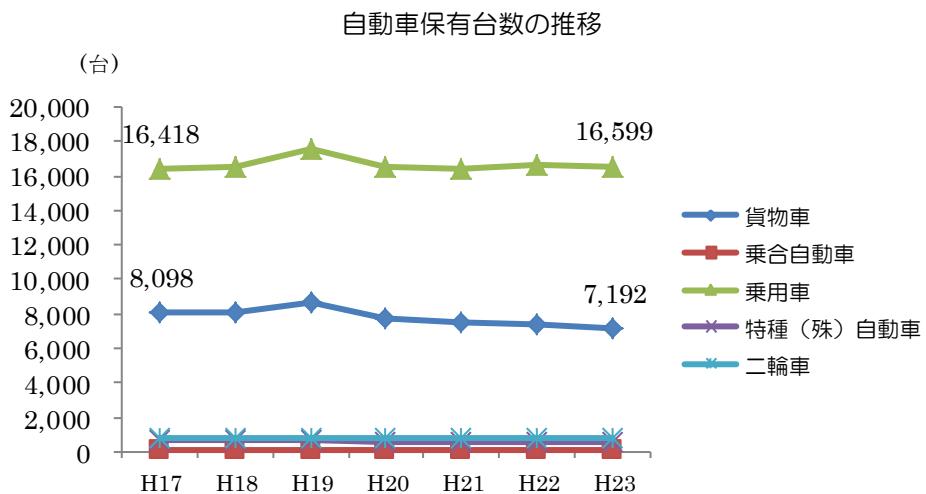
1 現状と課題

社会環境が変化する中、これまでのような大量生産・大量消費にともなう拡大を基本としたまちづくりでは、さらに自動車に依存した生活をもたらし、環境負荷の増大などさまざまな問題を引き起こすことが懸念されます。

地球温暖化の主な原因である温室効果ガス排出量のうち、運輸部門からの温室効果ガス排出量は高い割合を占めており、ハ幡浜市内の自家用自動車登録台数についても、増加傾向を示しています。また、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者数は、減少傾向にあります。

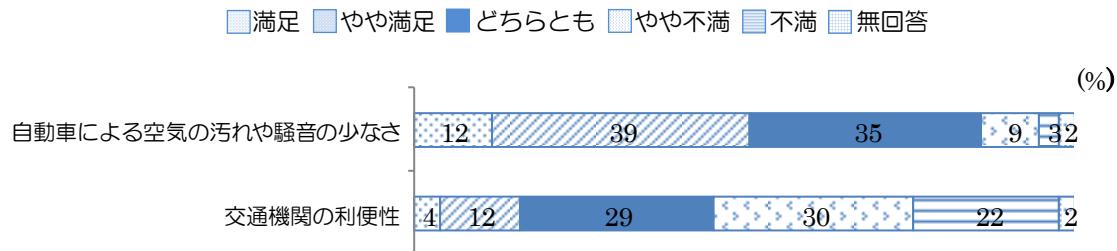
ハ幡浜市の運輸部門における平成22年度（2010年）の温室効果ガス排出量は、約68,657t-CO₂で市全体の温室効果ガスの排出量の39%を占めており、各部門の中で一番多い割合となっています。今後、運輸部門での温室効果ガスの削減を進めるためには、バスやタクシーなどへのエコ自動車やクリーン燃料の導入推進、さらに、自家用自動車対策として、エコ自動車への転換やエコドライブの実践、カーシェアリングの普及を推進していく必要があります。また、エネルギーや交通機関が効率的に利用できるよう、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した集約型のまちの構築を推進します。

自動車の利用を減らし、徒歩や自転車の利用により環境にやさしいまちづくりを進めることは、温室効果ガスの排出量削減にもつながることから、今後より一層重要となってきます。

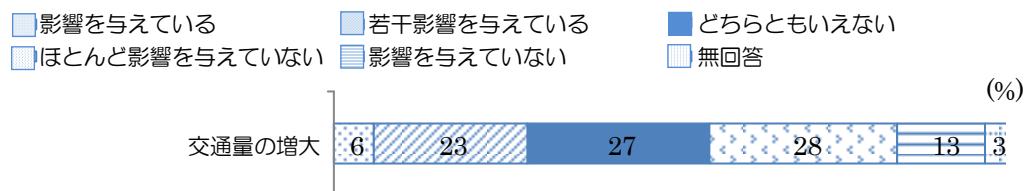


資料 愛媛県統計情報データベース

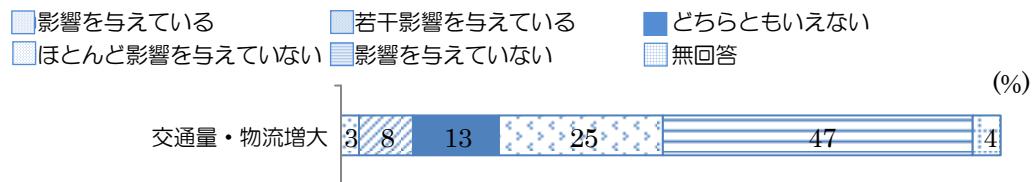
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



市民が日常生活において環境に及ぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



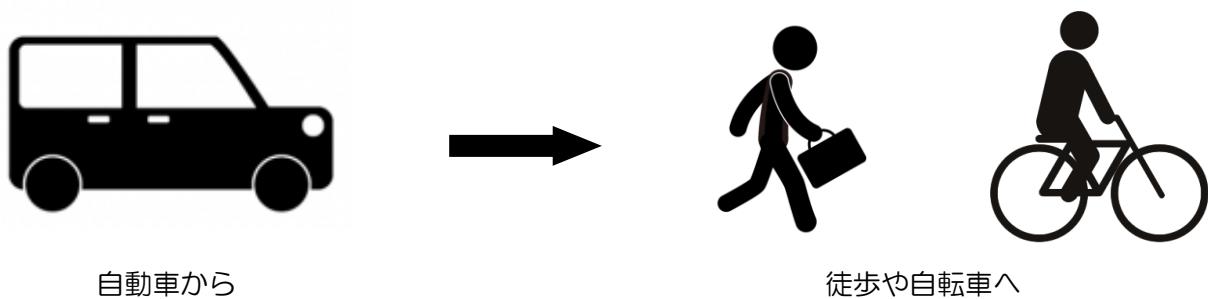
事業活動において環境に及ぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）



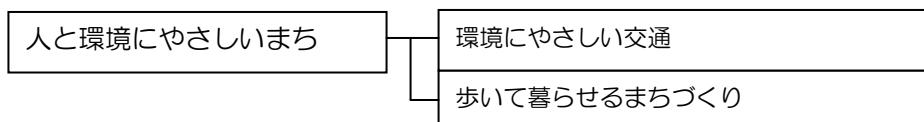
2 基本方向

温室効果ガスの削減のためには、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進、私たちの生活スタイルの転換などとともに集約型のまちの構築に取り組むことが重要となります。

八幡浜市においても、これまでの自動車を中心とした交通手段から、徒歩や自転車の利用転換を促進するとともに中心市街地においてコンパクトな拠点機能の整備を推進し、自動車由来の温室効果ガスの削減をめざします。



3 施策の柱



4 目標

八幡浜市の温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めることから、二酸化炭素排出量を削減目標の対象とします。(※基本施策1と共に目標です。)

指標	算定式	基準値	目標
市全体の二酸化炭素総排出量	1年間の二酸化炭素排出量	17.6万t-CO ₂ (H22)	毎年 1%削減

※ 削減目標については、国の動向により必要に応じて見直します。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
運輸部門の二酸化炭素排出量	自動車などの1年間の二酸化炭素排出量	6.9万 t-CO ₂ H22	減少
自転車駐輪場の収容台数	公共自転車駐輪場の収容台数	200 台 H25	増加
公用車のエコ自動車の台数	市が保有するエコ自動車の台数	5 台 H25	増加

5 具体的施策

環境にやさしい交通

～ 環境に配慮した交通により二酸化炭素を減らします ～

自動車での移動を中心とする生活スタイルが定着し、自家用自動車の保有台数が増加しています。自動車利用の過度の依存は、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの排出量を増加させ、大気汚染や騒音問題などの問題も引き起こしています。

こうした自動車利用による環境負荷を減らすためには、徒歩や自転車への利用転換を行う必要があります。そのためにも、徒歩や自転車で安全に利用できる道路整備や公共施設などにおける駐輪場の施設整備を推進していきます。

また、自動車については、エコ自動車への転換、エコドライブの実践を推進し、二酸化炭素の削減を図っていきます。

施策

(1) 環境にやさしい交通

①マイカーからの利用転換

- ・マイカーの過度な利用を控え、適正利用を推進します。
- ・徒歩や自転車への利用転換の啓発を促進します。

②環境負荷の低減につながる交通施策の推進

- ・通勤などにおいてノーマイカーデーの実施を推進します。
- ・エコ自動車の普及を促進します。
- ・カーシェアリングを推進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・安全に利用できる徒歩・自転車通行環境の整備を推進します。
- ・自転車駐輪場の整備・拡充に努めます。
- ・レンタサイクルを推進します。

- ・パーク＆ライドを推進します。
- ・モーダルシフトを推進します。

(2) 円滑な交通の推進

- ・市内幹線道路（大洲・八幡浜自動車道など）の整備を促進します。
- ・道路渋滞箇所の解消に努めます。

歩いて暮らせるまちづくり

～ コンパクトなまちづくりで二酸化炭素を減らします ～

経済の成長とともに自動車への依存が高くなり、公共交通機関の利用者の減少にともなう減便や路線廃止による利便性の低下は、自動車への依存をさらに高めるという悪循環をもたらしました。

こうした状況を解消するためにも、楽しく歩いて暮らせるまちづくりの実現を図っていくことにより自動車由来の二酸化炭素の排出抑制を図ります。また、まちの力を向上させるための適正な土地利用や観光地などのネットワーク化を進めることにより、環境と共生した新しい地域活力の創出を図っていきます。

施策

(1) 環境にやさしいコンパクトなまちづくり

①コンパクトなまち

- ・中心市街地における拠点機能の整備を推進します。
- ・八幡浜、保内間において、交通の利便性向上を推進します。
- ・安全に利用できる歩行者空間の整備を促進します。
- ・沿道の住環境の改善、良好な住環境の形成を推進します。

②低炭素型のまち

- ・市街地、JR八幡浜駅、八幡浜みなとを結ぶ徒歩や自転車で楽しめるまちづくりを推進します。
- ・まちの整備による機能更新により、エネルギー効率の向上をめざします。
- ・市内において自動車利用を必要としない土地利用・まちづくりを推進します。

(2) 歩いて楽しいまちづくり

①歴史・文化の活用

- ・梅の堂三尊仏などの文化財の保全に努めます。
- ・アンティークな香り漂う旧白石和太郎洋館や旧東洋紡績赤レンガ倉庫などの保内町の懐かしいまち並みの保全に努めます。
- ・地区間における、文化交流の充実を推進します。



梅の堂 三尊仏



旧白石和太郎洋館

②観光地のネットワーク化

- ・歩いて巡る八幡浜観光マップなどの整備を推進します。
- ・八幡浜みなと、おさかな牧場、市街地を結ぶネットワーク整備を推進します。
- ・旧白石和太郎洋館、旧東洋紡績赤レンガ倉庫、美名瀬橋、もっきんロードなど懐かしい雰囲気が楽しめるまち並みを結びます。

③安全なまち

- ・車両乗り入れ禁止区域などの整備を推進します。
- ・徒步や自転車のための案内看板設置を促進します。
- ・徒步、自転車の利用者に安全・快適な休憩所の提供を推進します。



6 各主体の主な取り組み

◎ 環境にやさしい交通

取り組み	市民	事業者	行政
環境に配慮した交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から徒歩、自転車への転換 ・ノーマイカーデーの実践 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの実践 ・パーク＆ライドの利用 ・マイカー適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの実践 ・通勤でのパーク＆ライドの利用 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの実践 ・モーダルシフトへの転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車への転換を促すための啓発 ・安全な徒歩、自転車通行環境の整備 ・ノーマイカーデーなどの実施を推進 ・パーク＆ライドの拠点整備 ・エコ自動車の導入 ・円滑な自動車交通のための幹線道路整備

◎ 歩いて暮らせるまちづくり

取り組み	市民	事業者	行政
歩いて暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車の利用 ・良好な住環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車通行環境の整備 ・良好な住環境の整備 ・自動車を必要としないまちづくりの推進
歩いて楽しむまち	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩でまちを巡る ・文化交流を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車利用者に安全、快適な環境の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保全 ・観光地を結ぶネットワーク整備の推進 ・安全な道路環境の整備の推進

自然を守るまち

基本施策 3 健全で豊かな森林づくり

1 現状と課題

八幡浜市には、「森林浴の森 日本100選」に選ばれた諏訪崎があり、豊かな森林環境を形成しています。森林内の遊歩道沿いにはツワブキ、アジサイ（※）、ハナミズキ（※）やツバキなど四季折々の花々が咲いています。季節になるとツクシやワラビなどの山菜も顔を出し、山菜採りを楽しむほかキャンプも可能で豊かな自然を満喫できます。

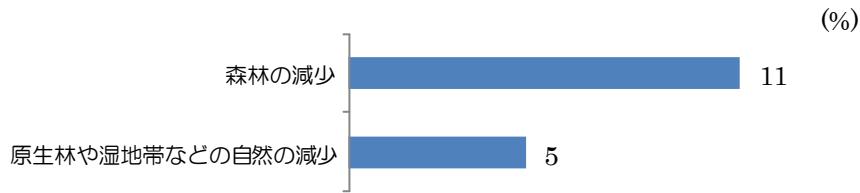
八幡浜市の森林面積は、7,072ha で総面積の約 53%を占め、ほぼすべてが民有林となっています。森林は、水源涵養機能や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化対策、山地災害の防止機能、自然公園など観光の場の提供などさまざまな公益的な機能を有しています。しかし、近年は、林業従事者の高齢化や後継者不足の深刻化、外国産材の輸入による国内生産への圧迫などにより林業が衰退し、手入れ不足から森林の荒廃が懸念されています。そのために、水源涵養機能や生物多様性の低下といった問題も生じています。

将来にわたって豊かな森林づくりを行っていくためには、森林整備の後継者の育成や森林整備のための財源確保、森林資源の利活用など多くの課題を抱えていますが、間伐などによる森林整備や林道などの基盤整備を進め、森林機能の増進を図る必要があります。

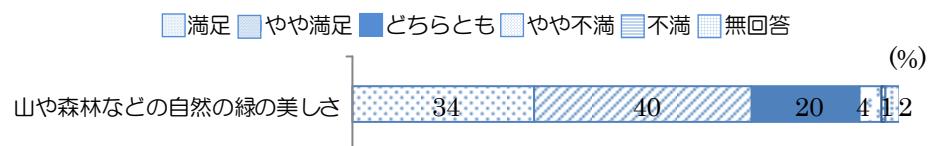
（※）アジサイ・ハナミズキは、外来植物の一種



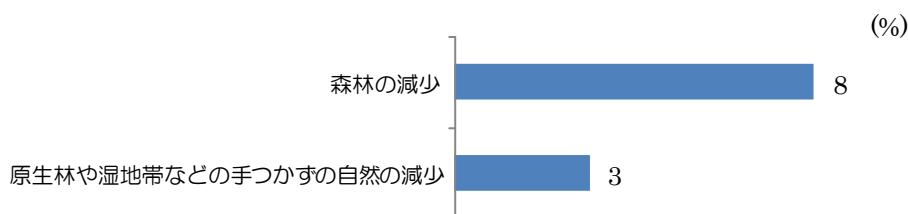
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



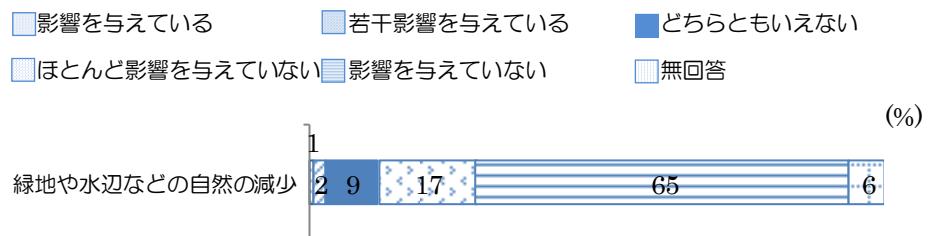
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所が関心を持っている環境問題（一部抜粋）（事業所アンケートより）



事業活動において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）



2 基本方向

八幡浜市の森林は市総面積の約 53%を占めていますが、後継者不足などにより荒廃が懸念されます。森林は水源涵養機能、生物多様性の保全機能、保健・レクリエーション機能など多くの公益的な機能を有しており、その機能の維持・向上、そして機能を十分に発揮できるよう森林の整備および保全を進めていく必要があります。

そのためにも森林の公益的機能の重要性を周知し、市民、事業者の支援や国・県との連携により保全・再生を推進し、さらにはその利活用を図っていくことが必要です。

森林面積(H22)

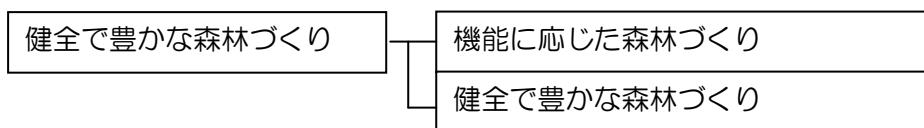
区分	八幡浜市	愛媛県	全国
土地面積 (A)	13,303ha	567,833ha	37,790 千 ha
森林面積 (B)	7,072ha	401,147ha	25,100 千 ha
民有林面積	7,072ha	359,814ha	17,411 千 ha
林野率 (B/A)	53%	71%	67%

資料 八幡浜市ホームページ

愛媛県ホームページ

平成 23 年度版 林業白書

3 施策の柱



4 目標

計画的な間伐の実施により、豊かな森林づくり・森林の整備に努めます。

指標	算定式	基準値	目標
間伐整備された面積	市内の間伐整備面積	50ha H24	110ha／年

八幡浜市森林整備計画の間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐又は保育の標準的な方法による。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
森林面積	市内の森林面積	7,072	ha H23	維持
間伐面積	市内の間伐面積	50	ha H24	増加
人工林の面積	市内の人工林の面積	4,563	ha H23	維持
天然林の面積	市内の天然林の面積	2,320	ha H23	維持
林道の延長	林道の延長	58,498	m H13	増加

5 具体的施策

機能に応じた森林づくり

～ 機能が発揮される森林づくりをします ～

森林は、水源涵養機能、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、生物多様性の保全機能など多くの機能を有しています。これらの発揮を期待する機能ごとの森林区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林整備・保全を行う必要があります。

施策

(1) 水源涵養機能

- ・樹木の適切な保育時間を守ります。
- ・適切な間伐を促進します。
- ・下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進します。
- ・伐採間隔の拡大を図ります。
- ・伐採にともなって発生する裸地の縮小および分散を図ります。

(2) 土壤保全機能

- 地形、地質などを考慮し、森林床の裸地化の縮小および回避に努めます。

(3) 快適環境形成機能

- 大気浄化に有効な森林構成の維持に努めます。
- 保安林の指定、適切な管理に努めます。

(4) 保健・レクリエーション機能

- 広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進します。

(5) 木材の生産機能の維持増進

- 生産目標に応じた造林、伐採方法を促進します。
- 適切な造林、保育および間伐などの実施、森林施業の集約化などを通じた効率的な森林整備を推進します。

健全で豊かな森林づくり

～ 豊かな森林を守り育てます ～

森林は、人々が憩い、やすらぎを与えてくれる場でもあることから、自然体験学習の場やグリーンツーリズムなどの観光資源としての活用を図っていくとともに、木質バイオマス資源としての利用など、材料としての利用だけではなく、新たな利活用を考えしていく取り組みも必要です。

施策

(1) 森林づくり

①森林づくり活動の推進

- 林業体験、木育教室などの市民が参加する森林づくり活動を推進します。
- 林業従事者の育成に努め、森林保全を促進します。

②森林に対する意識の向上

- 「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての理解を深めます。
- 森林や林業に関する情報提供とともに、森林環境学習の充実を図ります。

(2) 森林資源の活用

①体制づくり

- ・森林整備、林業の労働力アップ、適切な間伐などにより、木材の生産性を高め、計画的な木材生産体制の確立を推進します。
- ・所有山林の整備を促進します。

②人材の育成

- ・森林ボランティアや森林育成インストラクターの育成・支援を推進します。
- ・林業事業者の支援により、安定的な事業量の確保を推進します。

③木材の需要拡大

- ・市民の地域材に対する理解を図り、木材の地産地消を推進します。
- ・消費者の信頼を高めるために、森林認証制度の取得を推進します。
- ・林業、木材産業、大工、工務店などの連携強化により、地域材を使った安全・安心な家づくりを推進します。
- ・公共施設や事業所などでの地域材の利用を促進します。

(3) 森林資源を活用した産業

①森林資源を活用した観光プランなどの企画開発

- ・森林資源を活用したグリーンツーリズム、エコツーリズム、スポーツツーリズムなどの企画開発を推進します。

②木質バイオマスの利用促進

- ・間伐材、樹皮、剪定枝などの木質資源をエネルギーとして有効活用する、木質バイオマスシステムの構築を推進します。

③消費者ニーズに合った木製品の創出

- ・間伐材などを使って消費者ニーズに合った木製品の創出を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎機能に応じた森林づくり

取り組み	市民	事業者	行政
機能に応じた森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の役割について理解を深める ・森林ボランティア活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画に基づき、機能に応じた森林整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画に基づき、機能に応じた森林整備を推進

◎健全で豊かな森林づくり

取り組み	市民	事業者	行政
健全で豊かな森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の役割について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の役割について理解を深める ・森林、林業に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、林業に関する情報提供
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有している森林の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な整備・維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業施策の推進 ・適正な整備、維持管理 ・現状把握と整備計画への活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・林業体験や森林ボランティア活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業体験などの森林整備の機会創出に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティアなど人材育成の推進 ・森林組合やボランティア団体と連携し、森林ボランティア活動を推進 ・林業体験などの機会提供と支援
木材の需要拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材など地元産材を使用した製品の利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材などを建材、バイオマス燃料などへ活用 ・資源の地産地消 	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材など地元産材の積極的な利活用
森林資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムなどへの参加 ・バイオマス燃料の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムなどを企画 ・バイオマス燃料の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムなどを推進 ・バイオマス燃料の推進

基本施策4 私たちの財産である農地の保全

1 現状と課題

八幡浜市は、平地の乏しい地形であり、先人の努力によって山地の傾斜地に耕地が開拓され、古くからみかんを主体とした柑橘生産を行ってきました。

近年、農業をとりまく環境は大きく変化しており、消費需要の低迷や自然災害などの影響により、農業経営は厳しい状態となっています。さらには、生活スタイルの変化にともなう農業の衰退、過疎化・少子高齢化などによる農業後継者不足および農業従事者の兼業化、イノシシなどの野生動物による鳥獣被害は、農地の荒廃をより加速させており、早急に取り組むべき課題となっています。耕作放棄地の増加や土地利用の転換などによって、全国的なみかん産地である八幡浜市の農業が衰退し、農地の減少による環境保全機能の維持が危惧されることも考えられます。

将来にわたり、農地の保全・再生を図っていくためには、農地を管理するための後継者の確保、持続的に活動していくための経済性の確保、農業基盤の整備を図り農用地の有効利用を推進するなどさまざまな課題を解決していく必要があります。

土地利用状況

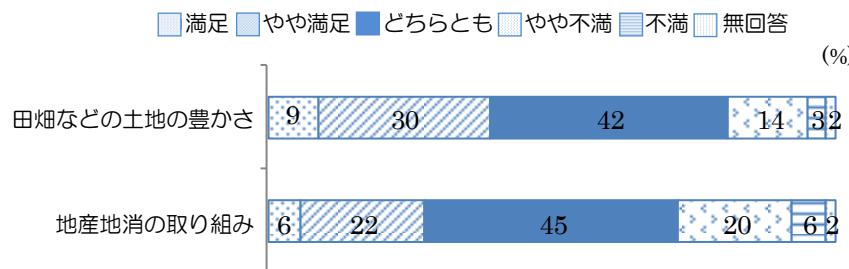
(H24.1.1 現在)

区分	面積 (km ²)	構成比 (%)
農地（田・畠）	32.26	24.25
宅地	5.00	3.76
池沼	0.02	0.01
山林・原野	40.56	30.49
雑種地	1.38	1.04
その他	53.81	40.45
合計	133.03	100.00

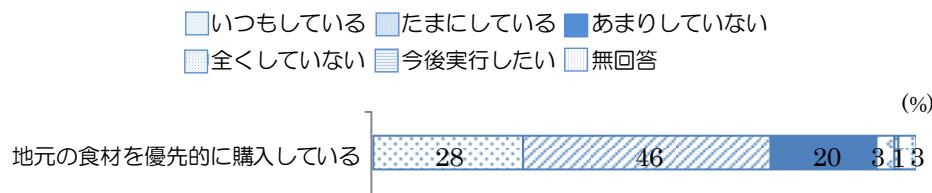


資料：固定資産税概要調書

市民が環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



個人や家庭で取り組んでいること（一部抜粋）（市民アンケートより）



2 基本方向

八幡浜市では、海沿いの傾斜地に農園地が分布しており、太陽からだけではなく海からの恵みも大いに受けた柑橘類が実ります。しかし、平地の乏しい限られた地域であるため、耕作放棄地の発生予防に向けては、計画的な土地利用に取り組んでいく必要があります。また、高品質の八幡浜ブランド農産物を安定して栽培推進するなど地域が支える農業振興策を推進し、身近にある農地を保全・活用していくなければなりません。健全な農業を守るために、地産地消の推進や生産物の付加価値化にもつながる農薬や化学肥料を軽減した人にも環境にもやさしい農業などの実現に向けた取り組みを推進します。

農業は食糧生産だけでなく、田畠による地下水の涵養機能や生物多様性の維持など多面的な機能をもっており、これらの機能保全を推進していきます。

農家人口・農家数

(人・戸)

年度	農家世帯員数	総農家戸数	自給的農家戸数	販売農家戸数	専業農家戸数	兼業農家戸数
H17	7,389	2,249	321	1,928	924	1,004
H22	6,201	2,036	304	1,732	973	759

資料

2005 農林業センサス

2010 世界農林業センサス

経営耕地面積・耕作放棄面積

(ha)

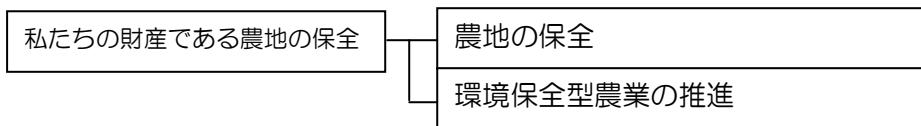
年度	経営耕作面積	耕作放棄面積	耕作放棄率
H17	2,784	226	7.5%
H22	2,622	310	10.6%

資料

2005 農林業センサス

2010 世界農林業センサス

3 施策の柱



4 目標

私たちの財産である農地を守るために、耕作放棄地を無くします。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
耕作放棄率	市内の耕作放棄面積／市内の経営耕地面積 +市内の耕作放棄面積×100	10.6%	8%	5%

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
耕作放棄率	市内の耕作放棄地面積／市内の経営耕地面積 ＋市内の耕作放棄地面積×100	10.6 % H22	減少
経営耕地面積	市内の経営耕地面積	2,623 ha H22	維持
耕作放棄地面積	市内の耕作放棄地面積	310 ha H22	減少
エコファーマー認定数	愛媛県によるエコファーマー認定数	5 件 H24	増加

5 具体的施策

農地の保全

～ 農地環境の減少や悪化を減らします ～

優良農地の確保と農地の有効的・計画的利用の促進により、八幡浜ブランドとしての農産物供給を推進します。しかし、農地面積は減少傾向にあり、農業後継者の減少と高齢化にともない耕作放棄地は拡大しているため、農地集積も必要です。農地の減少を食い止め、農地を確保します。

施策

(1) 農地の保全

①計画的な土地利用

- ・住宅地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。

②耕作放棄地の発生予防

- ・耕作放棄地の発生を未然に予防するため、関係各所との連携のもと、農業後継者への農地の利用集積を促進します。
- ・農地やその周辺の環境保全を図るため、農家だけでなく、地域住民などの保全活動参加を推進します。

③農地の有効活用

- ・遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用を促進します。

④農地の価値向上

- ・高品質のハ幡浜ブランドの農産物を安定して栽培し、農作物の価値向上だけでなく農地価値の向上を図ります。
- ・地産地消の推進により、地元産農作物の需要増大を図ります。

環境保全型農業の推進

～ 人と環境にやさしい農業に取り組みます ～

農業者が取り組みやすい、人と環境にやさしい環境保全型農業の体系づくりを推進します。有機農業者などが主体となる組織的な活動を推進することにより、地域や出荷組織などで農業者がまとまりをもって取り組めるよう支援し、環境保全型農業の拡大を図ります。

また、消費者や流通関係者に対して環境保全型農業への理解を深める活動や、農業者への支援が得られる環境づくりを行います。

施策

(1) 環境保全型農業の普及啓発

①農業者への取り組み PR

- ・農業者を対象に環境保全型農業の普及啓発を推進します。

②消費者への取り組み PR

- ・消費者を対象に環境保全型農業の啓発を推進します。
- ・生産方法の開示により、環境保全および環境保全型農業への取り組みに関して PR します。

(2) 環境保全型農業の定着を図る

①人材の育成

- ・エコファーマーの育成を推進します。
- ・環境保全型農業の担い手育成を推進します。

②適正な土づくり

- ・適正な土づくりと効率的な施肥を推進することで、持続性の高い農業生産活動に向

けた取り組みを推進します。

- ・農家と畜産農家との連携による家畜糞尿リサイクルによる堆肥などを活用した土づくりを進め、環境負荷の少ない農業を推進します。

(3) 農地機能の維持

- ・水源涵養機能の保全を推進します。
- ・生物多様性機能の保全を推進します。
- ・土壤中に炭素を貯留することにより、地球温暖化防止を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎農地の保全

取り組み	市民	事業者	行政
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な土地利用 ・耕作放棄地の発生予防 ・農業体験への参加 ・農地保全活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適正管理 ・計画的な土地利用 ・農業体験、農地保全活動などの機会提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適正管理 ・計画的な土地利用 ・農業体験、農地保全活動などの機会創出
農地価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜ブランドの安定栽培による価値向上 ・地元産農作物の優先的な購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜ブランドの安定栽培による価値向上 ・地元産農作物の優先的な購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜ブランドの安定栽培の支援 ・地元産農作物の優先的な購入を推進

◎環境保全型農業の推進

取り組み	市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業への理解 ・環境保全型農業の実施 ・農薬や化学肥料の適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家への環境保全型農業に関する情報提供と普及啓発 ・環境保全型農業の実施 ・農薬や化学肥料の適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業への取り組みに関する情報提供と普及啓発 ・環境保全型農業の推進 ・農薬や化学肥料の使用軽減の啓発

基本施策5 親しみのある水辺の保全

1 現状と課題

八幡浜市には、いくつかの2級河川がありますが、河川延長は短く、流域面積も狭く、急流となり海へ流れ出るため豪雨による洪水などの自然災害が少ない水辺環境にあります。

海岸・河川沿岸は、多様な生物の生息環境として貴重な自然環境を有しており、市民の身近な憩いと安らぎの場となっています。しかし、異常気象による極端な雨量の減少や治水のための河川改修などにより、生物の生息環境や市民生活に潤いを与える縁や水辺空間が失われているのも事実です。

また、八幡浜市は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に面しています。宇和海に面した諏訪崎の海岸には、愛媛県レッドデータ絶滅危惧Ⅰ類のベンケイガニや準絶滅危惧種のアカテガニが生息しており、これらの生物の生息環境を守るため海岸漂着ごみ回収の清掃活動が行われています。

健全な水辺環境を確保することは、私たちの生活を考える上で、欠かすことのできない重要な課題の一つであり、今後、保全活動の取り組みを促進していきます。



ベンケイガニ（写真左）

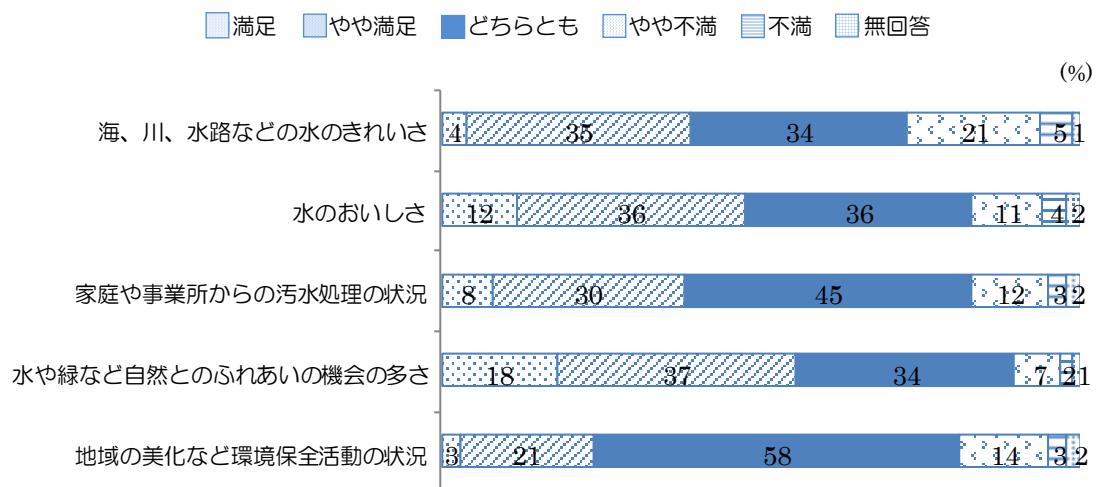
撮影場所：諏訪崎



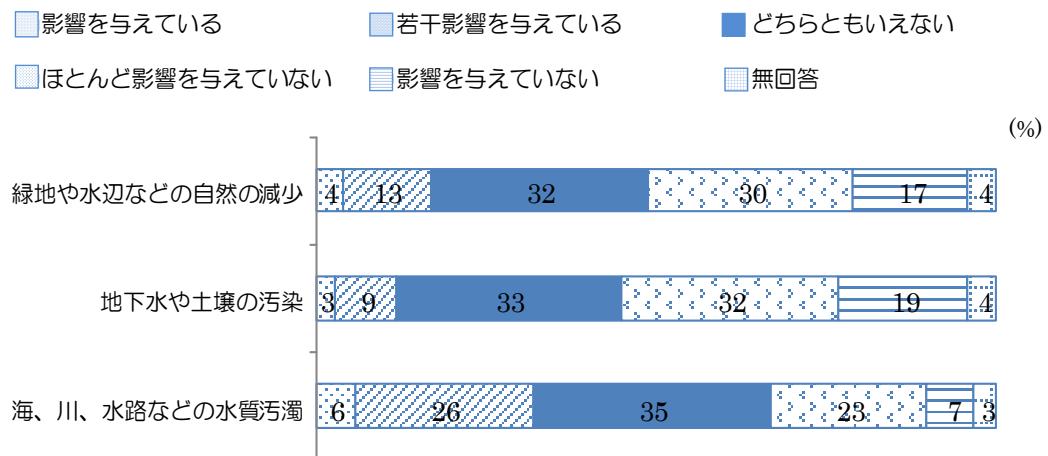
アカテガニ（写真右）

撮影場所：諏訪崎

環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



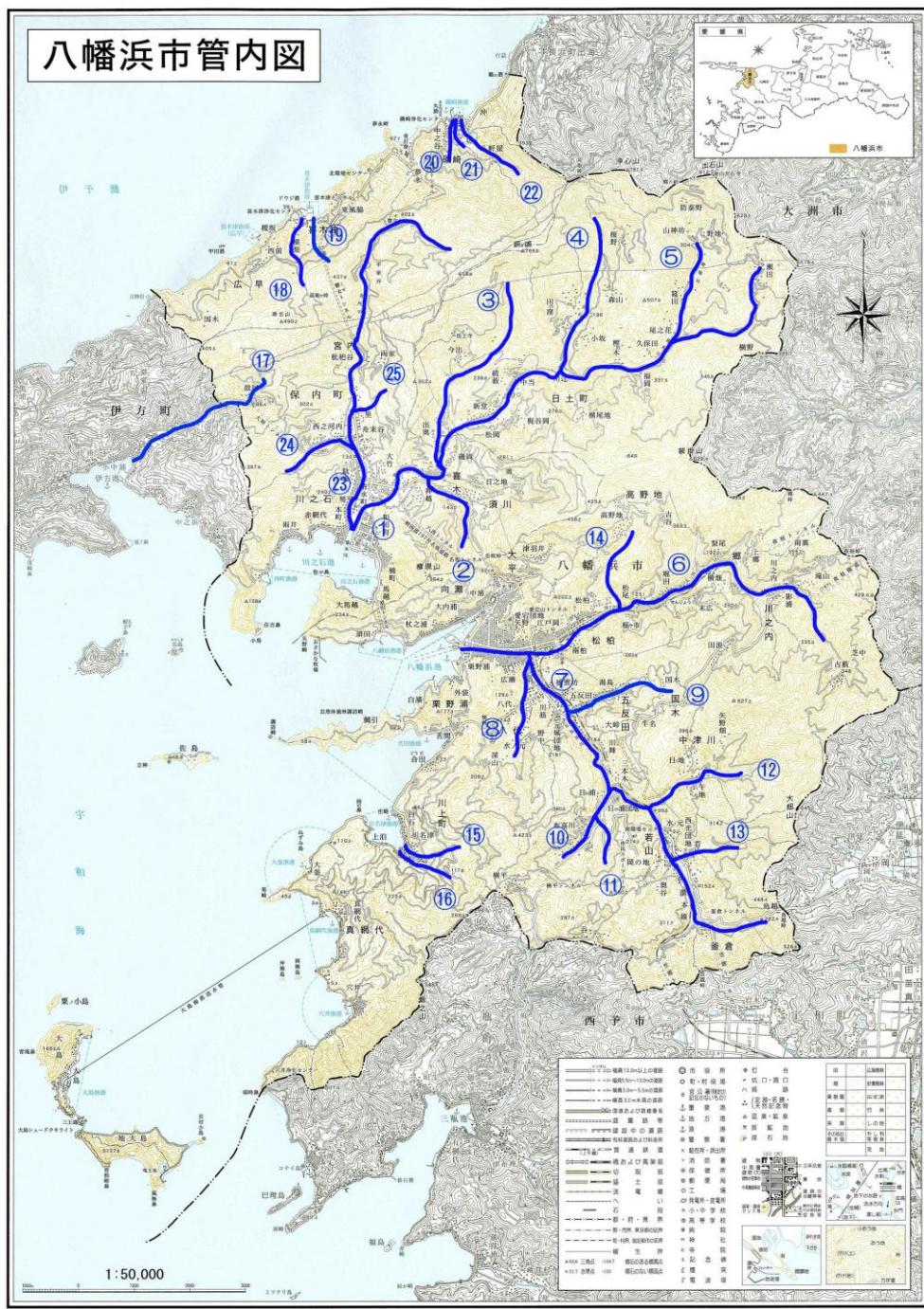
市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



2 基本方向

貴重な水源や清流を守り、澄んだ水、自然豊かな海や河川の水辺に生き物たちが集まり、私たちがやすらぎを感じる水辺環境づくりが求められています。このため、海および河川の水質浄化や美化意識の向上を図るとともに、水辺空間を取り巻く緑と連携した親水空間の創出などを進め、清らかで親しみのある水辺環境づくりを進めます。

八幡浜市2級河川図

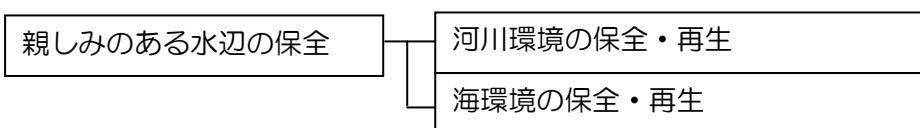


八幡浜市 2級河川

水系名	河川名	延長(m)	水系名	河川名	延長(m)
喜木川	① 喜木川	11,375.5	伊方大川	⑯ 伊方大川	3,369.0
	② 新川	2,236.5	丸田川	⑰ 丸田川	996.5
	③ 今出川	3,868.0	峯川	⑯ 峰川	596.5
	④ 出石川	3,654.5	中之谷川	⑲ 中之谷川	706.5
	⑤ 野地川	2,902.0	磯崎里川	㉑ 磯崎里川	1,161.0
千丈川	⑥ 千丈川	9,869.5	河原川	㉒ 河原川	1,133.0
	⑦ 五反田川	8,458.5	宮内川	㉓ 宮内川	7,054.0
	⑧ 八代川	2,676.0		㉔ 西之河内川	2,312.0
	⑨ 湯藤川	2,244.0		㉕ 里川	971.0
	⑩ 流田川	2,417.5			
	⑪ ビャクビ川	521.5			
	⑫ 中津大川	3,115.5			
	⑬ 西光川	1,399.5			
	⑭ 入寺川	1,239.5			
蟻王川	⑮ 蟻王川	1,091.5			
川上大川	⑯ 川上大川	1,272.0			

資料 愛媛県 河川調書

3 施策の柱



4 目標

親しみのある豊かな水辺空間をつくります。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
水辺やみどりに十分に親しめる場があると 感じる市民の割合	アンケート満足度 (満足・やや満足) の割合	55%	60% H25	70% H45

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
水辺やみどりに 十分に親しめる場があると感じる割合	アンケート満足度（満足・やや満足）の割合	55 % H25	増加
河川美化活動参加者数	河川美化活動参加者数	5,369 人 H24	増加
海浜美化活動参加者数	海浜美化活動参加者数	270 人 H24	増加
多自然川づくりの河川整備	多自然川づくりの河川整備の延長	—	増加

5 具体的施策

河川環境の保全・再生

～ 豊かな水生生物を育める環境をつくります ～

近年、千丈川において異常気象による極端な雨量の減少などの影響によると思われる河川の渇水がみられます。そして、これにより千丈川に生息している多くの水生生物が生息環境を失っています。

河川などの水辺環境は、私たちにやすらぎと潤いを与えてくれるだけではなく、生物の生息・生育環境としても重要であることから、多様な水生生物を育める水質の向上、維持をめざしていきます。そのために、水源林や渓流などの保全に取り組むことにより、自然が持つ水源涵養機能や水質浄化機能の向上を図ります。

また、市民や事業者の水辺環境保全の意識向上を図るため、自然観察会などの環境学習や河川美化活動を推進していきます。



千丈川の渇水



渇水の影響で生息環境を失った魚

施策

(1) 水源涵養機能などの公益的機能の増進

①水源涵養機能をもつ森林の保全・再生

- ・森林や森づくり活動の推進

「基本施策3 健全で豊かな森林づくり」 参照

②河川流域の水源涵養機能

- ・河川の改修においては、親水性、生態系の保全、美しい自然環境の創出に配慮して自然にやさしい多自然な川づくりを推進します。
- ・河川流域の保水能力の向上を推進します。

③湧水地の保全

- ・貴重な自然水であり地域の水資源として活用されている湧水の保全に努めます。
- ・動植物の良質な生息、生育環境を形成している湧水地の保全に係る地域活動などを推進します。

(2) 河川環境の保全

①河川の環境保全と創出

- ・河川に生息する生物が生息しやすい空間の保全を推進します。
- ・生態系に与える影響に配慮しながら時期や手法を検討した河川清掃美化活動による河川の環境改善を推進します。
- ・河川の利用マナーを守り、周辺の環境の保全を推進します。
- ・動植物による自然浄化作用を使用した環境保全を推進します。
- ・河川の水質環境向上のための啓発を促進します。

②水質汚濁・排水対策

- ・生活排水の流入による水質汚濁を防止するため下水道接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・事業所からの排水処理対策の徹底を促進します。
- ・風呂水の再利用、廃食用油の回収など家庭での生活排水汚濁防止対策を推進します。

(3) 水資源の有効活用

①節水意識の普及啓発

- ・市民や事業者に対して、健全な水環境の重要性などについて情報提供を行うこと

もに、節水意識の普及啓発を推進します。

- ・雨水活用については、散水用などへの使用を目的とした雨水利用を促進します。

(4) 水性生物への理解

- ・地域、事業者、団体と連携した自然観察会などの環境学習を推進し、生物の生息環境への理解を深めます。
- ・ホタル観察などによる水生生物の生息する水辺での自然体験型プログラムを推進します。



自然観察会（水生生物調査）の様子

海環境の保全・再生

～かけがえのない海を守ります～

私たちは、自然豊かな海から多くの恵みを受けています。良好な漁場の宇和海、豊予海峡に面していることから、古くから沖合・沿岸漁業が盛んで、穏やかな漁場は養殖業にも適しています。それも健全な海があってこそ、成り立つものです。

私たちの生活が自然豊かな海を利用して行なわれるものである以上、海の環境に配慮し、自然豊かな海を保全していくことが必要です。

施策

(1) 海浜環境の保全

①海浜の環境保全と創出

- ・釣り、マリンレジャーなどの海の利用マナーを守り、環境の保全を推進します。
- ・海に生息する生物が生息しやすい空間の保全を推進します。
- ・動植物による自然浄化作用を使用した環境保全を推進します。
- ・海岸および海浜地域の環境保全・生態系に与える影響に配慮しながら海浜の清掃美化活動を推進します。
- ・海の水質環境に関して意識を高めます。



海岸漂着ごみの清掃活動

②海岸漂着ごみ対策

- ・海岸漂着ごみの発生を抑制するために、内陸河川や海岸への不法投棄防止を促進します。
- ・市域を越えた広域で取り組む海岸漂着ごみ対策を推進します。
- ・海岸漂着ごみを使った、ネイチャークラフトなどによる海岸美化の意識向上を推進します。
- ・海のごみに関する普及啓発により、海岸美化の意識向上を図ります。
- ・海のごみが水生生物に与える影響について啓発します。

③排水対策

- ・生活排水の流入による海洋汚染を防止するため、下水道整備や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・事業所からの排水処理対策の徹底を図ります。

(2) 水生生物への理解

- ・自然観察会などの環境学習により、生物の生息環境への理解を深めます。

- ・潮干狩り、釣り、漁業、魚介類の稚魚放流体験などを推進し、海の生物への理解を深めます。
- ・スイミング、シュノーケリングなどによる生物の生息する水辺での自然体験型プログラムを推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎河川環境の保全・再生 ◎海環境の保全

取り組み	市民	事業者	行政
河川環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の清掃美化活動に参加 ・河川の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める ・自宅周辺の水辺環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の清掃美化活動に参加 ・河川の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める ・事業所周辺の水辺環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の環境保全を推進 ・多自然の川づくりを推進 ・河川水質向上のための啓発
排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に接続 ・合併処理浄化槽の設置 ・家庭における排水処理対策を徹底（使用済み食用油の回収、風呂水の再利用など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に接続 ・合併処理浄化槽の設置 ・事業所における排水処理対策を徹底 ・法規制に基づく排出水基準を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道接続、合併処理浄化槽設置の促進 ・生活排水の汚濁負荷削減を推進 ・工場、事業所における排出水対策を推進
水生生物への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会などに参加し水辺環境について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に触れ合うことができる自然観察会などに協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や団体と連携し水辺環境の整備および触れあう機会を創出
海環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜の清掃美化活動に参加 ・海の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜の清掃美化活動に参加 ・海の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜の環境保全を推進 ・海洋汚染防止のための啓発
海岸漂着ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄をしない ・水生生物に与える影響を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄をしない ・水生生物に与える影響を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止の啓発 ・水生生物に与える影響について啓発 ・市域を越えた広域での取り組みを推進

基本施策 6 多様な生物が息づくまち

1 現状と課題

豊かな自然に囲まれた八幡浜市は、多様な生物が生息する地域であり生物の多様性は私たちにさまざまな恵みをもたらしてくれる貴重な財産です。しかし一方で、森林の荒廃や都市化の進展による生物の生息・生育環境の縮小など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。さらには、こうした生息・生育環境の悪化がイノシシなどによる野生鳥獣の農業被害、生活被害の一つとなっています。

近年、河川敷や耕作放棄地などにおいてオオキンケイギクなどの外来植物種が見られるようになってきました。これらの外来種の増加により、もともと八幡浜市で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に影響を与えつつあります。また、諏訪崎でも見られるアジサイやハナミズキなども外来植物種であり、自然豊かな諏訪崎にもともと自生していた植物ではありません。自然を守っていくためには、もともとあった本来の自然生態系を壊してしまう可能性がある植物などを持ち込まないことも重要です。

地域固有の生物種の存続、あるいは減少した生物種の回復を図るためにには、残された貴重な生息・生育空間を守り、それぞれの生物の特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することが必要です。

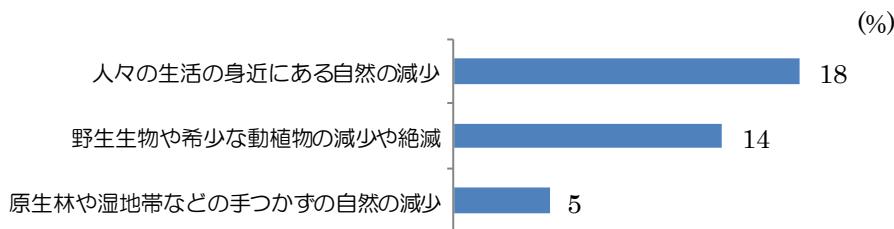
また、私たち人間も生物種のひとつです。生物の多様性は人間の生存基盤にとっても非常に重要なものであることをよく理解して、今後のまちづくりに際して動植物の保護に十分に配慮することが必要です。

オオキンケイギク（大金鶴菊）

キク科の植物の一種で、黄色い花を咲かせる。北アメリカ原産の宿根草で、日本ではワイルドフラワーに利用されていたが、外来種として野外に定着して問題となり、現在は栽培が禁止されている。

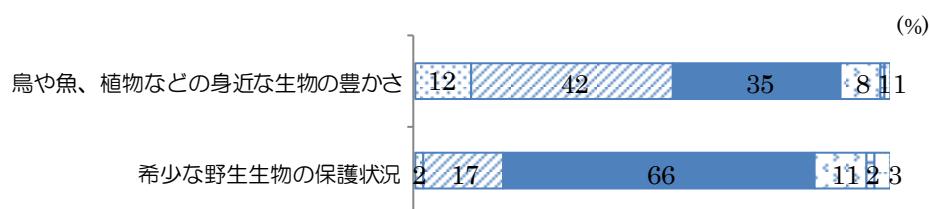


市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋） (市民アンケートより)



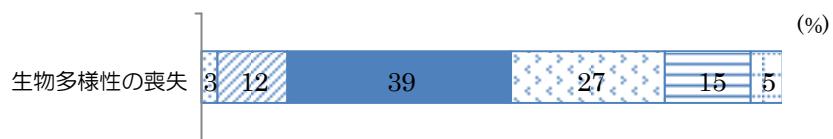
環境について感じていること（一部抜粋） (市民アンケートより)

■満足 ■やや満足 ■どちらとも ■やや不満 ■不満 ■無回答



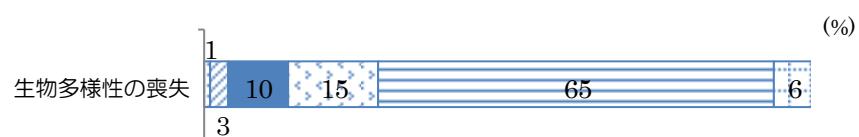
市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋） (市民アンケートより)

■影響を与える ■若干影響を与える ■どちらともいえない
■ほとんど影響を与えていない ■影響を与えていない ■無回答



事業所が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋） (事業所アンケートより)

■影響を与える ■若干影響を与える ■どちらともいえない
■ほとんど影響を与えていない ■影響を与えていない ■無回答



2 基本方向

八幡浜市には、多様な動植物が生息していますが、森林や農地、水辺環境など多様な生態系を育む環境が都市整備やこれらの生息・生育環境保全の担い手不足による荒廃などにより脅かされています。生物多様性を守っていくためには、これらの生息・生育環境の保全、再生を推進するとともに、貴重な生物を守るためにモニタリングや在来種減少の要因となる外来生物への対策、鳥獣被害対策などの施策の展開が必要です。また、生態系に支えられた豊かな自然からの恵みを受けついでいくため、自然と触れ合い理解するための学習の機会を作っていきます。

八幡浜市で確認できる貴重動植物



無断転載禁止

タガヤモリ（準絶滅危惧）



無断転載禁止

ヒトハリザトウムシ（準絶滅危惧）



無断転載禁止

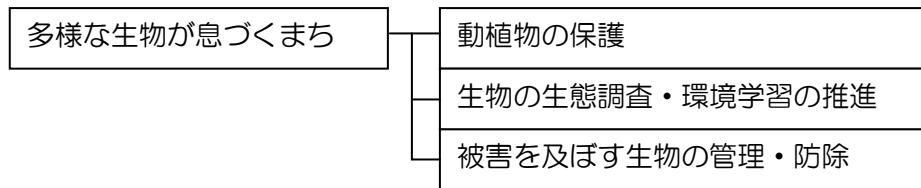
ツシマママコナ（絶滅危惧 2 類）



無断転載禁止

キツネノハナガサ（準絶滅危惧）

3 施策の柱



4 目標

生物多様性を維持・回復していきます。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
生物多様性を維持・回復	指標となる生物の設定	指標となる生物	指標となる生物が常に確認できる状態に保ちます	指標となる生物が常に確認できる状態に保ちます

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
指標となる生物の生息状況	自然環境観察による調査結果	生物の生息状況	維持
自然観察会などの実施状況	関係各所が実施した環境関連事業の開催状況	—	増加
野生鳥獣の捕獲件数	1年間の野生鳥獣の捕獲件数（有害鳥獣として）	445 件	減少

5 具体的施策

動植物の保護

～ 生物の生息環境を守ります ～

野生生物の減少や絶滅は、生態系に大きな影響を与えるだけでなく、私たちが豊かな自然環境から受けるさまざまな恵みも失うことになります。

貴重な生物とその生育環境を守り育てるため、人の活動による生態系への影響を軽減するとともに、森林、農地、河川、市街地などあらゆる環境において、生物多様性に配慮した施策を推進し、生息・生育環境の保全、再生をめざします。

施策

(1) 動植物の保護

①動植物の保護

- ・身近な場所に生息する動植物を大切にします。
- ・外来種を持ち込みます、本来あるべき姿の自然生態系の保護を推進します。

②身近な生息空間の保全と創出

- ・森林、農地などの生息空間の保全、再生を推進します。
- ・多自然な河川、安全に生息できる海岸などの保全、整備を推進します。
- ・事業活動などによりやむを得ず自然環境に影響を与えた場合は、可能な限り復元に努めます。
- ・河川などの改修時に、生育・生息環境への影響を考慮します。

③まちの緑化

- ・市街地における生息環境（街路樹や屋上緑化など）の整備を推進します。
- ・公園、緑地の計画的な整備を推進します。
- ・道路、河川や公共施設などの緑化を推進します。

(2) 固有・希少動植物の保護

①固有・希少動植物の保護

- ・「愛媛県レッドデータブック」などに掲載されている貴重種保護に努めます。

②保護・保全対策の充実

- ・身近な動植物を大切にします。
- ・多様な生息地の保護や失われた自然環境の回復に向けた取り組みを推進します。
- ・広葉樹林整備による水源涵養機能の向上により、生育・生息環境の改善を推進します。
- ・野生生物の保護、採取に関する法律を遵守します。

生物の生態調査・環境学習の推進

～ 生物の大切さを学びます ～

多様な生物やその生息・生育環境を保全していくためには、八幡浜市におけるさまざまな生物の現状、希少生物の生息状況などの調査が必要です。

そのためには、多くの市民の理解と協力を基に、多様な主体の協働による情報収集体制の整備や生物多様性を守っていく上で指標となる生物に関する調査の実施など、情報の収

集整備を推進していきます。

施策

(1) 生態調査

①動植物に関するデータベースの作成

- ・自然環境の調査および情報収集をし、八幡浜市の動植物についてのデータベース作成を推進します。
- ・動植物のデータベース情報の提供により、生物多様性の保護に役立てます。

②環境学習

- ・自然観察会などの環境学習や体験学習の場を通じて、生物多様性の重要性について啓発を行います。

③自然観察施設などの整備

- ・地域に生息する動植物を対象にした自然観察施設の整備やその積極的な活用を推進します。

被害を及ぼす生物の管理・防除

～ 管理・防除対策を進めます ～

外来動植物については、八幡浜市内での生育・生息状況を把握し必要な時のみ駆除するなど、適正な対策による増加抑制を推進します。

野生鳥獣が人里まで餌を求めてこないように、広葉樹林化を進めるなどの森林整備が必要です。また、農地に入らないような防除対策を充実させることも重要です。それ以外にも野生鳥獣が人里へ近づきにくいようにする機器の整備や有害鳥獣駆除などによる個体数管理についても取り組む必要があります。

施策

(1) 外来動植物対策

①外来種による影響の啓発

- ・外来種の実態把握と分布状況の調査を推進します。
- ・外来種の影響について理解するための啓発を促進します。

②外来種の適正な管理

- ・外来動物などが自然界へ放たれたり逃げ出したりしないよう管理の徹底を推進します。
- ・野外で繁茂している外来植物の駆除活動を推進します。
- ・外来種が生息しない環境を維持するため、耕作放棄地などの整備を促進します。

(2) 鳥獣被害対策

①連携による対策

- ・国や県及び近隣自治体との連携による有害鳥獣の駆除の検討と実施を促進します。
- ・有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡します。
- ・有害鳥獣の侵出実態の情報を公開し、情報の共有を図ります。

②被害の未然防止

- ・食品残渣や生ごみの処理の徹底をし、有害鳥獣が人里に現れないよう未然防止に努めます。
- ・有害（野生）鳥獣への餌付けを禁止します。
- ・被害防止対策（森林・耕作放棄地の手入れ・餌となる木の実の植樹など）の実施に努めます。
- ・有害（野生）鳥獣が人里へ近づきにくいようにする機器の設置を推進します。

③個体管理

- ・有害鳥獣の個体数管理を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎動植物の保護

取り組み	市民	事業者	行政
身近な動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な動植物を大切にする ・森林、農地の保全に協力 ・森林、水辺などの清掃美化活動に参加、協力 ・動植物の保護、生息域の保全、創出に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、農地の保全に協力 ・自然環境に影響を与えた場合、その復元に努める ・森林、水辺などの清掃美化活動に参加、協力 ・動植物の保護、生息域の保全、創出に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、農地の保全、再生を推進 ・多自然な川などの整備を推進 ・身近な緑地の保全、創出や緑化など緑のまちづくりを推進 ・生息、生育環境の環境保全に努める

貴重な動植物の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の保護、採取に関する法律を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境に十分配慮した事業活動を行う 野生生物の保護、採取に関する法律を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の回復に向けた取り組みを推進 貴重動植物の保護、保全対策の充実を図る
--------------	---	--	---

◎生物の生態調査・環境学習の推進

取り組み	市民	事業者	行政
生態調査	<ul style="list-style-type: none"> 動植物のデータベース作成に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 動植物のデータベース作成に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 動植物のデータベース作成を推進 動植物の情報提供
環境学習	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の重要性について理解する 自然観察会などに参加 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の重要性について理解する 自然観察会などの開催協力 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の重要性について啓発 自然観察会などの機会提供を推進

◎被害を及ぼす生物の管理・防除

取り組み	市民	事業者	行政
外来種対策	<ul style="list-style-type: none"> 外来種の影響について理解する 外来植物の駆除活動に協力 外来生物の適切な管理を徹底 本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込まない 	<ul style="list-style-type: none"> 外来種の影響について理解する 外来植物の駆除活動に協力 外来生物の適切な管理を撤退 本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込まない 	<ul style="list-style-type: none"> 外来種の影響について啓発 外来植物の駆除活動の推進 外来動物の管理徹底を推進 本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込ませない
鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡 自主的な鳥獣被害防止対策に取り組む（食品残渣の処理など） 動植物の飼育に関するマナーを守る 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡 自主的な鳥獣被害防止対策に取り組む（食品残渣の処理など） 動植物の飼育に関するマナーを守る 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の侵出実態に関する情報を公開し、情報の共有を図る 農産物などへの鳥獣被害の防止、外来生物の防除及び適正管理を推進

自然に触れるまち

基本施策 7 水と緑の空間づくり

1 現状と課題

自然と人との共生を実現し、水と緑にあふれ潤いのある豊かな生活環境を実現するためには、私たちが水辺や緑といった自然環境と親しみ、理解を深めることが重要です。しかし、緑は、ただ増えればよいというものではありません。水は緑を育て、緑は水を貯え、潤いのあるまちの実現になくてはならない財産と言えるものです。

事前アンケート調査によると、水環境や公園などの憩いの空間についての満足度は決して高くないことから、私たちが日常的に水辺や緑と親しめる空間を積極的に創出していくことが求められています。

八幡浜市には、自然公園、都市公園、都市緑地、児童遊園などさまざまな公園・緑地が設けられています。水と緑が持つさまざまな機能が生かされる公園緑地などの整備、利活用に取り組み、私たちが水と緑の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

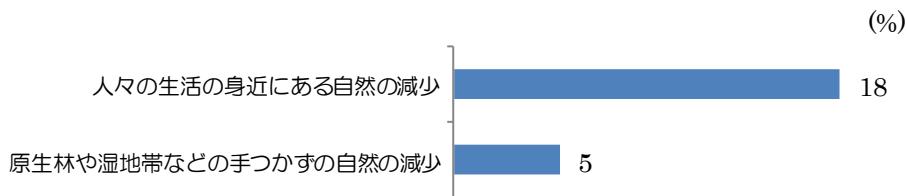


道の駅・みなとオアシス
「八幡浜みなっと」(写真左)

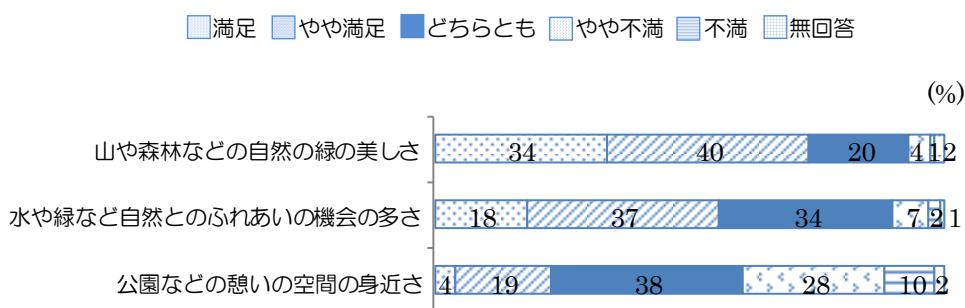


市民スポーツパーク
冒険ゾーン（写真右）

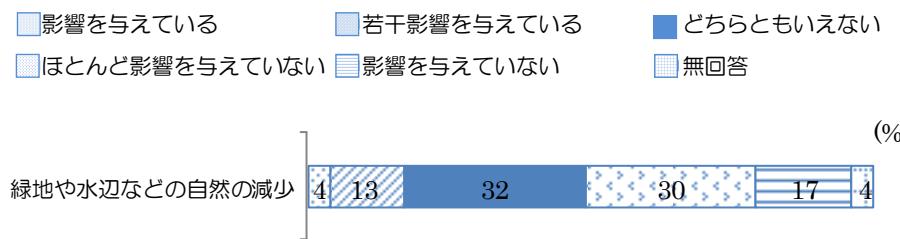
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋） (市民アンケートより)



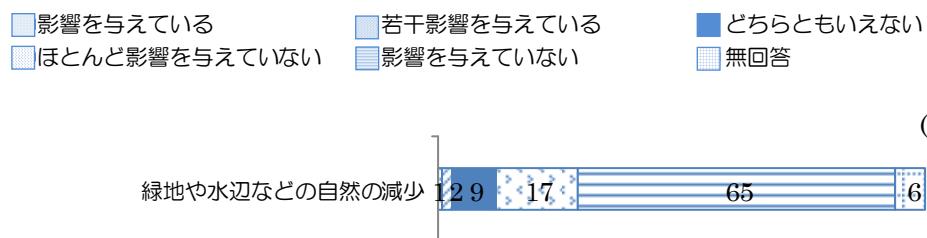
環境について感じていること（一部抜粋） (市民アンケートより)



市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋） (市民アンケートより)



事業所が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋） (事業所アンケートより)

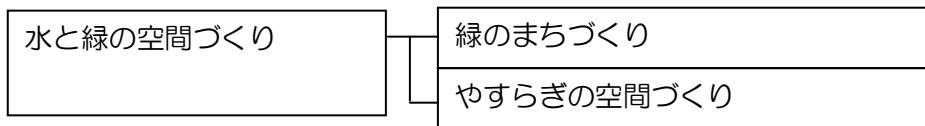


2 基本方向

水と緑の拠点整備により、「自然と共生するまち」の実現に努め、生活空間の良好な環境づくりを推進します。そのため、市街地における公園緑地などの整備に努めるとともに、地域での緑の拠点づくりを推進します。

また、河川などを活用した良好な水辺空間の創出に努め、緑地などと関連のある水と緑のネットワーク形成を推進します。

3 施策の柱



4 目標

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
公園の満足度	市民アンケート（公園などの憩いの空間の身近さ・満足、やや満足の回答数）	23% H25	30% H35	50% H45

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
公園数	市内の各種公園の数	79	維持
公園の満足度	市民アンケート（公園などの憩いの空間の身近さ）	23%	増加
自然にふれあう機会	市民アンケート（水や緑など自然とのふれあいの機会の多さ）	55%	増加
緑を育てている市民	市民アンケート（家庭で花や木などの植物を育てている）	51%	増加
道路植栽状況	道路などの植栽状況	—	増加
市民緑化事業の花苗等配布団体数	都市緑化事業による花苗等の配布団体数	106	維持
屋上（壁面）緑化	屋上（壁面）緑化の設置状況	—	増加

5 具体的施策

緑のまちづくり

～ 緑に囲まれたまちをつくります ～

まちの緑は、私たちにやすらぎをもたらし、生態系の保全にもつながるなど大きな役割を果たしています。このため、緑に囲まれたまちづくりとして、身近な緑の保全をはじめ、公園・道路・公共空間などの緑化に努め、身近な生活の中にも自然を感じることができる、緑豊かな潤いのあるまちづくりを市民とともに進めていきます。

施策

(1) 身近な緑地づくり

①身近な緑の保全

- ・市民の森、市民の木などを指定することにより、身近な生活空間にある豊かな緑の保全を推進します。
- ・人と動植物が共生できる環境を保全していくために、身近にある山や川などの自然環境の保全を推進します。

②緑のまちづくりの推進

- ・街路樹の植栽や住宅地における緑地整備を推進します。
- ・公園や沿道などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、緑を増やす活動を促進します。
- ・地域における公園などの水と緑の拠点整備を推進します。
- ・沿道の民有地の緑化活動や屋上・壁面緑化を推進します。
- ・緑を守る地域の美化活動を推進します。

③公共空間の緑化

- ・公園、道路、河川などの公共空間の緑化を推進します。
- ・公共施設の屋上・壁面緑化を推進します。

④開発による緑の保全・創出

- ・住宅地や公共施設用地などの開発や再開発行為においては、緑の確保に留意します。

やすらぎの空間づくり

～ 水と緑に囲まれたやすらぎの空間をつくります ～

公園や緑地などを活用し、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらし、身边に自然を感じられる空間が必要です。現在の都市公園や都市緑地の適切な維持管理や更新を行うとともに計画的な再整備を進めるなど、私たちがやすらぎと潤いを感じることのできる空間の整備に努めます。

施策

(1) やすらぎの空間づくり

①市街地におけるやすらぎ空間づくり

- ・散策路、遊歩道などによる水辺を楽しめる空間整備を推進します。
- ・豊かな生態系を保つ水辺空間の整備を推進します。
- ・水路（河川法などの法令で管理が規定されている一級河川、二級河川、準用河川と雨水管渠以外で公共の用に供されている小河川や水路など）の整備にともない、水と親しめる憩いの場の整備を推進します。

②親しみのある水辺づくり

- ・公園や緑地、河川敷などを活用し、水と緑に囲まれた親しみのある空間整備を推進します。
- ・海、河川の水質浄化対策を推進します。
- ・自然に配慮した河川環境を推進します。（多自然の川づくり）
- ・水と緑の交流拠点づくりを推進します。
- ・海浜、河川の美化活動を推進します。
- ・親水性護岸などにより、水と親しむことのできる機能整備を推進します。

③施設の活用

- ・八幡浜みなっと、おさかな牧場シーロード八幡浜、平家谷公園などの豊かな自然に囲まれた施設の活用を促進します。

6 各主体の主な取り組み

◎緑のまちづくり

取り組み	市民	事業者	行政
緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・身近にある緑を育てる ・緑を守る美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近にある緑を育てる ・緑を守る美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然環境の保全を推進
緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の普及活動に協力 ・民有地の緑化活動 ・公園などの水と緑の拠点づくりに協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の普及活動に協力 ・民有地の緑化活動 ・公園などの水と緑の拠点づくりに協力 ・開発行為においては、緑の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の普及活動 ・緑地整備の推進 ・屋上（壁面）緑化に努める ・沿道、民有地の緑化を推進 ・開発行為においては、緑の確保に努める

◎やすらぎの空間づくり

取り組み	市民	事業者	行政
やすらぎの空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道などの水辺を楽しめる空間整備を推進 ・豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める
親しみのある水辺づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園など親しみのある水辺づくりに協力 ・海浜、河川の美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園など親しみのある水辺づくりに協力 ・海浜、河川の美化活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動の推進 ・自然に配慮した河川整備を推進 ・水と緑の交流拠点の整備を推進 ・豊かな自然に囲まれた施設の活用促進

基本施策 8 魅力的な景観づくり

1 現状と課題

八幡浜市の景観は、宇和海に臨む海辺のまちと、農園地が多い山腹、集落地が細長く連続する山麓・谷筋で構成されています。

景観資源は市内に広がっていますが、港まちとしての特性が強く、中心市街地は八幡浜港、川之石港に隣接した地域に形成されています。この旧八幡浜地域と川之石地域は、江戸時代末期～昭和初期に海運や海産物を利用した産業、紡績業などが栄えてまち並みが形成され、八幡浜市ではこれらのまち並みを生かした散策ルートなどの整備を進めています。

一方、平成20年度に実施された景観計画市民アンケートでは、愛宕山、権現山などの山頂部からの眺め（特に海への眺め）を八幡浜市の景観の特徴と捉えている人が多く、旧市街地が形成されている旧八幡浜地域と川之石地域の間にある権現山・矢野崎周辺は、八幡浜市景観構造の重要地域として位置づけられています。また、環境基本計画市民アンケートにおいても諏訪崎やお四国山、公園などの整備を求める景観づくりに関する意見が多くありました。

しかし、鉄塔や送電線による風景の阻害、護岸整備による自然景観の喪失なども見受けられ、今後は、これらの自然資源を適切に保全するとともに、身近な縁を増やすことにより、潤いのある景観の形成を図ることが大切です。



美名瀬橋と赤レンガ倉庫跡

(写真左)

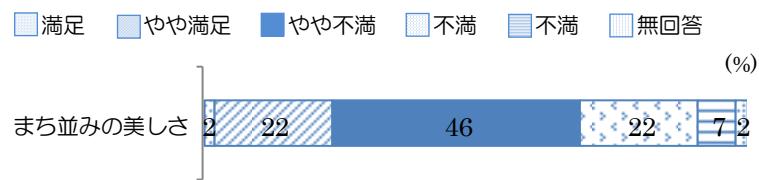


もっきんロード
(写真右)

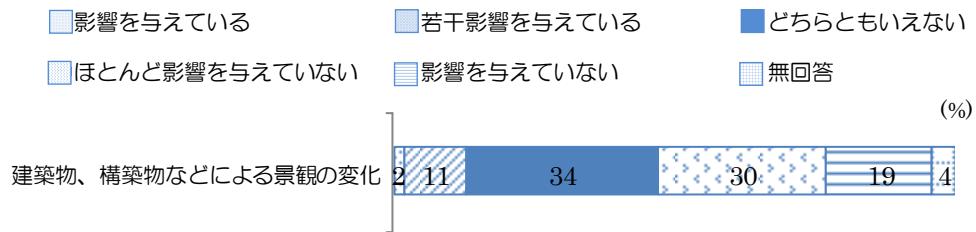
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



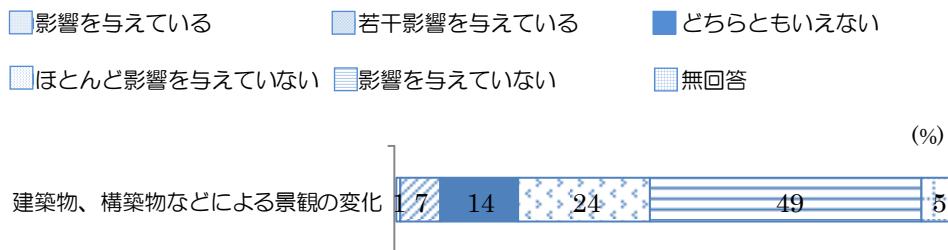
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）

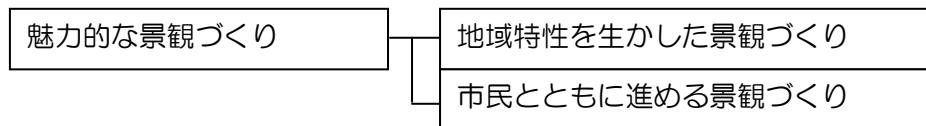


2 基本方向

「海があって山」という八幡浜市の景観特性を将来に向けて守り育てていくには、傾斜地に広がる農園地や林地を大切にするとともに、山から海を見る、海をはさんで対岸を見る眺めを重視する必要があります。

港まちとして、こうした海とのつながりの中にある暮らしの景観を地域別の良好な景観特性として整理し、市民の景観に関する意識の向上をはかり、景観づくりに生かしていくことが重要です。

3 施策の柱



4 目標

成果指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（まち並みの美しさ）満足度	24% H25	35% H35	50% H45
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（山や森林などの自然の緑の美しさ）満足度	74% H25	80% H35	85% H45

関連指標の方向性

関連指標	算定式	基準値	方向
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（まち並みの美しさ）満足度	24%	増加
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（山や森林などの自然の緑の美しさ）満足度	74%	増加
景観形成重点地区の指定箇所数	景観条例等に基づく景観形成重点地区の指定箇所	3ヶ所	維持

5 具体的施策

地域特性を生かした景観づくり

～ 地域特性を生かしたまちをつくります ～

八幡浜市では、八幡浜市景観計画（平成22年3月）において重点的に取り組むべき区域が定められており、八幡浜市の景観の中心部分である八幡浜湾周辺と川之石湾周辺および両者をつなぐ権現山周辺の半島部が景観計画の地域区分として設定されています。

施策

(1) 地域特性を生かした地域の形成

①旧八幡浜市街地 ⇒ 市街地景観形成地域

- ・八幡浜市の中心市街地として、市内外の多くの人々が集まるような格調と活気のある市街地景観の形成をめざします。また、愛宕山・権現山からの美しい眺望の保全・向上を図ります。

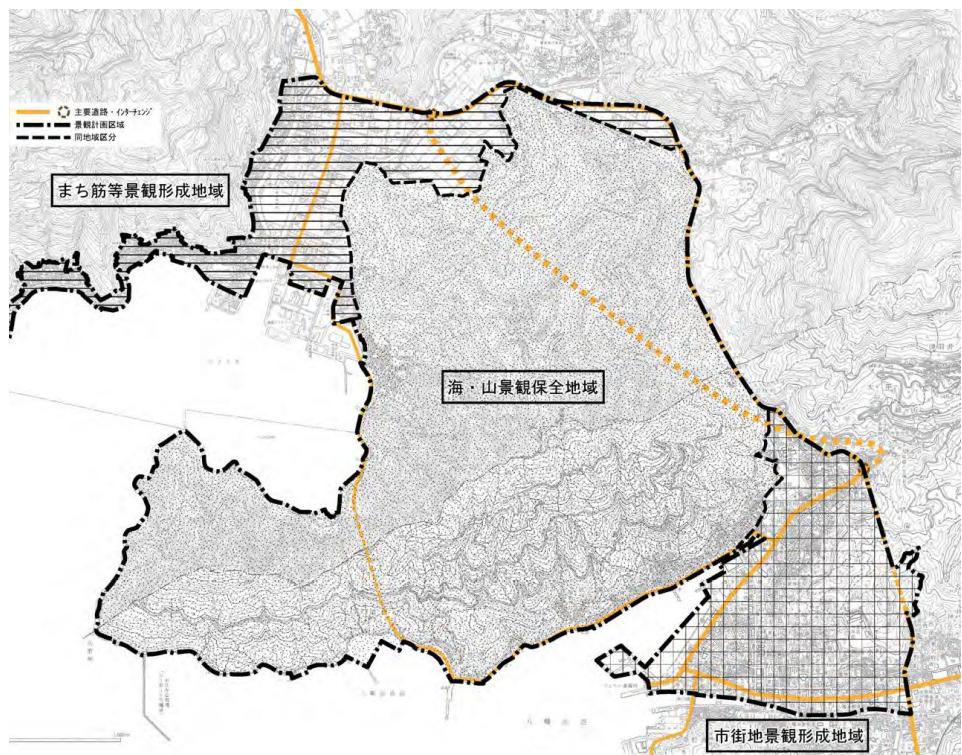
②権現山山系および周辺山麓部 ⇒ 海・山景観保全地域

- ・市街地景観形成地域とまち筋等景観形成地域を結ぶ地域と位置づけ、権現山山頂部の眺望拠点の整備と傾斜地の柑橘畑と青石積の維持・保全に努めると共に、北斜面の里山景観、矢野崎周辺の自然景観の保全を図ります。

③川之石・宮内・喜須来等市街地 ⇒ まち筋等景観形成地域

- ・八幡浜市の奥座敷として、居住者とともに観光客の視線を意識した重厚さとゆとりのある歴史・文化的景観の形成を図ります。また、古くからのまち筋の連続性と権現山からの眺望の保全・向上を図ります。

景観計画区域と地域区分



市民とともに進める景観づくり

～ 市民とともに魅力あるまちをつくります ～

建物周辺を手入れし、道路際のスペースに草花を植えたり、閉鎖的な塀を避け格子やルーバーで目隠しを施したり、建物とそのまわりを美しく心地好くしようとする個人の工夫や心遣いが、まちに潤いを与え、道行く人びとの心を和ませます。

少しでもまちを美しく飾りたいという思いの表れとして、一人一人がまち並みに配慮して工夫を凝らし、景観計画の地域以外でも、それがまわりの家々などにも広がっていくような景観づくりを推進します。

施策

- (1) 市民・事業者・行政の協働による景観形成
 - ・地域での景観づくりに協力します。

- ・ 身近な場所から広がる景観づくりを推進します。
- ・ 景観づくりを行う地域への支援を推進します。
- ・ 公共事業における先導的な景観づくりを推進します。

(2) 景観形成への関心を高める普及啓発

- ・ ホームページなどによる景観に関する情報提供を促進します。
- ・ 景観に関する学習の場の提供に努めます。
- ・ 身の回りでのより良い景観づくりに努めます。

6 各主体の主な取り組み

◎地域特性を生かした景観づくり

取り組み	市民	事業者	行政
特性を生かした地域の形成	・ 地域の景観づくりに協力	・ 地域の景観づくりに協力	・ 景観形成地域の整備推進

◎市民とともにすすめる景観づくり

取り組み	市民	事業者	行政
協働による景観づくり	・ 地域の景観づくりに協力	・ 地域の景観づくりに協力	・ 景観づくりを行う地域を支援
景観形成への関心を高める	・ 景観づくりへの意識向上 ・ 家庭周りの景観づくり	・ 事業所周辺の景観づくり、景観への配慮	・ ホームページなどの情報提供 ・ 景観に関する学習機会の提供

公害のないまち

基本施策 9 生活環境の保全

1 現状と課題

【大気と騒音】

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。大気汚染防止に関する施策の推進にあたって、汚染地域では改善の目標となり、汚染が進行していない地域では汚染の未然防止の指針となるものです。

しかし、八幡浜市内では、大気汚染を常時監視測定できるシステムは整備されていません。今後は、大気環境の常時測定体制の整備、充実が必要です。

一方、幹線道路沿いにおける騒音などによる生活型公害の問題については、八幡浜市においても顕在化する傾向にあり、貨物運搬などの大型車両にともなう騒音の苦情が出ることがあります。

【水質と土壌】

水質汚濁について、公共下水道の普及ならびに公共下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽の整備(汚水処理人口普及率 82.1%：平成 24 年度末現在)により、生活排水による公共水域への汚濁が解消されつつあります。河川の水質を監視するため、現在 4 河川 7 力所の水質検査を定期的に行ってています。測定結果は、検査月によって大腸菌群数などで環境基準を上回る河川はありますが、その他の調査項目は良好な結果が出ています。水質悪化などの懸念がある要因としては、生活排水の河川への流入、農地からの肥料分や農薬の流入、事業所からの排水の流入などが考えられます。また河川自体の浄化機能が低下している点も考えられます。

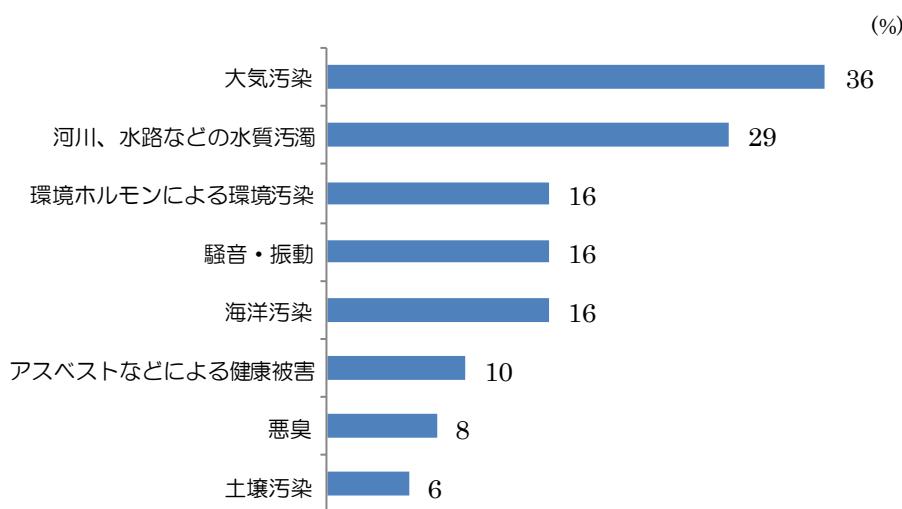
土壌環境については、八幡浜市における土壌環境汚染などの苦情・相談は、現在のところありません。土壌環境汚染は、地下水にも影響をおよぼすため、広い範囲での経年的な変化の把握や評価のための調査が必要です。しかし、土壌、地下水の状況については調査地点が少なく市域全体の現状ははっきりと分かっていません。

【有害化学物質など】

市内の大気、水質、土壌について、定期的に実施しているダイオキシン類などの化学物質の調査では、すべての調査地点で国が定める環境基準値や指針値に適合しています。

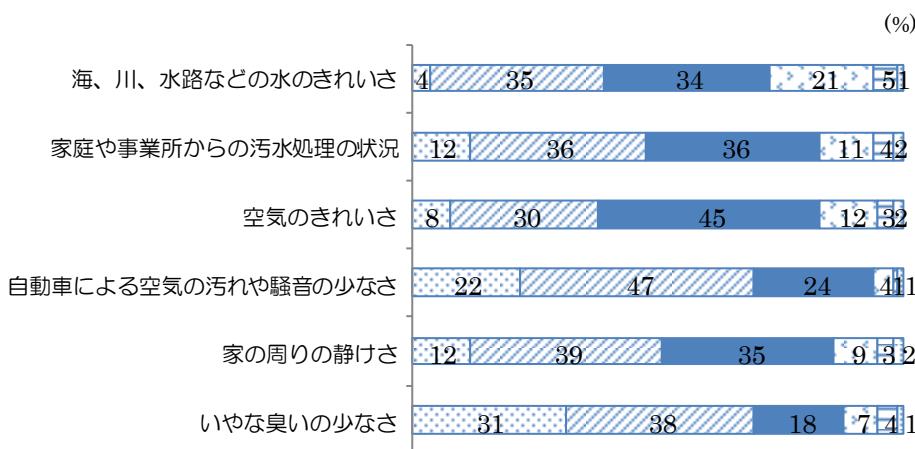
今後、化学物質による環境汚染を防ぐには、PRTR制度などにより化学物質の環境への排出や管理の状況を把握し、適正管理および排出抑制に関する事業者の自主的な取り組みを促進する必要があります。

関心を持っている環境問題（一部抜粋） （市民・事業所アンケートより）

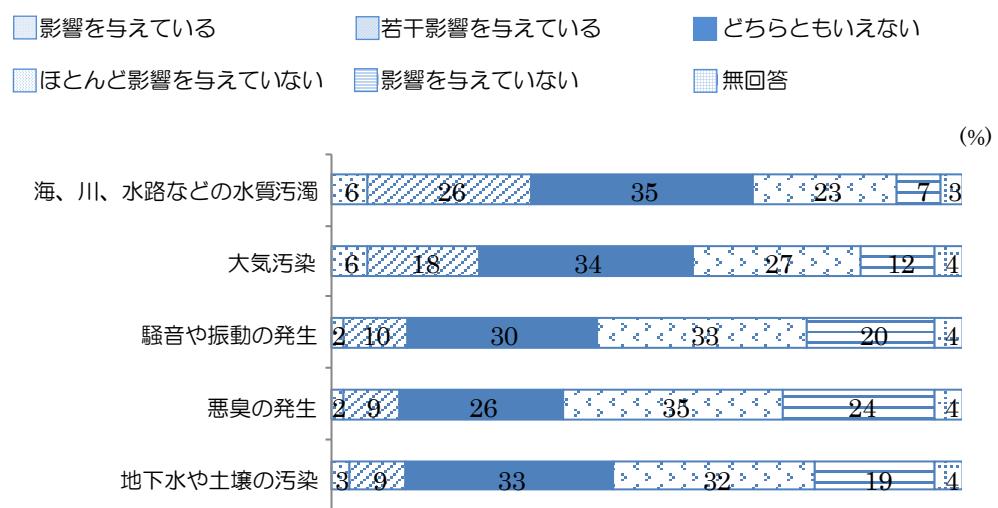


環境について感じていること（一部抜粋） （市民アンケートより）

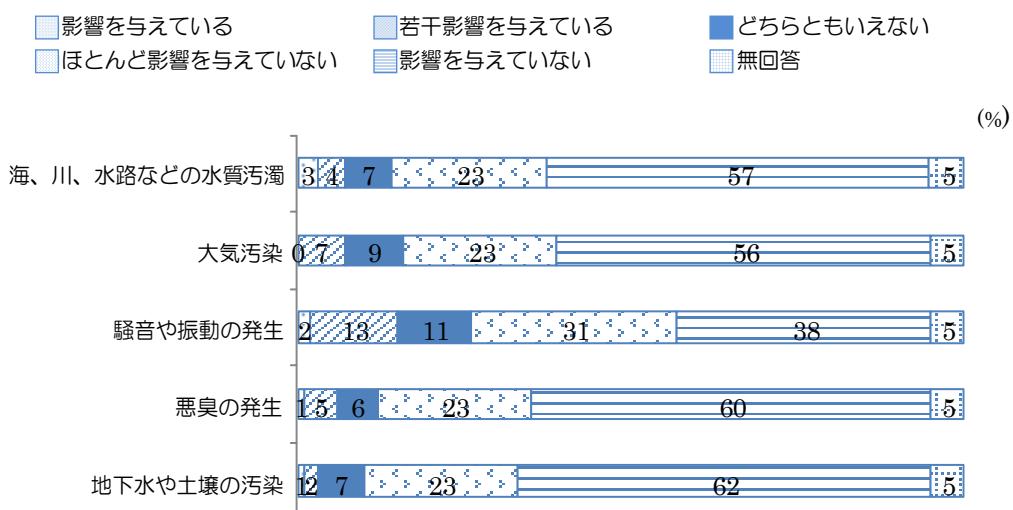
■満足 ■やや満足 ■どちらとも ■やや不満 ■不満 ■無回答



日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋） （市民アンケートより）



事業活動において環境におよぼしている影響（一部抜粋） （事業所アンケートより）

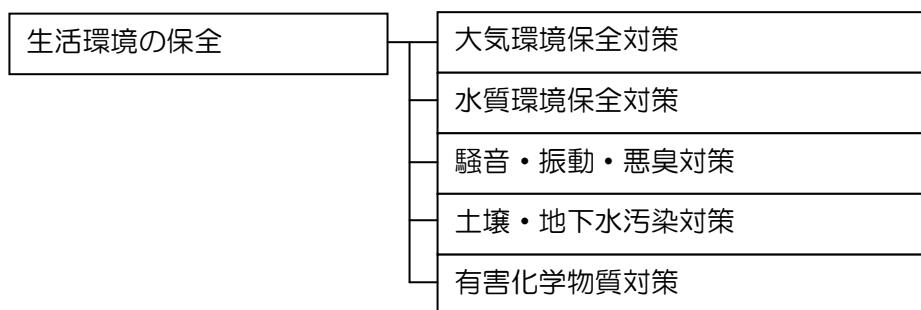


2 基本方向

私たちが良好な生活環境を享受するため、大気・水質・騒音などの環境に対しての監視体制の強化や発生源対策などに努めることにより、環境基準を達成・維持するとともに、より私たちの暮らしにやさしい環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進します。また、人の健康や生態系に悪影響をおよぼすおそれのある化学物質については、排出抑制や適正管理の啓発を促進し環境汚染の未然防止に努めます。



3 施策の柱



4 目標

環境基準適合率の増加に努めます。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
調査測定地点の環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壤に係る環境基準適合地点数／総測定地点数×100	75%	90%	100%
		H24	H35	H45

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
調査測定地点の環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壤に係る環境基準適合地点数／総測定地点数×100	75.0 % H24	増加
大気環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	100.0 % H24	維持
水質環境基準※1などの達成率	適合数／サンプリング数×100	69.3 % H24	増加
地下水環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	86.7 % H24	増加
騒音環境基準などの達成率	道路交通騒音 環境基準達成率	100.0 % H24	維持
ダイオキシン類の大気・水質・土壤環境濃度	大気※2 (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)	大気環境濃度（達成）	H24
	水質 (1pg-TEQ/l以下)	水質環境濃度（達成）	
	土壤※2 (1,000pg-TEQ/g以下)	土壤環境濃度（達成）	
PRTR制度に基づく化学物質の排出量・移動量	1年間の届出排出量・移動量	24,312.9 Kg 3,600.0 Kg H23	減少
公害苦情相談件数	市に寄せられた1年間の相談件数	17 件 H24	減少

※1 水質環境基準：生活環境の保全に関する環境基準（河川）A類型による

※2 愛媛県によるダイオキシン類環境調査結果を含む

5 具体的施策

大気環境保全対策

～ きれいな空気に包まれたまちにします ～

きれいな空気は、私たちが安心して生活できる環境には欠かせないものです。私たちの健康な暮らしに影響をおよぼすことがないよう、大気汚染に係る環境基準などの水準を保ちます。そのために、大気環境測定体制の整備、大気汚染の原因となる自動車や事業所な

どの発生源対策を推進します。

八幡浜市内では、一部地区においてダイオキシンなどに係る大気環境の調査が行われていますが、その他の地区においては、大気環境の現状が不明確です。今後、大気汚染と共にそれに起因した土壤汚染などが進行しないよう、まずは状況を把握していくことが必要です。

施策

(1) 大気環境状況の把握

①大気環境測定体制の整備

- ・八幡浜市内での定期的な大気汚染状況調査を促進します。
- ・愛媛県では、工場などが集中立地している東予地域や松山市に大気自動測定局を設置し、県内の大気汚染の状況を把握しています。これらの測定局が八幡浜市内にも設置されるよう要望していきます。

②調査結果の公表

- ・大気環境を的確に把握するため、継続的に調査を実施し、結果を公表します。

(2) 固定発生源対策

①工場、事業所における発生源対策

- ・工場、事業所における各種排出物質の規制基準遵守の啓発を推進します。
- ・工場、事業所のボイラーなどへの低窒素酸化物（NO_x）型燃焼機器の導入や、大気汚染防止設備・技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの事業者の自主的な排出削減対策を促進するための情報提供および啓発を行います。

②家庭における発生源対策

- ・家庭の暖房機器や給湯器への低 NO_x 型燃焼機器の導入など、家庭における排出削減対策を促進するための情報提供および啓発を行います。

(3) 移動発生源対策

①自動車排出ガスの削減

- ・自動車の適切な整備、点検を推進します。
- ・エコ自動車の普及を促進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・バス、トラックなどの大型ディーゼル車については、低公害車への転換やエコド

ライブの徹底、物流の効率化などを要請し、窒素酸化物(NOx)・浮遊粒子状物質の排出量の削減を図ります。

②交通対策

- ・マイカーの過度な利用を控え、適正利用を推進します。
- ・パーク＆ライドやレンタサイクルの導入を推進します。
- ・徒歩・自転車の利用を促進します。
- ・安全に利用できる徒歩・自転車通行環境の整備を推進します。
- ・駐車場、駐輪場の整備を推進します。

③環境負荷を低減する道路整備の推進

- ・市内幹線道路（大洲・八幡浜自動車道など）の整備を促進します。
- ・道路渋滞箇所の解消に努めます。

(4) アスベストなどの大気環境への排出防止

①解体にともなう飛散防止

- ・家屋の解体工事などにともなう、周辺環境への飛散防止など「大気汚染防止法」などの法令に基づく適正処理について啓発を推進します。

2 水質環境保全対策

～ 清らかな水に囲まれたまちにします ～

水は私たちの生活や事業活動に利用されることにより汚水となって排出されます。この汚水が処理されないまま川や海へ排出されると、水質汚濁が進行し、河川や海には魚も住めない状態となってしまいます。

水質汚濁を防止するためには、これらの汚水を処理場へ集め処理し、きれいな水にして川や海へ戻します。こうすることにより、水質汚濁を防止し、美しい川や海を取り戻すことができます。

きれいな水は、大気と同様に、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。河川の水質は、水質汚濁に係る環境基準を達成するとともに、さらに清らかな水質をめざします。

八幡浜市河川水質検査場所

No	検査地点
①	宮内川 上流
②	宮内川 下流
③	喜木川 上流
④	喜木川 下流
⑤	千丈川・五反田川 合流地点
⑥	千丈川
⑦	五反田川

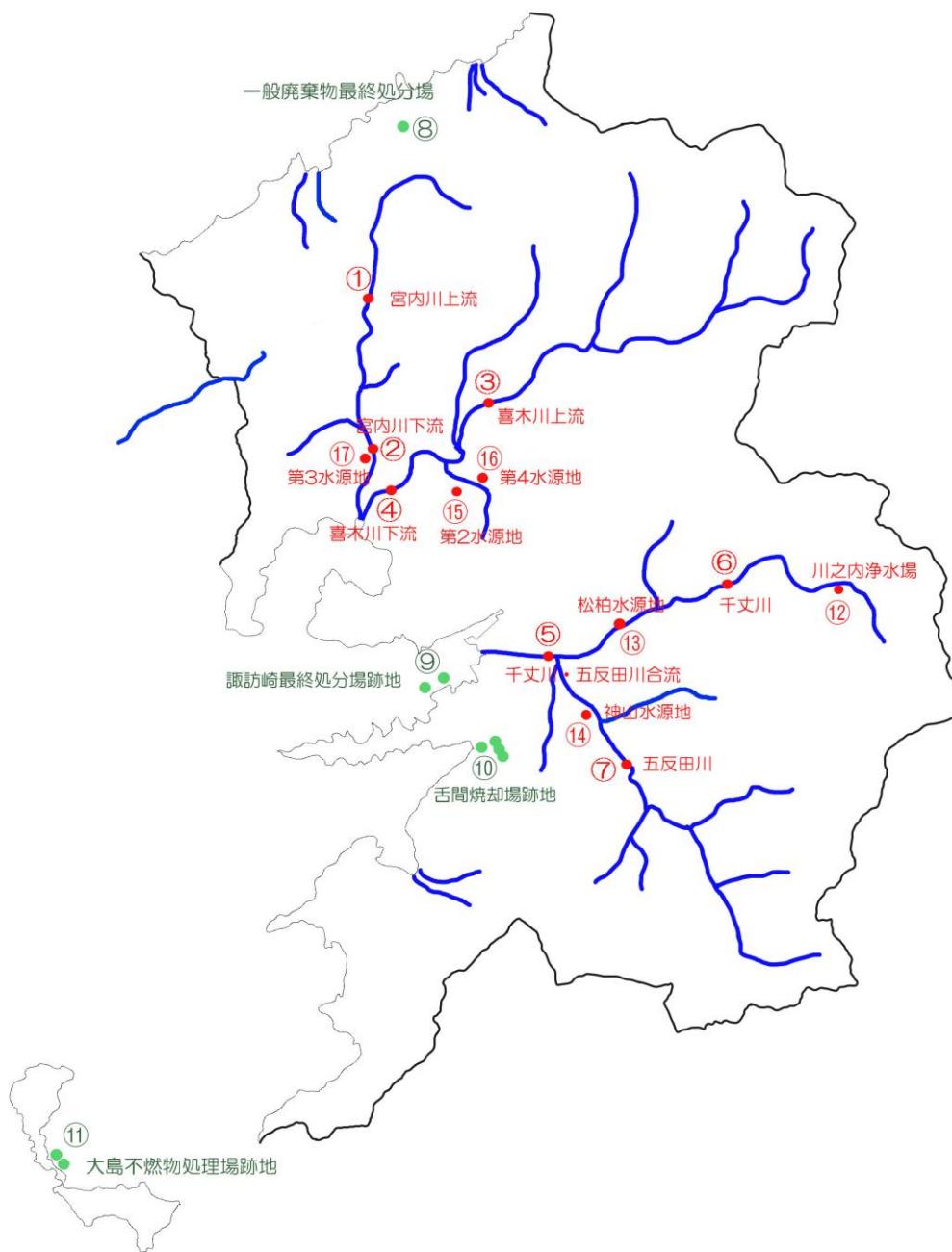
八幡浜市最終処分場水質検査場所

No	検査地点	
⑧	一般廃棄物最終処分場	処分場内
		放流槽
		放流水
⑨	諏訪崎最終処分場跡地	施設前
		施設奥
⑩	舌間残灰処分場跡地	施設排水
		江尻川 上流
		江尻川 下流
⑪	大島不燃物処理場跡地	地下水
		施設前
		施設横 海岸

八幡浜市上水道水質検査（原水）場所

No	検査地点	水系
⑫	川之内浄水場	千丈川水系
⑬	松柏水源地	
⑭	神山水源地	五反田川水系
⑮	第2水源地	宮内川水系
⑯	第3水源地	喜木川水系
⑰	第4水源地	

八幡浜市内における水質調査地点



施策

(1) 水質状況を把握

①水質環境監視体制の整備

- ・八幡浜市における定期的な水質調査を継続して行います。
- ・河川などの公共用水域の調査点や調査項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え継続的な調査を実施します。

②調査結果の公表

- ・水質汚濁の実態を的確に把握するため、継続的に調査を実施し、結果を公表します。

(2) 生活排水対策の実施

①下水道整備の推進

- ・下水道区域の整備、下水道への接続を促進し、下水道普及率のさらなる向上や下水道への接続のための啓発を推進します。

②合併処理浄化槽の設置

- ・下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

③生活排水の汚濁負荷低減

- ・生活排水の汚濁負荷を低減するため、広報などによる汚濁防止に関する普及啓発を促進します。
- ・風呂水の再利用、廃食用油の回収など家庭での生活排水汚濁防止対策を推進します。

(3) 工場、事業所における排水対策

- ・排水基準の遵守はもとより、汚濁負荷低減のために対策の強化を求めていきます。
- ・排水の自主測定の実施など、特定事業場以外の自主的な対策を推進します。

(4) 非特定汚染源対策

- ・道路側溝、排水溝などの清掃により堆積・蓄積した汚濁物質の除去を促進します。
- ・農地などから流出する肥料の一部や作物残渣などの水質汚濁原因物質の流出を抑制するために、化学肥料・農薬の低減や耕作土の流出防止対策を推進します。

(5) 市民や各種団体との連携による活動の推進

①河川美化清掃活動の実施

- ・河川美化清掃活動を実施し、水質汚濁の防止を促進します。
- ・各活動の参加者や参加団体と連携を図り、清掃活動や植生・生物の保全活動を推進します。

②水質保全にむけた啓発

- ・学習会や環境フェアなどの環境イベントによる、河川、海などの水質汚濁防止対策の普及啓発を推進します。

騒音・振動・悪臭対策

～ 季節のかおりや音が感じられるまちにします ～

人の五感で感じる騒音や悪臭の問題は、私たちの生活に密接に関わり、生活における快適性を考えると非常に重要な問題です。特に、住宅地と商業地などの混在地域では、その問題が顕著に現れます。

騒音・振動・悪臭の解消を図っていくとともに、良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりのひとつとして位置付け、各主体の協働による快適なまちづくりをめざしていくことが重要です。

騒音・振動・悪臭の問題の解決に向けて調査・測定体制の整備や周囲の環境に配慮した発生源対策の推進、相談体制の充実を図っていきます。

施策

(1) 騒音・振動

①騒音・振動の的確な監視

- ・騒音、振動に係る調査を実施し、結果を公表します。

②交通騒音・振動対策の推進（移動発生源からの対策）

- ・良好な居住環境を保全する必要がある地域を通過する主要な道路については、低騒音舗装などの整備を推進します。
- ・自動車騒音の低減を図るため、幹線道路などの整備による交通の円滑化を推進します。
- ・鉄道、バス、運送会社などの交通機関については、事業者による騒音低減対策を要請します。
- ・自動車の適切な整備、点検による騒音抑制を促進します。

③固定発生源からの騒音・振動対策

（工場・事業所）

- ・工場、事業所からの騒音や振動を抑制するため、「騒音・振動規制法」に基づく規制を徹底します。
- ・低騒音型設備の導入を促進します。
- ・防音対策を徹底します。

（建設作業）

- ・特定建設作業現場における騒音・振動の規制基準の遵守など、「騒音・振動規制法」に基づく規制を徹底します。

（生活騒音）

- ・住宅地周辺において発生する近隣騒音や夜間営業騒音などについては、「騒音・振動規制法」に基づき、発生者に対して指導を行います。
- ・不快と感じる生活騒音を生じさせないように、広報などを通じて啓発します。

④音環境

- ・住宅地周辺において騒音の防止を推進し、季節の音（鳥や虫の声・風や波の自然の音など）が感じられるまちづくりを推進します。

(2) 悪臭

①悪臭対策

- ・悪臭発生の実態を把握し、規制地域・臭気指数の導入を検討し、悪臭防止対策を推進します。
- ・地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」に基づき、指導を行います。
- ・ごみの放置防止、動物の糞尿の適切な処理を促進します。
- ・畜産経営に起因する悪臭を防止するため、畜舎の清掃、家畜排せつ物の処理施設の整備など畜産経営の環境改善を推進します。

②かおり環境

- ・住宅地周辺において悪臭防止対策を推進し、季節のかおり（季節の花・みかんのかおりなど）が感じられるまちづくりを推進します。

土壤・地下水汚染対策

～ 安全な地下水と土壤が保たれたまちにします ～

土壤は生態系の保全や水質の浄化・貯水・透水などさまざまな場面において大きな役割を果たしています。しかし、土壤汚染は蓄積性が強く、その汚染が地下水にも浸透するため地下水汚染とも密接に関連しています。どちらも一度汚染されるとその影響が長期にわたることから、将来にわたる私たちの健康被害を予防するためにも土壤汚染を発生させない取り組みや土地利用に応じた適切な対策が行われる取り組みを推進していきます。

施策

(1) 状況の把握

- ・愛媛県による土壤汚染、地下水汚染に係る環境調査結果に基づき、現状把握に努めます。

(2) 土壤汚染対策

①啓発

- ・土壤汚染対策に関する啓発を推進します。

②工場・事業所などからの発生源対策

- ・有害物質を扱う工場、事業所などに対する土壤汚染防止に関する啓発を推進します。
- ・工場、事業所の廃止などによる利用形態の変更や移転により汚染が判明した場合には、愛媛県と連携して事業者に適切な汚染浄化対策を求めていきます。

③農地の汚染防止

- ・肥料、農薬による農地の土壤汚染を防止するため、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う環境保全型農業を推進します。

(3) 地下水汚染対策

①啓発

- ・地下水汚染対策に関する啓発を推進します。

②工場・事業所などからの発生源対策

- ・有害物質を扱う工場・事業所に対して、有害物質の地下水への浸透防止に関する啓発を推進します。
- ・地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壤汚染対策法に基づく自主的な調査を推進します。

③浄化対策の促進

- ・汚染井戸が発見された場合には、汚染源に対して愛媛県と連携して継続的な浄化対策を求めていきます。

有害化学物質対策

～ 有害物質による汚染がないまちにします ～

私たちの身の回りでは非常に多くの化学物質が利用されており、その数は10万種類以上と言われています。その中には、環境中に残留し、環境汚染を引き起こしたり、人の健康に影響をおよぼしたりするといわれているものもあります。ダイオキシンなどの環境ホルモンの問題やアスベストの問題などにより、私たちの暮らしに不安を与えていたる状況もみられます。

環境への影響をできるだけ少なくしていくためには、PRTR制度による化学物質に関する情報提供が重要です。そのためには、企業なども自主的に事業活動内容を公表し、化学物質の使用の有無、有害性、環境への配慮事項などの情報提供、環境リスクに関する環境学習の実施などを推進していく必要があります。

施策

(1) 有害化学物質などの排出削減

①工場・事業所からの排出削減

- ・「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制の啓発を推進します。

②PCB・アスベスト廃棄物の適正処理

- PCB およびアスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」などに基づき適切に処理されるよう啓発を推進します。

③野焼きの防止

- 違法な野焼きを防止するための監視・指導・啓発を促進します。

(2) 化学物質の監視

①ダイオキシン類に関する監視

- 大気、水質などを対象としたダイオキシン類の調査を継続実施し、実態の把握、調査結果を公表します。
- ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉などの特定施設については、事業者の自主測定の適切な実施と結果の公表を推進します。

②PRTR 制度の活用

- PRTR 制度により、化学物質の使用、保管および処理状況の把握に努めます。
- 事業者の自主的な管理の徹底を推進します。
- PRTR 制度の情報を基に市民に情報提供し、事業者の自主的な管理を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎大気環境保全対策

取り組み	市民	事業者	行政
汚染状況の把握			<ul style="list-style-type: none"> ・観測局設置を推進 ・調査結果の公表
固定発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・低 NOx 型燃焼機器などの導入に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所のばい煙の適正処理を徹底 ・低 NOx 型燃焼機器などの導入に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所や家庭における排出削減対策の啓発
移動発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ自動車の利用に努める ・エコドライブの実践 ・自動車の適切な整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ自動車の利用に努める ・エコドライブの実践 ・自動車の適切な整備・点検 ・貨物自動車などの交通量削減をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガスの削減に向けた対策 ・徒歩や自転車による交通対策を推進 ・環境負荷を低減する道路整備を推進
大気環境への排出防止	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストなどは、適切な飛散防止処理を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストなどは、適切な飛散防止処理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく適正処理の啓発

◎水質環境保全対策

取り組み	市民	事業者	行政
汚濁状況の把握			<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な水質調査 ・調査結果の公表
水質保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの利用マナーを守り周辺環境の保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの利用マナーを守り周辺環境の保全に努める 	
生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に接続する ・合併処理浄化槽を設置 ・家庭における排水処理対策を徹底（使用済み食用油の回収、風呂水の再利用など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に接続する ・合併処理浄化槽を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の促進 ・合併処理浄化槽の設置を促進 ・生活排水の汚濁負荷低減の啓発 ・廃食用油の回収促進

工場・事業所における排出水対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> 法規制に基づく排出水基準を遵守 自主的な排出水対策に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 法規制に基づく排出水対策の啓発
非特定汚染源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自宅周辺の清掃 農薬などの適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所周辺の清掃 農薬などの適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に応じた非特定汚染源対策の啓発
連携による活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川美化清掃活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 河川美化清掃活動に参加 	市民や各種団体と協力し、水質改善対策活動を促進

◎騒音・振動・悪臭対策

取り組み	市民	事業者	行政
騒音・振動的確な監視			<ul style="list-style-type: none"> 騒音測定を継続実施し、結果を公表
自動車騒音・振動（移動発生源）対策	<ul style="list-style-type: none"> 適切な自動車整備による騒音防止 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な自動車整備による騒音防止 騒音低減対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備など交通対策を推進
固定発生源による騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 生活騒音などの発生抑制 環境基準の遵守 近隣の迷惑にならないよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音、低振動型の機器の導入を推進 環境基準の遵守 事業活動における防音対策を推進 近隣の迷惑にならないよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所などの騒音・振動対策を推進 生活騒音に対する指導、啓発を促進
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> ごみを放置しない 動物の糞尿の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ごみを放置しない 悪臭の発生防止に努める 悪臭防止資材などにより、家畜や肥料の悪臭防止を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止の普及啓発 悪臭の発生源に対し、法令に基づく指導

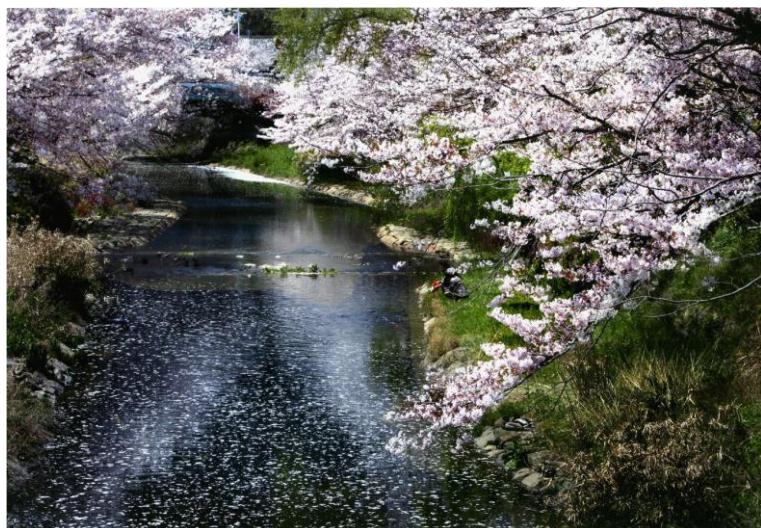
◎土壤・地下水汚染対策

取り組み	市民	事業者	行政
土壤汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の適正利用 事業所の汚染物質使用状況を把握 土壤汚染の原因となる物質の使用量低減 土壤汚染の原因となる物質の管理徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所などの土壤汚染防止の啓発 農地の汚染防止を推進 土壤汚染対策の啓発
地下水汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の適正利用 井戸水の利用に際しては、異常がないか常に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底 農薬や化学肥料の適正利用 井戸水の利用に際しては、異常がないか常に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水調査の促進 工場、事業所に対する地下水汚染対策の啓発

◎有害化学物質対策

取り組み	市民	事業者	行政
有害化学物質の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> 野焼きをしない 野焼きによるダイオキシン類の発生抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の管理徹底 有害化学物質使用量削減 PRTR 制度に基づき、指定化学物質排出量などを報告 野焼きをしない PCB やアスベストなどの適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の適正処理の啓発 PRTR 制度に基づき、指定化学物質排出量などを報告 野焼き防止の啓発
化学物質の監視	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質に関する正しい知識を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却炉などからのダイオキシン類などの発生対策に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類の調査 調査結果の公表

		める ・化学物質に関する正しい知識を身につける	・化学物質に関する正しい情報の普及啓発 ・有害化学物質の適正管理の啓発
--	--	----------------------------	--



喜木川に咲く桜
(写真左)



引き潮で陸続きになるねずみ島
(写真右)

資源が循環するまち

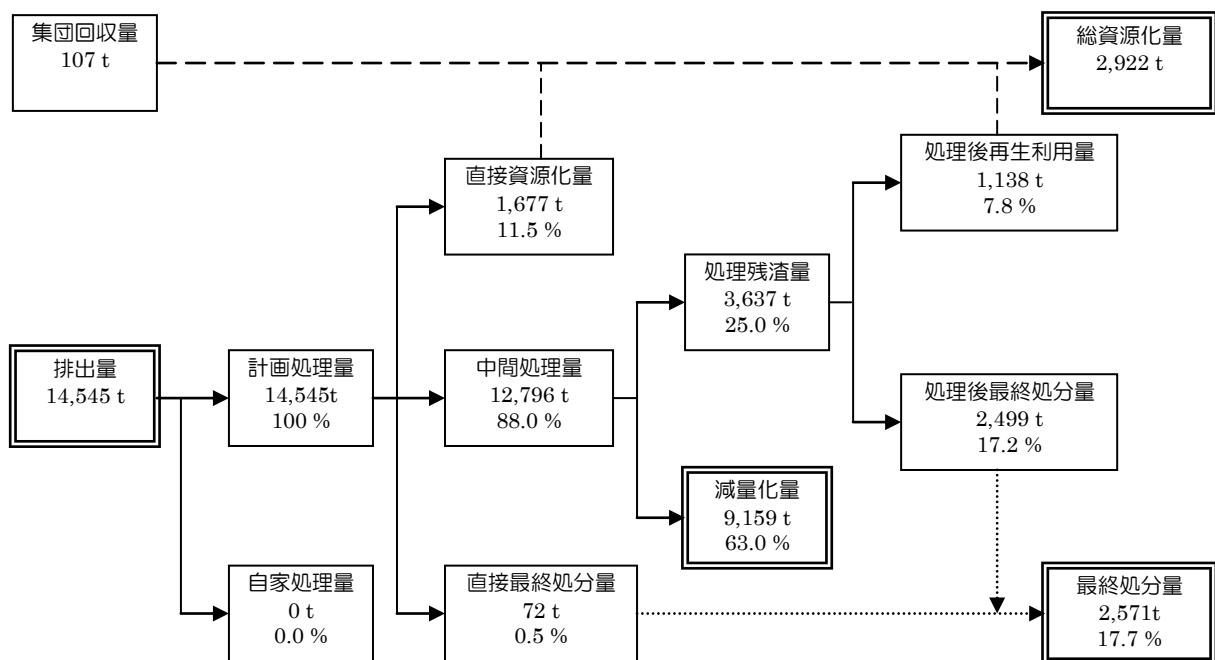
基本施策 10 資源循環の推進

1 現状と課題

地球温暖化問題や資源の枯済などの環境問題は、より複雑化・深刻化してきており、これらの問題に対応する取り組みとして資源循環型のまちづくりは必要不可欠となっています。

八幡浜市では、適正な廃棄物処理を進めることにより、環境への負荷が低減された循環型社会の構築をめざしています。市内で発生するごみは、ごみステーションおよび戸別で収集されており、八幡浜南環境センター（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、資源ごみ選別施設）、八幡浜北環境センター（資源ごみ選別施設）、民間施設にて中間処理された後、八幡浜市および他市の民間最終処分場にて埋め立て処分されています。

今後、資源循環型のまちを実現し、私たちが安心して生活できる環境を維持向上させるためには、私たちの生活スタイルや事業活動をこれまでの大量生産・大量消費のスタイルから資源が循環するスタイルに変えるとともに、この循環型のスタイルを推進させるためのシステムの構築が求められており、市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを減量する環境づくりを進めることが重要です。



資料 循環型社会形成推進地域計画

2 基本方向

地球温暖化や資源の枯渇などの地球規模での深刻な環境問題に対応していくためには、循環型社会の仕組みづくりは欠かすことができません。そして、循環型社会実現のために物がごみとなって処理されるまでの段階で「3R（Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル））」を推進することが重要です。

今後、ごみの埋め立て処理をする最終処分場の確保が難しいことを考えると、資源を無駄にせず有効に活用し、廃棄物の排出量を抑制しなければなりません。このため、私たちができるとして、ごみの減量化と資源の再利用の推進は当然ながら、廃棄物の元となるものを断ったり、買ったりしないようにすることが必要です。

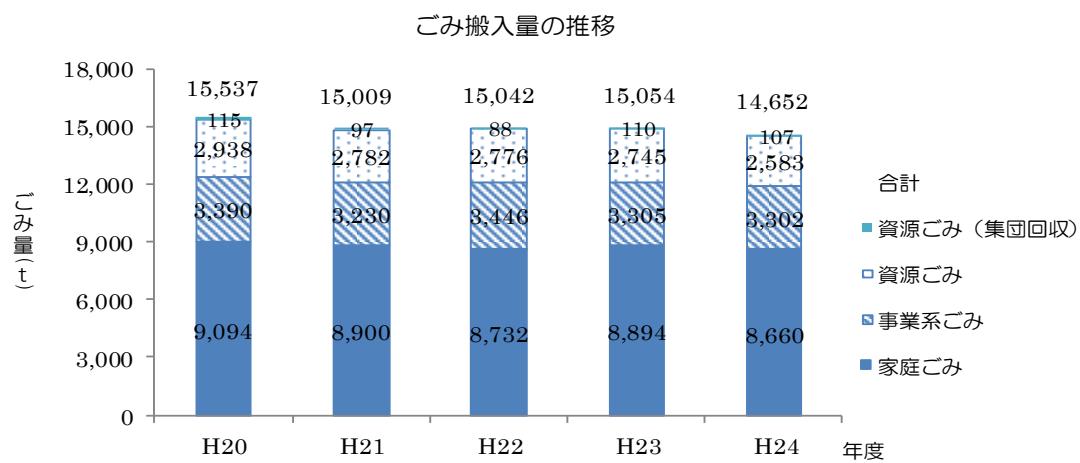
3Rとは・・・

環境に負荷を与える、処理費用のかかる「ごみ」を極力少なくする取り組みです。

Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）の頭文字をとって「3R（スリーアール）」と呼ばれています。

それぞれの言葉の示す意味は、以下のとおりです。

- Reduce（リデュース） ⇒ ごみの発生抑制
- Reuse（リユース） ⇒ 繰り返し使用する
- Recycle（リサイクル） ⇒ 資源として再利用する

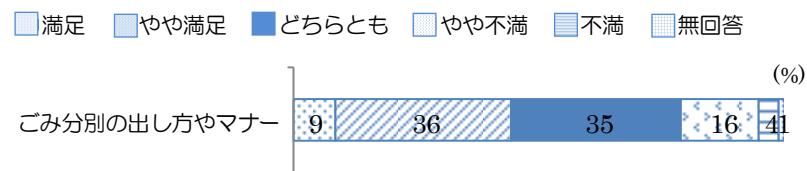


資料 一般廃棄物処理実態調査

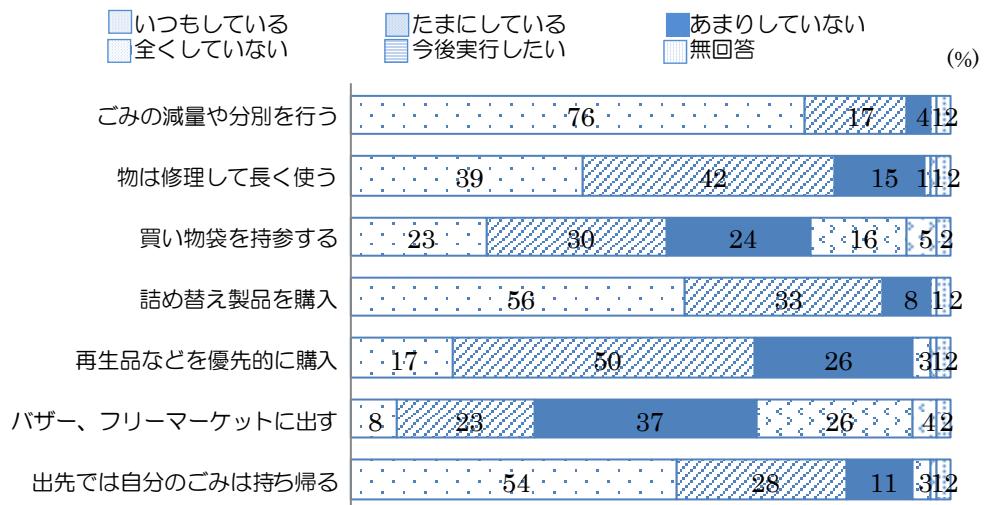
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



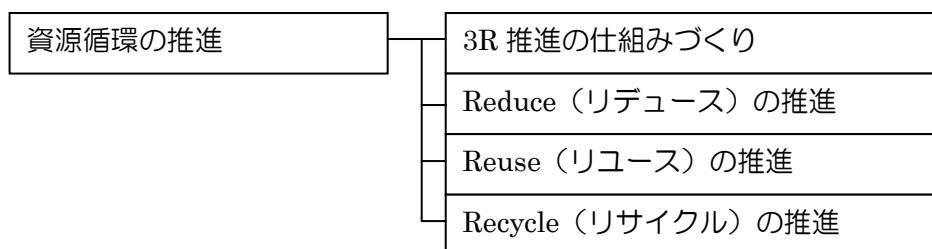
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



ごみに関して取り組んでいること（一部抜粋）（市民アンケートより）



3 施策の柱



4 目標

市民 1 人の 1 日当たりの家庭ごみ排出量を削減します。

指標	算定式	基準値	目標	目標
市民 1 人の 1 日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ排出量／推計人口／365 日	757g H24	735g H27	735 H34
ごみ総排出量	市内の 1 年間のごみの総排出量	14,652t H24	13,186t H27	11,444t H34

目標数値は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
家庭ごみ量	市内の 1 年間の家庭ごみ排出量	8,660 t H24	減少
事業系ごみ量	市内の 1 年間の事業系ごみの排出量	3,302 t H24	減少
資源ごみ量	市内の 1 年間の資源ごみの排出量	2,583 t H24	増加
資源集団回収量	1 年間の集団回収の量	107 t H24	増加
ごみの埋立量	1 年間のごみの埋立量	2,571 t H24	減少
リサイクル品の出品数	リサイクルフェア出品数	182 点 H24	増加
リサイクル率	ごみの資源化量／ごみの総排出量 × 100	19.9 % H24	増加

5 具体的施策

3R 推進の仕組みづくり

～ 市民が一体となって 3R に取り組みます ～

大量生産・大量消費社会となった現在では、使い捨ての製品などが増えてきており、身近なところでは生活の豊かさにより食事の量を多めにつくってしまうなど、ごみの量が増大するさまざまな要因が挙げられます。また、レジ袋の使用や資源として再利用できるごみを分別せずにごみとして出していることもごみを増やす一因です。

八幡浜市においては、人口が減ってきているにも関わらず家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、増加傾向にあります。ごみは基本的に焼却により処理されており、処理にかかる費用も膨大な金額となっています。

3R を推進していくためには、市民・事業者の積極的な行動を促進していかなければなりません。不要なものは、「買わない」・「使わない」・「もらわない」という観点からごみを減らすことを優先に 3R を推進していきます。

施策

(1) 3R の普及啓発

①普及啓発の推進

- ・環境月間（6月）、3R 推進月間（10月）などの機会に、3R の必要性や市民、事業者、行政の役割などについて啓発を行います。
- ・ごみの分別、排出ルールの徹底を図っていくための 3R 推進運動の展開を推進します。
- ・リサイクルフェアを開催し、まだ使用できるものを無料にて提供します。

②的確な情報提供

- ・3R 活動の参考事例などの市民や事業者が求める情報を提供します。

③環境学習の充実

- ・ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする環境学習の機会の提供に努めます。
- ・3R について学べる環境学習の機会の提供に努めます。

Reduce（リデュース）の推進

～ ごみの発生を抑制します ～

3R活動のうち優先的に取り組むことが、Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）です。循環型社会の実現をめざすためにも、大量生産・大量消費の生活スタイルを改め、ごみの減量を意識した生活を実践し、ごみのさらなる減量化を進めるとともに、資源化の推進を図っていく必要があります。

施策

(1) 家庭系ごみ減量対策

①ごみを減らす

- ・生ごみ処理機などの活用を促進し、生ごみを減らすことに努めます。
- ・生ごみ処理機などの購入助成制度を促進します。
- ・レジ袋削減のためにマイバックの使用を推進します。

②ごみ排出ルールの徹底

- ・ごみの分別により、ごみ量を減らします。
- ・ごみ分別の普及啓発をさらに推進します。
- ・ごみの出しやすい環境整備を推進します。（ごみステーションの設置、ごみステーション設置箇所の変更など）

(2) 事業系ごみ減量対策

①事業系ごみの適正排出対策

- ・事業系ごみの分別排出の普及啓発を促進します。
- ・事業系ごみの実態を把握し減量・分別を推進します。
- ・多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の策定を求めるなど、ごみの減量、資源化のための指導を推進します。

②事業者との協働

- ・資源回収が容易な容器の使用、過剰包装の廃止、資源の回収などに対する協力を事業者に求めていきます。
- ・スーパーマーケットなどの事業者と市民との理解や協力を得ながら、レジ袋の有料化や削減に向けた取り組みを推進します。

Reuse（リユース）の推進

～ リユース製品の利用を拡大します ～

一度使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に、製品として再使用するといった取り組みが必要とされています。消費者に対し、このようなリユース品利用の啓発を推進します。

事業者に対しては、製品のリユースが可能な商品仕様の採用や、流通・販売事業者と連携した製品回収システムの構築を推進します。

施策

(1) 再使用品の利用促進

①リユースするための仕組みづくり

- ・フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進します。
- ・リユース製品の購入を推進します。
- ・リユースに関する情報提供を促進します。
- ・購入時には長く使えるものを選ぶよう啓発します。
- ・物は修理して長く使うよう啓発します。

②事業活動における再使用の促進

- ・リユース可能な製品開発と販売を推進します。
- ・製品回収システムの構築を推進します。

Recycle（リサイクル）の推進

～ さまざまリサイクルを推進します ～

ごみの発生や排出、再使用をしてもなお排出された廃棄物は、可能な限り再生利用を図り、資源ごみとして分別し資源の循環利用に努めます。そのために、集団資源ごみ回収などの促進、事業系ごみの資源化の推進などに取り組みます。

施策

(1) 資源ごみの分別収集

①資源ごみ回収

- ・小中学校、PTAなどが行っている資源ごみの集団回収活動を促進します。
- ・使用済み天ぷら油、古着、牛乳パックなどの分別回収を促進します。
- ・小型家電製品など新たな資源ごみとしての回収システムの構築を推進します。

②事業系ごみ対策

- ・ごみの分別により、事業系ごみの資源化を促進します。
- ・事業者を対象とした資源ごみ回収システムの構築を推進します。

③リサイクル関連法の着実な施行

- ・リサイクル関連法の周知徹底を促進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入の普及に努めます。
- ・グリーン購入に積極的に取り組みます。

6 各主体の主な取り組み

◎3R 推進の仕組みづくり ◎Reduce の推進 ◎Reuse の推進 ◎Recycle の推進

取り組み	市民	事業者	行政
3R の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3R の理解に努める ・資源回収に協力 ・フリーマーケットに参加、協力 ・エコマークなど環境ラベルのついた商品の購入、使用に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・3R の理解に努める ・従業員のごみの排出に関する知識を深める ・資源回収に取り組む ・エコマークなど環境ラベルのついた商品の購入、使用に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・3R の普及啓発 ・ごみ分別の徹底を図る ・資源回収の促進
Reduce(リデュース) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみを減らす ・生ごみを可燃ごみとして処理しない工夫 ・生ごみ処理機を設置 ・ごみとなるものは買わない ・マイバックを利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達、調理保方法の工夫 ・生ごみ処理機を設置 ・簡易包装化に努める ・レジ袋を削減する ・レジ袋の有料化に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機、コンポスターなどの導入推進 ・マイバック利用の普及啓発 ・適正なごみ出し、分別の普及啓発

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の徹底 ・ごみ処理有料化への理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別しやすい商品の製造、販売の推進 ・ごみ出し、分別の意識向上 ・ごみ分別の徹底 ・廃棄物の発生抑制、減量化、資源化に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の仕組み、経費、将来の見通しについて情報を公開
Reuse（リユース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみになりにくいものを選ぶ ・フリーマーケットやリサイクルショップを利用 ・リユース商品を購入 ・不用品の再使用に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース可能な製品の製造、販売に努める ・フリーマーケット、リサイクルショップ、リサイクル商品などの情報提供 ・不用品の再使用に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースコーナー（掲示板など）を設置 ・バザーやフリーマーケットの開催 ・リユース製品の普及を推進
Recycle（リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化に取り組む ・生ごみ処理機を利用 ・詰め替え商品を利用 ・家庭から出るごみの種類、量を把握 ・ごみの分別を徹底 ・リサイクル法対象製品の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機を活用 ・事業系ごみの分別に努める ・事業所から出るごみの種類、量を把握 ・製品のリサイクル方法を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の購入に対する助成を促進 ・堆肥づくりの普及啓発 ・堆肥を流通させる仕組みづくり ・グリーン購入を促進 ・事業系ごみの分別の徹底 ・リサイクル処理される過程を公開

基本施策 11 廃棄物の適正処理の推進

1 現状と課題

廃棄物の処理については、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程を適切に管理することにより、環境負荷を低減していく取り組みが必要です。

八幡浜市では、ごみ焼却施設である八幡浜南環境センターが共用開始から 15 年が経過し、老朽化した施設の使用期間延長のための延命化工事を平成 26 年度から平成 27 年度の 2 年間をかけて行う予定です。この延命化工事にともない、施設の電力使用量削減による省エネルギー化、稼働率向上による信頼性の向上、老朽化した設備の更新による安定性の向上が図られます。

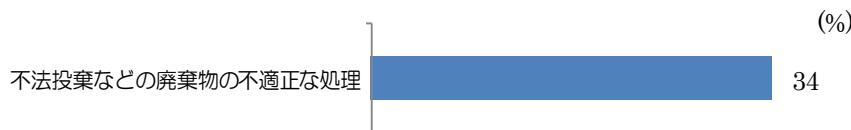
ごみ焼却施設は、ごみの焼却・稼働にともなう電力および燃料などの消費により、二酸化炭素などの温室効果ガスを発生します。しかし、施設の延命化工事にともなう省エネルギー化により従来よりも 3%以上の二酸化炭素の排出を削減することができ、今後さらに 15 年間安全に施設運営が行えることになります。

また、不法投棄については、監視などによる未然防止活動が効果的であることから、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置やパトロールを実施しています。しかし、ごみの不法投棄は後を絶たないのが現状です。今後も、市民や事業者と連携して不法投棄防止対策を推進することが重要です。

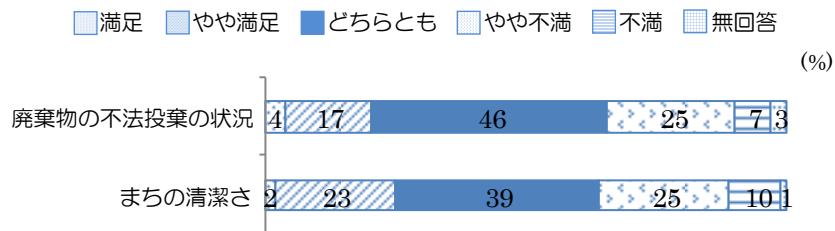


八幡浜南環境センター

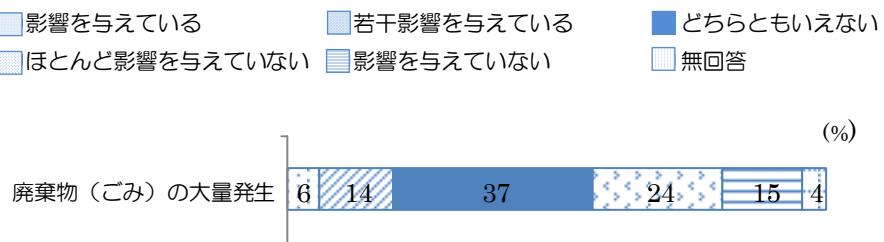
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



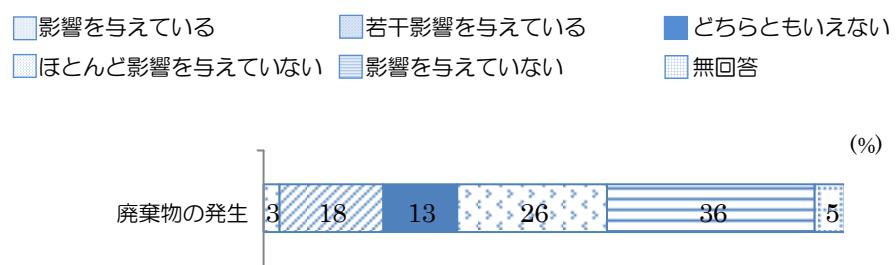
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業活動において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）

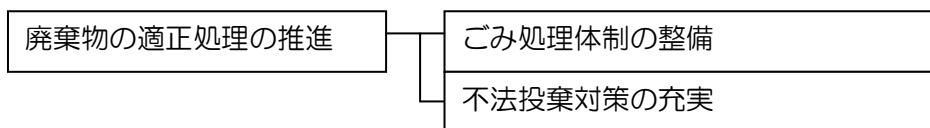


2 基本方向

資源循環型社会の形成に向けて、3Rを推進していくための施設整備や機能の確立を図るとともに、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努めます。

また、景観保全や自然環境保全の観点からも不適正排出・不法投棄対策のさらなる充実を図っていきます。

3 施策の柱



4 目標

ごみの排出量を減らします。

指標	算定式	基準値	目標	目標
市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量	家庭ごみ量／推計人口／365 日	757g H24	735g H27	735 H34
ごみ総排出量	市内の 1 年間のごみの総排出量	14,652t H24	13,186t H27	11,444t H34

目標数値は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
最終処分場の埋め立て量	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋め立て量	2,571 t H24	減少
不法投棄ごみ回収量	1年間の不法投棄ごみ回収台数(TV・エアコン・冷蔵庫など)	34 台 H24	減少

5 具体的施策

ごみ処理体制の整備

～ 適正で安全なごみ処理体制をつくります ～

八幡浜市には、八幡浜南環境センター・八幡浜北環境センター・一般廃棄物最終処分場といった廃棄物処理施設があります。こうした廃棄物処理施設については、将来にわたり安全に使用できる整備を進め、ごみの資源化推進などに係る新たに求められる設備について調査・検討を進め、適正で安全なごみ処理体制を構築する必要があります。また、施設の管理運営や収集運搬業務の民間委託化を進めるなど、効率的なごみ処理体制を整備します。

施策

(1) 廃棄物処理施設の再整備

①八幡浜南環境センターの延命化

- ・共用開始から15年が経過したごみ焼却施設において、延命化工事を行い省エネルギー化、信頼性の向上、安定性の向上にともないさらに15年間の施設使用をめざします。

②廃棄物処理施設の適正配置

- ・南環境センター、北環境センターの廃棄物処理状況に応じて、施設の適正配置（施設の休止など）に努めます。

③資源化施設整備の検討

- ・循環型社会を見据えたうえで、将来のごみの量の予測や社会情勢の動向などを見通しながら、より適正な廃棄物処理施設の整備について検討します。

(2) ごみの適正処理

①効率的な収集体制の整備

- ・現在、一部地区を除き、ごみ収集については民間企業に委託しています。今後、すべての地区のごみ収集業務を民間企業へ委託し、地域特性を考慮した効率的なごみ収集体制の整備を推進します。
- ・ごみステーションの適正な配置に努めます。

②ごみ分別・リサイクルに対する普及啓発

- ・循環型社会形成のため、適正なごみ分別の普及啓発に努めます。

③資源回収の促進

- ・資源ごみの分別収集を促進します。

④適正処理の推進

- ・廃棄物の処理が法令を遵守し、適正に行われるよう努めます。
- ・野焼きによる不適切処理禁止の注意喚起を促進します。
- ・環境に負荷を与えないよう、適正・安全な処理に努めます。

不法投棄対策の充実

～ 私たちがまちをきれいにします ～

不法投棄は、自然環境に大きな影響を与えるとともに、美しい景観を阻害している要因となっています。こうした不法投棄を防止するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置や不法投棄防止パトロールの充実を図ります。

また、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため市民・事業者との協働により地域環境美化活動の実施、まちの環境美化に取り組む清掃ボランティア団体の活動を支援していきます。

施策

(1) 不法投棄防止対策の充実

①不法投棄防止意識の普及啓発

- ・不法投棄をさせない環境づくりをするための普及啓発を推進します。
- ・無駄な消費を減らす生活スタイルを推進します。

②不法投棄に対する監視の実施

- ・不法投棄パトロールの充実を図ります。
- ・監視カメラの設置を促進します。
- ・環境美化推進員の活動を促進します。

③まち美化の推進

- ・地域環境美化活動による美化意識の向上を図ります。
- ・地権者による土地の適切な管理（こまめな草刈りなど）を推進します。
- ・八幡浜のまちをみんなできれいにする条例によるたばこのポイ捨てや犬の糞の放置に対する啓発、指導を促進します。

(2) 適正処理の確保と不適正処理の防止

①適正処理の確保

- ・排出事業者、処理業者に対する関係法令などの周知・徹底を図ります。

②対策の強化

- ・悪質、広域化する不法投棄に的確に対応するため、関係各所の協力を仰ぎ監視・指導を強化します。

③ごみの適正処理に向けた知識の習得・技術の向上

- ・環境美化推進員に対する適正なごみ分別排出の知識習得を推進します。
- ・収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守を徹底します。
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な事業推進に努めます。

6 各主体の主な取り組み

◎ごみ処理体制の整備

取り組み	市民	事業者	行政
ごみ処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別排出の徹底 ・資源回収への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別排出の徹底 ・資源回収への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の適切な運用 ・廃棄物適正処理の周知徹底 ・効率的なごみ収集体制の整備
適正な廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きによる不適正処理はしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難な資材の使用を自粛 ・野焼きによる不適正処理はしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の普及啓発 ・分別収集の促進

◎不法投棄対策の充実

取り組み	市民	事業者	行政
不法投棄防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄な消費を削減 ・不法投棄をさせない取り組みへの協力 ・環境美化推進員の活動協力 ・地権者の適切な土地管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄をさせない取り組みへの協力 ・不法投棄をしない事業体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止意識の普及啓発 ・不法投棄の監視の徹底 ・まちをきれいにする条例の啓発
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の理解、厳守 ・環境美化推進員のごみ分別の知識習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の理解、厳守 ・収集業者の廃棄物処理に係る各種法制度の理解、遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の周知徹底 ・監視、指導の強化 ・一般廃棄物処理基本計画の推進

参加と協働のまち

基本施策 12 地域づくり

1 現状と課題

環境の保全を推進し良好な環境を実現するためには、私たちの暮らしは良好な環境により支えられていることを多くの人が理解し、環境の保全につながる行動を自ら率先して起こし、さらには、持続可能な地域づくりに参加・協力することが重要です。

そのためには、学校などの教育機関や図書館・公民館・文化会館などの社会教育施設、そして、地域・事業者・NPO 法人などの団体といったさまざまな主体が環境保全を推進するネットワークで結ばれ、家庭、学校、職場、社会活動の場などあらゆる場面において、それぞれのレベルに応じた環境学習の場が設けられ、自ら率先して学んでいかなければなりません。

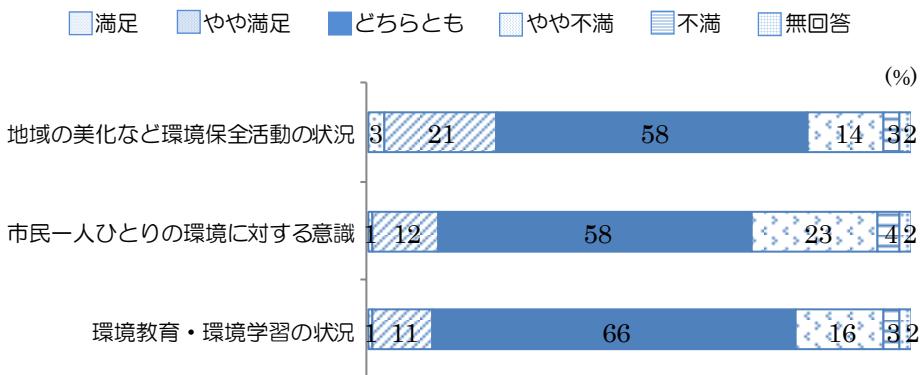
八幡浜市では、環境学習の一環として毎年 10 月に開催しているリサイクルフェアにおいて、バイオディーゼル燃料（BDF）活用に関する事業の取り組み紹介や市民の手作りのマイバック作品の展示などを行っています。また、八幡浜市内の各学校で BDF を使用したイベントを実施し、その成果を公表して交流を行うとともに、BDF で走るゴーカートの試乗、エコバッグ作りなどのイベントを開催してエコ活動への関心を高めてもらうことを目的とした「えひめ ECO SUMMIT」を開催しました。

今後、これらの環境学習、環境活動の継続・拡充へ向けて、地域のさまざまな活動の拠点となる公民館や家庭、学校、事業所などとの環境ネットワークの形成を推進するとともに、環境活動のけん引役となる環境リーダーの養成を推進していく必要があります。

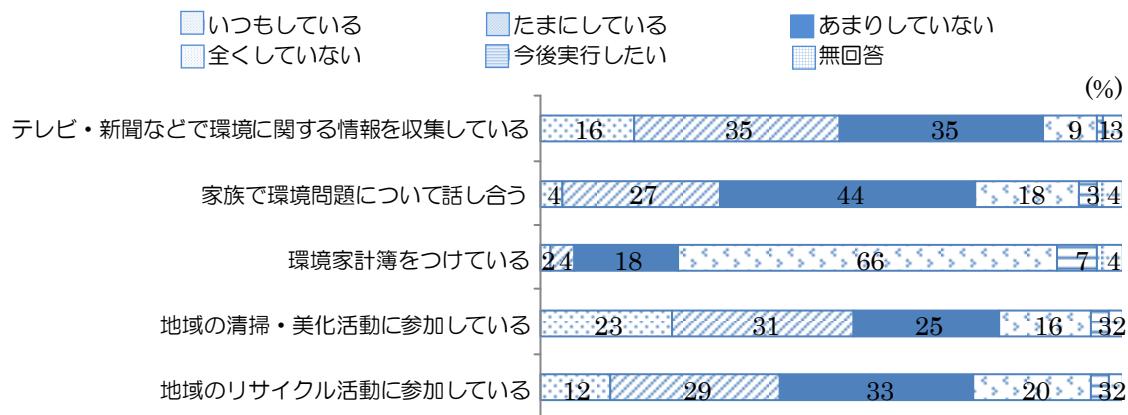
※ 環境を学ぶという意味の言葉には環境教育という言葉もあります。環境学習と環境教育は一般的にその定義に大きな違いはありません。しかし、「教育」と「学習」という言葉の違いから、環境教育は教える側の視点に立った言葉であり、環境学習は学ぶ側の視点に立った言葉と解釈することもあります。本計画では、この解釈から市民一人一人が自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境を学ぶことの総称として環境学習という言葉を用います。



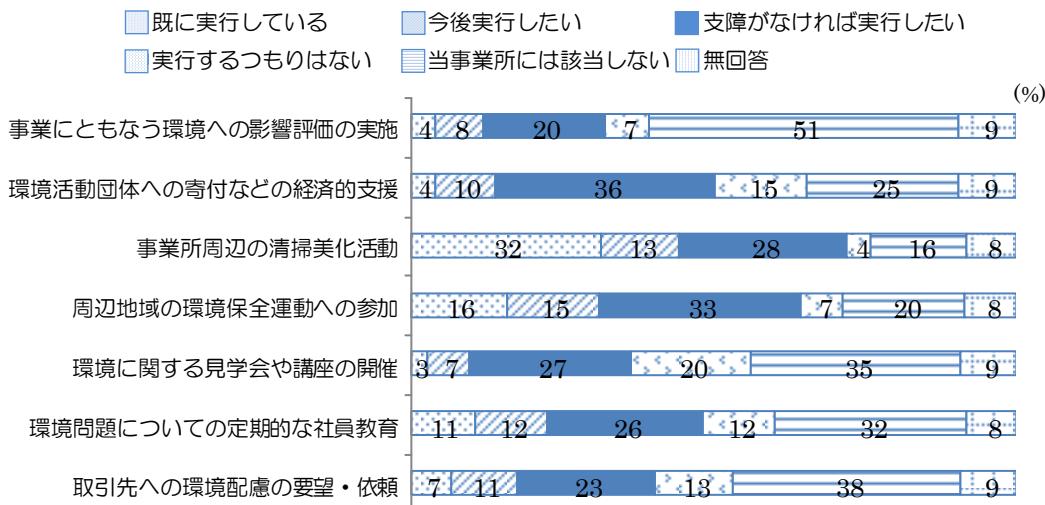
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



個人や家庭で環境に関して取り組んでいること（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所で環境に関して取り組んでいること（一部抜粋）（事業所アンケートより）

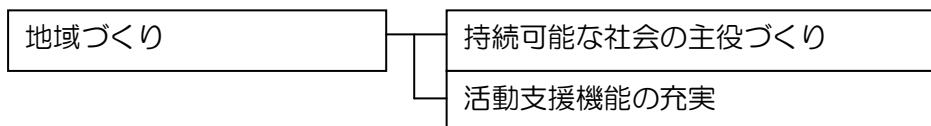


2 基本方向

環境を保全し持続可能な社会をつくるには、私たちの果たすべき役割が重要です。また、さまざまな機会を通じ、多様な環境情報が提供される仕組みも必要です。更に幅広い市民の学習機会の確保を図り、これからの中堅市長となる若い世代のために、学校や地域においての環境学習を充実させることは重要な課題です。

今後は、各主体の環境活動の支援の充実を図るとともに、環境マイスターとなる人材の発掘や活用を推進していきます。行政全体がバックアップできる体制づくりを行い、環境保全の核となる地域コミュニティの活性化を図ります。

3 施策の柱



4 目標

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	アンケート問10「個人や家庭で気をつけてていること」の「いつもしている」「たまにしている」の割合	64% H25	80% H35	100% H45

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	アンケート問10「個人や家庭で気をつけていること」の「いつもしている」「たまにしている」の割合	64 % H25	増加
こどもエコクラブの加入者数	こどもエコクラブの1年間の登録クラブ数および登録者数	—	増加
環境に関するイベントに参加した人数	リサイクルフェア来場者数	1,000 人 H24	増加

市内で活動している環境団体数	個人・企業・団体（愛ロード・愛リバー活動団体含む）など	48 団体 H24	増加
地域活動への参加者数	地域環境美化活動の参加者数	6,779 人 H24	増加
環境マネジメントシステム取得事業所数	アンケート（ISO14001・エコアクション21取得事業所の合計）	3 % H24	増加

5 具体的施策

持続可能な社会の主役づくり

～ 環境に配慮して行動する人を育てます ～

地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題を解決していくためには、行政のみならず、市民・事業者のそれぞれが自らの役割を認識し率先して行動し、かつ協働していくことが重要です。そのために、市民・事業者に対する環境学習が「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」受けられるよう、それぞれの生活環境に応じた学習を支援していくとともに、環境リーダーの養成、環境学習の場づくりなどを推進します。

施策

(1) 総合的な環境学習の推進

①幼稚園・保育園・学校での環境学習

- ・自然体験活動などの体験型プログラムへの参加を推進します。
- ・環境講座などの受講を推進します。
- ・「緑の少年団」、「こどもエコクラブ」などの子どもたちが自然と関わりあえる活動への参加を推進します。

②家庭や地域における環境学習

- ・自然体験活動などの体験型プログラムへの参加を推進します。
- ・地域の環境保全・美化活動への参加・協力を促進します。
- ・環境講座などの受講を推進します。
- ・環境家計簿の活用を推進します。
- ・環境フェアなどの環境に関するイベントへの参加を推進します。

③職場における環境学習

- ・従業員への環境学習を促進します。
- ・自らの事業活動が地域に与えている環境負荷について認識を深めます。
- ・ボランティア休暇などを設定し、環境活動への参加を推進します。

(2) 人材の育成・発掘・活用

①環境学習指導者の育成

- ・環境学習を担当する教職員などの指導力および資質の向上のための講座開催を推進します。
- ・環境フェアなどへの積極的な参加により、環境意識の向上、人材の育成に努めます。
- ・環境学習プログラムの学校教育現場への普及を推進します。

②環境マイスター制度

- ・地域環境に関するリーダーとなる人物を登録・紹介する環境マイスター制度に参加、協力します。
- ・環境フェアなどの開催により、市民の環境意識の向上、人材の育成を推進します。

(3) 地域の活動拠点づくり

- ・環境保全活動を行っている団体、事業者、住民などと協力し、環境学習の情報発信や実践活動の地域拠点となる場の整備を進めます。
- ・環境分野における地域交流拠点（公民館など）の整備に努めます。
- ・地域間交流での環境学習を推進します。
- ・地域環境資源の保全と活用に努めます。

活動支援機能の充実

～ 私たちの力で環境を守り、育てます ～

環境問題の改善について、市民や事業者が主体となった環境保全への取り組みは、非常に重要です。このようななか、地域に密着した道路・河川・海岸などについては、各地域

が主体となった清掃活動および愛媛県が実施している、「えひめ愛ロード運動」、「愛リバー・ソーラー制度」などによる環境美化活動が広がっており、今後もこれらの取り組みを積極的に促進していきます。そのため、市民活動をより深く広く進められるようにするための制度・仕組みの構築を図ります。

施策

(1) 環境保全活動の促進

①市民・事業者・団体の環境保全活動への支援

- ・地域の環境保全活動、環境美化活動を促進します。
- ・えひめ愛ロード運動、愛リバー・ソーラー制度など事業者・各種団体が行う活動を促進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。
- ・環境の保全に関する知識を持った人材の育成と活用を推進します。
- ・環境活動団体への支援を促進します。
- ・環境活動団体間の交流と連携を推進します。
- ・ハ幡浜のまちをきれいにする条例に関する啓発活動を促進し、迷惑行為の排除に努めます。

②事業者の環境保全活動の促進

- ・事業者の社会的責任（CSR）の一環としての環境保全・創造のための行動を促進します。
- ・えひめ愛ロード運動、愛リバー・ソーラー制度など事業者・各種団体が行う活動を促進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。
- ・先進的な環境改善活動に関する情報収集および提供を促進します。
- ・環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・事業活動により環境に与えている影響の情報公開を推進します。
- ・事業者が率先して取り組んでいる環境活動事例を公表します。
- ・事業者の積極的な環境保全活動を促進します。
- ・事業者が所有する施設などを利用した環境学習を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎持続可能な社会の主役づくり

取り組み	市民	事業者	行政
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、学校での自然体験活動などに積極的に参加 ・学校での環境学習に参加、協力 ・家庭で環境問題について話をする ・身の回りで起こっている環境問題に理解や関心を深める ・環境家計簿をつける ・環境フェアへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の機会をつくる ・野外活動、野外学習の機会をつくる ・事業活動において影響を与える環境負荷について理解する ・事業所で環境問題について話をする ・環境フェアの開催を支援 ・イベント、プログラムの企画・運営・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、学校での環境学習を推進 ・親子で参加できる環境活動の実施 ・環境フェアを開催 ・環境学習に関するイベントなどの実施
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・率先して環境学習へ取り組む ・地域の環境リーダーをめざす ・環境マイスターをめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境学習を進める ・ボランティア休暇などを設定し、環境活動への参加を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関するリーダー育成を推進 ・環境マイスター制度の推進
活動拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の整備に協力 ・地域環境資源の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の整備に協力 ・地域環境資源の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館など環境学習の地域拠点となる場所の整備 ・地域間交流での環境学習の推進

◎活動支援機能の充実

取り組み	市民	事業者	行政
環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動、環境美化活動に参加 ・グリーン購入を促進 ・まちをきれいにする条例の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動、環境美化活動に協力 ・グリーン購入を促進 ・まちをきれいにする条例の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動、環境美化活動を推進 ・事業者、団体が行う活動を促進 ・グリーン購入を推進 ・活動団体への支援 ・活動団体間の交流、連携の促進 ・まちをきれいにする条例の啓発
事業者の環境保全活動		<ul style="list-style-type: none"> ・CSR の一環としての活動を促進 ・愛ロード運動などを促進 ・環境改善活動に関する情報収集、情報提供 ・環境マネジメントシステムの導入 ・事業活動により環境に与えている影響の公表 ・事業所の取り組みを公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の支援 ・環境マネジメントシステム導入支援 ・先進的な環境改善活動に関する情報提供

基本施策 13 協働の仕組みづくり

1 現状と課題

今日の環境問題は、私たちの生活のあらゆる側面に影響しており、行政のみでは解決困難な問題も少なくありません。そのため、環境行政の推進には、あらゆる過程において市民・事業者・団体が、それぞれの立場や役割分担に応じた環境に配慮した自主的かつ主体的な取り組みを推進していく必要があります。

市民の参加、協働を確実かつ円滑に推進していくための機会や手段を行政の環境施策に効果的に取り込むために、より一層の参加、協働の仕組みを構築していくとともに、市民、事業者、行政のそれぞれの分野で協働を円滑に進められる人材の育成・確保を進めなければなりません。

環境問題への関心の高まりとともに、市民や団体などが主体的に関わる活動が増えています。こうした市民の主体性を尊重した環境保全・創造活動の取り組みを充実することが重要であり、今後は、環境保全・創造活動に取り組む市民団体との連携強化、また、新たな活動団体の育成に努めます。

2 基本方向

今日の複雑多岐にわたる環境問題に対応し、地域の持続可能な発展を目指すためには、市民・事業者・団体・行政のさらなる協働を推進していくことが必要です。

そのためには、環境基本計画をはじめとする行政計画の策定や進行管理などへの市民・事業者の参加を促していくとともに、相互理解を深め連携を強化し、新たな活動団体の育成、協働の仕組みづくりなどの施策を展開していきます。

3 施策の柱



4 目標

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
環境基本計画施策推進協力者数	環境基本計画に掲げる取り組みを実行する市民の数	— H25	80% H35	100% H45

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
環境基本計画施策推進協力者数	環境基本計画に掲げる取り組みを実行する市民の数	—	増加
環境に関わるリーダーの人数	マイスターなどの登録数(八幡浜いとなみ観光マップ)	2 人 H20	増加
地域環境美化推進員の活動	八幡浜のまちをみんなできれいにする条例による環境美化推進員	41 人 H23	維持
環境情報システムによる情報提供	八幡浜市の環境情報提供ホームページのアクセス数	—	新規作成

5 具体的施策

各主体の参加・協働の仕組みづくり

～ 私たちみんなで環境問題を考え、問題の解決に取り組みます ～

環境問題が複雑・多様化している今日、環境施策の推進は、行政のみでは困難となることが多いことも多く、各主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加でき

る仕組みをつくることが重要です。そのためにも、あらゆる主体の環境施策への参加・協働のための仕組みづくりや環境情報の収集・整備・提供および連携のキーパーソンとなる人材の養成、交流の場づくりによる連携の強化などを進めていきます。

施策

(1) 環境情報の整備

①環境情報の収集

- 定期的な調査などを実施（大気・水質・騒音など）し、八幡浜市の環境状況について情報収集を行います。
- 八幡浜市だけで解決できないような広域的な問題に対しては、国・県・近隣市町との連携による環境情報の収集に努めます。
- 市民、事業者との連携による情報収集を推進します。

②環境情報の提供

- 定期的な調査にもとづいた八幡浜市の環境状況について情報提供を行います。
- 個人、団体などによる環境保全活動事例を紹介します。
- 環境保全活動に要する助成金制度などの情報提供を促進します。
- メディア（TV・広報紙・インターネット・地方新聞など）を活用した、情報提供に努めます。

③環境情報の共有化

- 環境に関する各種施策の成果に関して、進捗状況を公表します。
- 市HPなどにより、環境情報の共有化に努めます。

(2) 市民参加を推進する協働の仕組みづくり

①人材の育成と活用

- 市民の環境保全・創造活動を支援するために、知識を持った人材の育成に努めます。
- 地域環境美化推進員の活動を促進します。
- 自ら率先した環境保全活動への取り組みを推進します。

②活動団体などへの支援

- 環境保全・創造活動に携わっている自治会、NPO法人、各種団体などの育成・支援を推進します。
- 新たな環境ボランティア団体の育成を推進します。

- 各種団体などで行われている資源集団回収活動、緑化活動、清掃活動などの環境保全・創造活動に対して、必要な支援が行えるよう努めます。

③活動団体間の協働と連携

- 自治会、NPO 法人、各種団体などに対して、活動団体間の交流や連携を促すための情報提供を行います。
- 協働、連携のネットワークづくりを推進します。
- 協働、連携のネットワークづくりを担う人材の育成に努めます。

④各主体の交流・協働

- 各主体が対等な立場で環境問題について協議できる場の構築と連携・協働の強化を推進します。

(3) 行政との協働の推進

- 環境行政に関わる各種施策においては、広く市民の参加を求め、市民、事業者、行政の協働が図られるように努力します。
- 環境関連イベントやボランティア活動への市民や団体などの積極的な参加を促します。
- 環境活動団体と行政との協働による環境保全活動の提案募集を行い、モデル事業などの実施などを検討します。

(4) 市の率先行動

- 環境に配慮した事業、工事を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギー設備導入などの環境対策を推進します。
- 環境に配慮した行動を推進します。
- 環境保全に関する職員への研修・啓発を推進します。
- 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入に努めます。

6 各主体の主な取り組み

◎各主体の参加・協働の仕組みづくり

取り組み	市民	事業者	行政
環境情報の収集	・地域活動に積極的に参加	・環境情報を収集し、環境についての知識	・定期的な調査・観測を実施し、情報収集に

	・地域の環境について 学ぶ	を身につける	努める
環境情報の提供・共有	・地域の環境についての情報発信 ・環境に関する活動や取り組みを紹介	・環境に関する活動や取り組みを公表	・調査に基づいた環境状況の提供 ・多様なメディアを活用し、環境情報を広く発信 ・各種施策の進捗状況を公表 ・市HPなどによる情報の共有化
協働の仕組みづくり	・自ら率先して行動する ・環境美化推進員の活動を促進 ・環境保全活動への参加 ・ボランティア団体の育成 ・活動団体への協力	・自ら率先して行動する ・環境美化推進員の活動を促進 ・環境保全活動への参加 ・ボランティア団体の育成 ・活動団体への協力	・事業実施において協働が図られるように努める ・活動団体への支援 ・各主体が環境問題に對して協議できる場の提供
協働の推進	・環境関連イベントやボランティア活動への積極的な参加	・環境関連イベントやボランティア活動への積極的な参加	・環境関連イベントやボランティア活動への積極的な参加を促進 ・行政との協働によるモデル事業実施を推進
市の率先行動	・市の率先行動について理解	・市の率先行動について理解	・環境保全に配慮した事務事業、公共工事を推進 ・公共施設へ新エネルギーの導入などの環境対策を推進 ・環境保全に関する職員への啓発を推進 ・地球温暖化対策実行計画、地域省エネルギー・ビジョンの推進

第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトのねらい

望ましい環境像である「自然と共生するまち ハ幡浜」を実現していくために、ハ幡浜市が重点的に進めていく良好な環境の保全と創造への取り組みを整理します。

環境問題は、複雑化・多様化しており、地球温暖化などの地球環境問題、都市・生活型の公害問題、廃棄物の問題などさまざまな問題への対応が求められています。

第4章の「施策の基本的方向と各主体の取り組み」で整理した施策の中から、重点的に推進する施策を明らかにし、ハ幡浜市の環境の現状と課題を踏まえて、ハ幡浜らしさを発揮する取り組みを重点プロジェクトに位置付けます。

2 重点プロジェクトの抽出

●脱温暖化をめざす ・・・ 総合性

私たちの身近な生活にも大きな影響をおよぼす地球温暖化の防止に向けて、エネルギーの問題、廃棄物の問題など総合的な取り組みが必要です。

- 参照施策
- 基本施策 1 協働で築く脱温暖化をめざすまち
 - 基本施策 2 人と環境にやさしいまち
 - 基本施策 10 資源循環の推進

●自然と共生する ・・・ 地域性（ハ幡浜らしさ）

ハ幡浜市を囲む海や山は、私たちに自然の恵みとやすらぎを与えてくれます。かけがえのない財産として、その保全に努め自然と共生するまちをめざします。

- 参照施策
- 基本施策 3 健全で豊かな森林づくり
 - 基本施策 5 親しみのある水辺の保全
 - 基本施策 7 水と緑の空間づくり
 - 基本施策 9 生活環境の保全

●参加と協働 ・・・ 主体性

環境問題を解決するには、行政だけでなく、市民・事業者の協力が必要不可欠です。市民・事業者の環境問題に対する意識の向上を図り、主体的な行動を促進する取り組みが必要です。

- 参照施策
- 基本施策 12 地域づくり
 - 基本施策 13 協働の仕組みづくり

●脱温暖化をめざす ・・・ 総合性

【背景と目的】

地球温暖化は、私たちのさまざまな活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増大により引き起こされているといわれており、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、世界中で温室効果ガスの削減を図るため京都議定書が平成9年（1997年）に議決されました。

八幡浜市では、「地域省エネルギービジョン」、「八幡浜市地球温暖化対策実行計画」を平成20年3月に策定し、市の事務および事業の実施に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の計画的削減に努めています。

温室効果ガス削減に向けた主な取り組みとして、省エネ活動の推進、住宅および小中学校へ太陽光発電システムを設置し再生可能エネルギーの利用を促進、使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料に精製しごみ収集車の燃料として使用、資源循環の推進などの取り組みを行ってきました。

しかし、石油などの化石燃料を用いるエネルギーと比較して温室効果ガスの排出量が少なく、さらに永続的な利用が可能である再生可能エネルギーの利用普及はまだまだ不十分であり、導入促進は今後の課題の一つです。

八幡浜市の今後の地球温暖化対策については、地域の実情に応じた対策を講じていく必要があります。それには、省エネルギー機器・設備の導入促進、再生可能エネルギー利用の普及促進、エコ自動車の普及などの直接的な削減対策を講じていくとともに、市民、事業者への普及啓発、情報提供により生活スタイルやビジネススタイルの転換を図っていくことも重要です。

- | | |
|------|------------------------|
| 参考施策 | ・基本施策1 協働で築く脱温暖化をめざすまち |
| | ・基本施策2 人と環境にやさしいまち |
| | ・基本施策10 資源循環の推進 |

【重点取り組み】

温室効果ガス排出抑制の推進 ・・・ 基本施策 1

- ・「八幡浜市地域省エネルギービジョン」による温室効果ガスの排出抑制のための取り組みを促進します。
- ・八幡浜市行政の温室効果ガス排出削減に取り組むために「八幡浜市地球温暖化対策実行計画」を促進します。

再生可能エネルギーの活用 ・・・ 基本施策 1

- ・再生可能エネルギーの情報提供に努め、利用促進を図ります。
- ・公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・住宅用太陽光発電システムなどの導入に対する補助制度を促進します。
- ・廃食用油の再利用などによるバイオマスエネルギーの利活用を推進します。

環境にやさしい交通 ・・・ 基本施策 2

- ・エコ自動車の普及を促進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・徒歩、自転車の利用を推進します。
- ・自転車通行環境の整備を推進します。
- ・渋滞解消にもつながる市内幹線道路を整備し、円滑な交通を推進します。

循環型社会の構築 ・・・ 基本施策 10

- ・3R を推進します。
- ・一般家庭におけるごみ減量意識の普及啓発に努めます。
- ・ごみ分別、リサイクルに対する意識啓発に努めます。
- ・マイバック運動を推進します。

●自然と共生する　・・・ 地域性（八幡浜らしさ）

【背景と目的】

八幡浜市の環境に関する地域特性を考えた時、多くの人が海や山に囲まれた「豊かな自然」を思い浮かべるのではないでしょうか。そして、この「豊かな自然」こそが「八幡浜らしさ」といえます。

八幡浜市は、その面積の多くを緑豊かな森林が占め、海の側まで山々が迫り、入り組んだ海岸線によって形成された水と緑に囲まれた自然豊かなまちです。豊かな海は、八幡浜港を中心に漁業と魚のまちとしての発展をもたらしました。また、温暖な気候とさわやかな潮風のなか、空・海・地からの反射による3つの太陽の光を浴び、良質なみかん産地としての地位を確立しています。

アンケート調査によると、八幡浜市の環境について「山や森林などの自然の緑の美しさ」に全体の70%を超えた人が満足・やや満足と回答していますが、「海、川、水路などの水のきれいさ」は40%に留まっています。また、環境をよくするために取り組めば良いと思うことおよび行政が今後どのような問題に取り組むべきかについては、「川や海の水質保全」・「下水道の整備や合併浄化槽の設置・普及」・「生活排水対策の推進」などに関心が示されており、緑環境に比べると水環境の改善を望む人が多いという結果が出ています。

市街地には、千丈川・五反田川・喜木川・宮内川などが流れていますが、公共下水道の普及、合併処理浄化槽の設置により徐々に水質が改善されています。今後も、下水道接続率の増加、合併処理浄化槽の普及によりさらなる水質改善に努め、魚のまちとしての豊かな漁場を育てていきます。

八幡浜らしい豊かな海（水）と山（緑）に囲まれたまちを守り育てるとともに、その土台にある豊かな自然と共生していくことをめざし、市民・事業者・行政が一体となつた自然保护意識の共有により、豊かな森林や水辺空間などの自然と調和し共生するまちづくりに取り組みます。

- | | |
|------|---|
| 参考施策 | <ul style="list-style-type: none">・基本施策3 健全で豊かな森林づくり・基本施策5 親しみのある水辺の保全・基本施策7 水と緑の空間づくり・基本施策9 生活環境の保全 |
|------|---|

【重点取り組み】

水環境の保全 ・・・ 基本施策 5 基本施策 7 基本施策 9

- ・生態系豊かな河川環境の回復（多自然の川づくり）を推進します。
- ・海浜、河川の環境美化活動を推進します。
- ・公共下水道の整備および接続率の増加、合併処理浄化槽の普及により、生活排水による水質汚濁防止対策を推進します。
- ・水質の実態を的確に把握する体制を整え継続的な調査を実施し、水質汚濁防止対策に努めます。
- ・ホタルなどの水生生物が生息する水辺での自然体験型事業を行い、環境配慮への意識の向上を図ります。

緑環境の保全 ・・・ 基本施策 3 基本施策 7

- ・市民の森、市民の木などを指定することにより、身近な生活空間にある豊かな緑の保全を進めます。
- ・公園や沿道などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、緑を増やす活動を促進します。
- ・人と動植物が共生できる環境を保全していくために、身近にある山や山腹などの自然植生の保全に取り組みます。
- ・緑を守る地域の美化活動を推進します。
- ・沿道の民有地の緑化、屋上緑化、街路樹の植栽など住宅地における緑化を推進します。

水と緑のやすらぎの空間 ・・・ 基本施策 7

- ・公園や緑地などの市街地における水と緑に触れるやすらぎの空間整備を推進します。
- ・八幡浜みなと、おさかな牧場シーロード八幡浜などの豊かな自然に囲まれた施設の活用を促進します。

●参加と協働　・・・　主体性

【背景と目的】

大気汚染・水質汚濁・騒音・廃棄物の処理など、私たちの生活に密接に関わっている環境問題の解決には、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの立場や役割分担に応じて自ら率先して環境に配慮した行動をとるとともに、互いに連携・協働してさまざまな活動に取り組むことが重要です。そしてなにより、環境にやさしい社会をつくり、将来の世代に引き継ぐことが私たちの責務として求められています。

そのようななか、八幡浜市において、環境に関するさまざまな場面で活動を行っているボランティア団体、事業者、市民団体は、それほど多くありません。良好な環境の保全と創造に向けた取り組みを進めるにあたり、環境を大切にする人づくりは最初に取り組むべき重要な施策として位置付けられます。

今後は、学校・家庭・職場における環境学習はもとより、町内会・公民館などの地域の環境学習の充実を図り、市民や事業者の環境に関する正しい知識の習得と環境保全の意識を高め、各主体が互いの立場を尊重し、それぞれが主体性を持って協力し地域を越えた環境保全活動へと発展することを展望しながら、環境基本計画の推進を図るための制度や体制の整備に取り組みます。

- 参考施策
- 基本施策 12 地域づくり
 - 基本施策 13 協働の仕組みづくり

【重点的取り組み】

環境学習の推進 ・・・ 基本施策 12

- ・総合的な環境学習の推進を図るために、講座型・体験型・イベントなどのプログラムの提供を推進します。
- ・環境講座などの実施を通じて、児童・生徒・市民などを対象とする環境学習を推進します。
- ・市民が気軽に参加できる環境イベントなどの開催を推進します。
- ・環境に関する情報収集・情報提供・情報交換の充実を図ります。

環境ネットワークの充実 ・・・ 基本施策 13

- ・地域環境に関するリーダーとなる環境マイスター制度を推進します。
- ・市民、事業者、団体などの環境ネットワークの整備を推進します。
- ・地域における環境美化活動を推進します。
- ・新たな環境ボランティア団体の育成を推進します。

事業者の環境保全活動の促進 ・・・ 基本施策 12

- ・社会的責任（CSR）の一環としての環境保全・創造のための行動を促進します。
- ・環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・事業者が率先して取り組んでいる先進的な環境活動事例を公表します。
- ・事業者が所有する施設などを利用した環境学習を推進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

環境学習の拠点整備 ・・・ 基本施策 12

- ・環境保全活動を行っている市民、事業者、団体と協力し環境学習の情報発信や実践活動の地域拠点となる場の整備を進めます。
- ・環境分野の地域交流拠点（公民館など）の整備に努めます。
- ・地域環境資源の保全と活用に努めます。

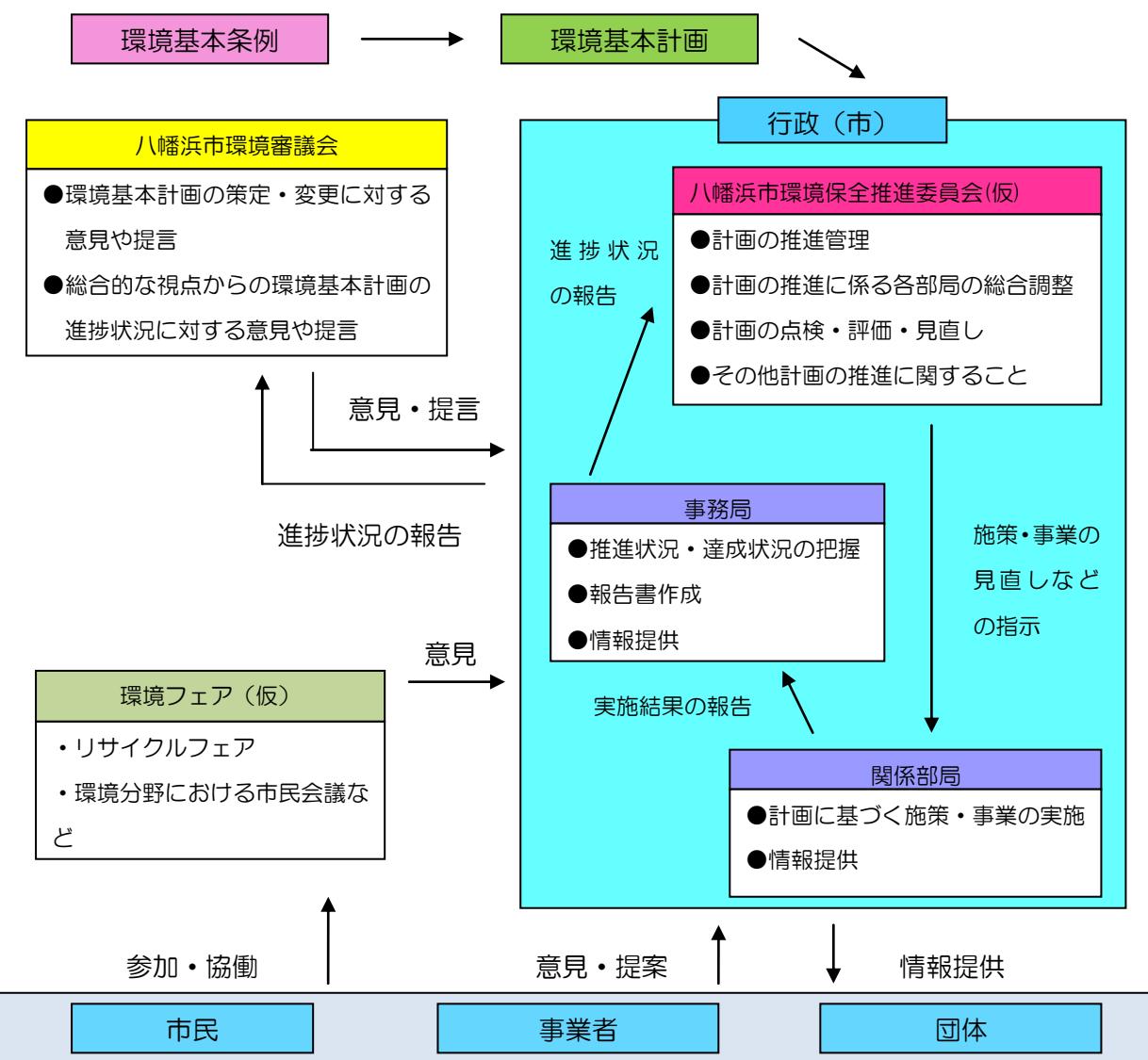
第6章 計画の推進

計画の推進組織

■市・市民・事業者との協働による推進体制

行政組織内部においては、環境基本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局が連携・協力し取り組むとともに施策の推進状況を把握するなど、調整・協議することが重要となります。そのため、庁内関係部局で構成する「八幡浜市環境保全推進委員会（仮）」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、市・市民・事業者・団体などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立をめざします。



①八幡浜市環境審議会

八幡浜市環境審議会は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、学識経験者などにより構成され「環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため」設置されるものです。

そこで本審議会は、施策事業の結果を踏まえた環境基本計画の策定や変更、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提案を市に対して行います。

ただし、本審議会は、環境行政に関する全般的な事項について審議するため、環境基本計画に絞り込んで各分野別の詳細な検討をするのは困難です。従って、その意見や提言については、総合的な視点から見たものになります。

②環境フェア（仮）

市民、事業者、関係団体などの参加・協力を得て、「環境フェア（仮）」を開催します。環境保全の推進を念頭に、それぞれの関連分野に關係するさまざまな施策について普及啓発する場を設けます。（例：リサイクルフェアなど）

また、市の環境を取り巻く課題や目標を共有化して、環境分野に関するさまざまな視点からの環境保全に関する協議を行う場を設置します。

③八幡浜市環境保全推進委員会（仮）

環境基本条例第8条に基づき、環境の保全および創造に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に行うための府内組織です。

この組織は、府内の関係各部局の施策を横断的につなぐ組織としての役割を担い、各部局の役割分担と連携に関する調整を行うほか、各部局で実施する施策事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検・評価および見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を図ります。

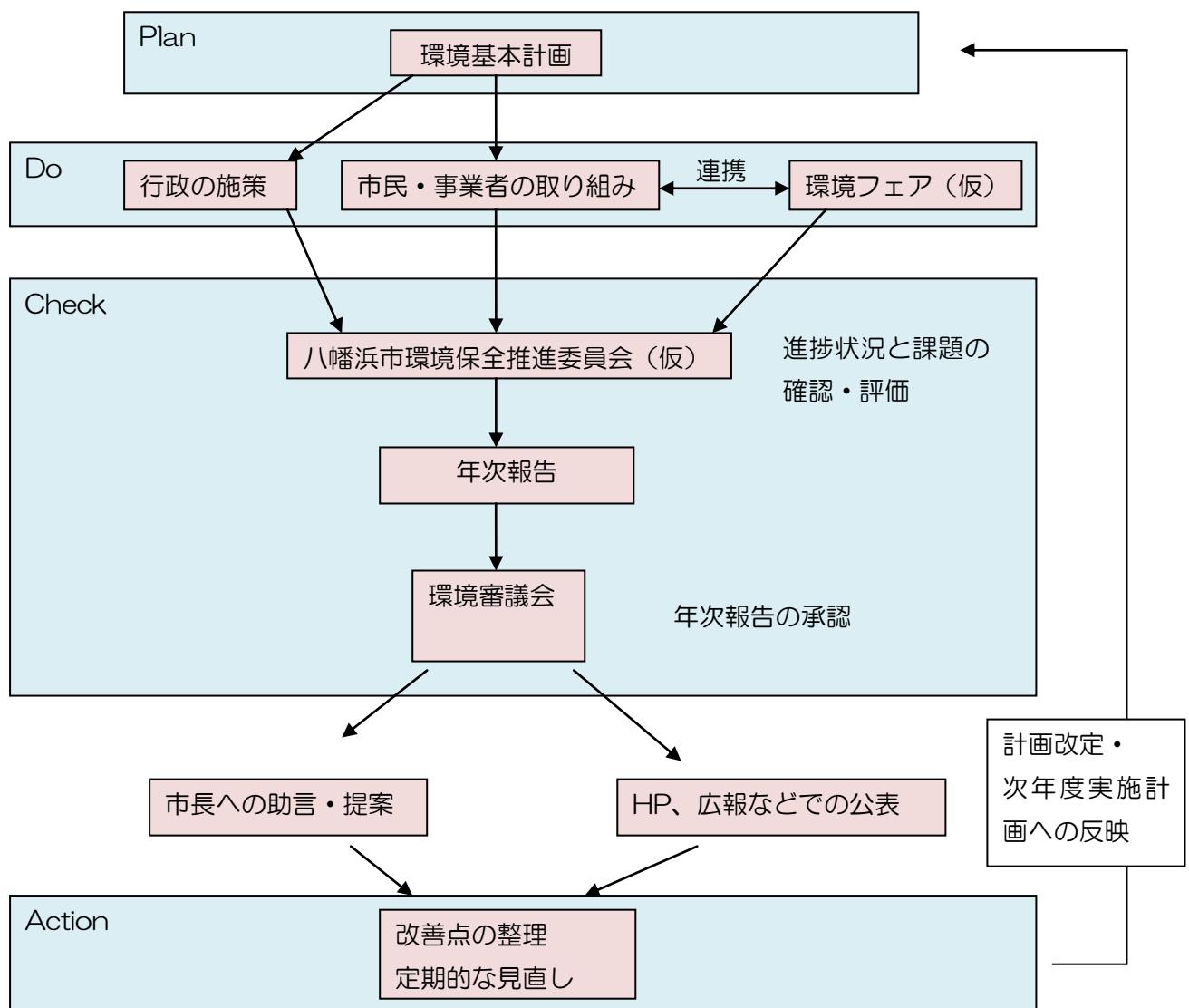
④環境保全推進事務局（市民福祉部生活環境課）

環境基本計画の進捗状況や、目標の達成状況の把握、環境報告書の作成のほか、環境審議会や環境保全推進委員会（仮称）に対する必要事項の報告や関係者からの意見の収集など、環境基本計画の推進管理に係る事務局を務めます。

計画の進行管理

環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、市、市民、事業者、市民団体などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。

基本的な流れは、PDCAサイクル「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し・改善(Action)」にしたがって継続的な改善と推進を図ります。



①計画と実施（Plan・Do）

環境基本計画に基づく施策事業に関しては、市民、事業者の参加や、市民、事業者との協働を図りながら、関係各課が、「自然と共生するまち」の実現に努めます。

②点検・評価（Check）

環境基本計画の施策事業の進捗状況や関係者の意見などは、関係各課を通じて環境保全推進事務局にて実績などを集約したうえで、八幡浜市環境保全推進委員会（仮称）に報告し、点検・評価を行います。

また、あわせて環境保全推進事務局は、八幡浜市環境審議会に進捗状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け点検・評価へ反映させます。さらに、市民、事業者などにも積極的な情報提供を行うことで、意見の聴取を図ります。

③見直し（Action）

「②点検・評価」の結果を踏まえて、八幡浜市環境保全推進委員会（仮）で個別施策事業の見直しを行います

なお、環境基本計画については、目標年度をおおむね 20 年後（平成 45 年）としており、これを目途に概ね 5 年毎に見直しを予定します。

④点検・評価結果の公表

「②点検・評価」や「③見直し」結果および協議の経緯をホームページなどで公表します。公表とあわせて、市民・事業者などから広く意見を聴取します。

計画の円滑な推進に向けて

【関係機関との連携】

大気汚染、水質汚濁、廃棄物あるいは地球温暖化など、環境問題は市域・国境を越えた問題が多く、広域的に取り組むことが効果を発揮する事業もあります。

こうした施策事業については、国、県、関係市町との十分な連携を図りながら計画を推進します。

なお、施策事業の実施ならびに点検・評価などを進める中で、新たな制度の創設や既存の制度の改正を必要とする可能性がある場合には、積極的に国・県などへ要望していきます。

【調査研究の推進】

環境に関わる問題は、広域的であると同時に、多分野に関わる課題を抱えています。こうした複雑化・専門化していく環境問題に適切に対応していくためには、さまざまな分野における調査を推進していく必要があります。

そこで、国、県、各種研究機関、民間企業などとの連携を図りながら、環境の保全および創造に係る調査研究の充実に努めます。

【調査研究の分野】

- 環境状況の把握手法に関する調査研究
- 環境変化の解明・予測手法に関する調査研究
- 環境負荷の低減に資する技術に関する調査研究
- 社会システム（市民の参加・協働のシステム開発など）に関する調査研究
- 環境政策手法（条例の制定、規制制度など）に関する調査研究

写真資料提供

P.62 P.73 NGO さんきら自然塾 水本孝志 氏

P.66 P.68 P.69 NPO 法人 かわうそ復活プロジェクト 岩田功次 氏

付属資料

用語解説	• • • • P.152
環境基本計画策定に係るアンケート調査結果	• • • • P.159
八幡浜市環境基本条例	• • • • P.188

用語解説

【A ~ Z】

CSR（しーえすあーる） （企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略称）

企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して環境への配慮、社会的公正などをすることを言います。

ESCO（えすこ）事業 （エナジー・サービス・カンパニー(Energy Service Company)の略称）

ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）を ESCO 事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果により削減した光熱水費などの中から、ESCO サービス料と顧客の利益を生み出す事業です。

NPO 法人 （特定非営利活動法人（Non-Profit Organization）の略称）

NPO とは様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。そして、それらの団体の活動をより活発化させる事を目的に、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいた認定によって法人格を取得した NPO 団体が NPO 法人となります。

NOx（のっくす） （窒素酸化物（nitrogen oxide）は窒素の酸化物の総称）

窒素酸化物のことです。空気中で石油や石炭などの物の燃焼、合成、分解などの処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生します。製鉄所、発電所、工場などの固定発生源だけでなく、自動車、船舶、航空機などの移動発生源からも排出されています。

PCB（ピーしーびー） （ポリ塩化ビフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl)の略称）

PCB は、燃えにくい、電気を通しにくいなどの性質を持つ油の一種です。主に電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱及び冷却用の熱媒体並びに感圧複写紙などに利用されていましたが、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されています。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。業務の計画（plan）を立て、計画に基づいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、改善（act）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てます。

PRTR 制度

有害性が疑われる科学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排

出されているか、排気物などとして移動しているかを把握し、集計・公表する仕組みです。事業者の化学物質管理を促進し、環境中の化学物質のリスクを低減することを目的としています。

【あ～お】

愛リバー・サポーター制度

住民団体、河川愛護団体、NPO、企業などの自発的な河川ボランティアを募集し、これらの団体に河川の愛護サポーターとなっていただくもので、行政と地域住民の合意・協働により美しい河川環境を創り出していこうとする取組みです。

アスベスト

石綿のことです。安価なうえ耐熱性や耐摩擦性に優れていたことから、断熱材、防火材や電気絶縁材など建材中心に広く利用されていました。体内に吸入すると肺がん、石綿肺など疾病を引き起こすという健康被害が指摘され、現在は使用されなくなりました。

うちエコ診断

家庭部門からの温室効果ガス排出量削減対策・施策を進めるため、診断を希望する家庭などに対し実施している環境省事業のことです。省エネに関する知識や省エネ家電、地球温暖化に関する幅広い知識を持った「うちエコ診断員」が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省エネ提案を行います。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式（たい肥などによる土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する導入計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた農業者です。

えひめ愛ロード運動

道路は地域住民の共有財産であるとの認識のもと、住民、団体、企業、地域コミュニティによる道路の美化活動や、外灯の整備などを行う運動です。

温室効果ガス

地球の大気に含まれている二酸化炭素、メタン、オゾン、などの気体の総称です。赤外線を吸収し、再放射する性質を有しています。太陽に暖められた赤外線の多くが、熱として大気に吸収され地球に再放出されます。その再放出された熱が、地球の表面付近の大気を暖め、地球温暖化の原因となります。

【か～こ】

カーシェアリング

複数の会員間で特定の自動車を共同使用する仕組みのことです。自動車の保有台数が減れば必然的に交通量が減るので、環境改善への大きな効果を見込むことができます。

外来生物

人間の活動によって海外から持ち込まれた生物種のことです。在来の生態系を脅かし、農業などに影響を与えることがあります。海外との交流が活発化した現在は、深刻な影響を及ぼすケースが発生しています。

環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得するために行われる教育活動のことです。同じ意味を持つ環境教育と厳密な定義の差はありませんが、学ぶ側の視点に立ったものを環境学習、教える側の視点に立ったものを環境教育とすることもあります。

環境家計簿

電気・ガス・水道などの家庭で消費されるエネルギー、排出されるごみの量を記録することで、どれだけ CO₂ を排出しているかを計算することができます。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができます。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましいとされる、大気、水、土壤、騒音などの分野において、環境上どの程度に保つかを定めた基準です。

環境基準（河川 A 類型）

河川の環境基準は、水の利用目的によって AA・A・B・C・D・E の 6 段階の類型に分けられており、簡単な処理で水道水として使えるものから、見ていて不快を感じない限度まで細かく基準が設定されています。本計画では、より良い河川環境を目指して環境基準を A 類型に設定しています。A 類型の基準としては、沈殿ろ過などによる通常の浄水操作で水道水として使える水質となります。

環境美化推進員

廃棄物の発生の抑制・減量を推進することのほか、地域環境の美化活動などを自ら実践とともに、施策への協力及び提言その他の活動を行い、「まちの美化」向上を図る人たちのことです。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくりを行い、化学肥料・化学農薬を通常の栽培より減らして環境への負担を軽減することにより、安心・安全な農産物を生産する持続的な農業のことです。

環境ホルモン

体内の正常な働きをするホルモンの働きを壊すことで、様々な異常を引き起こす物質の総称です。その原因となっているのは、ダイオキシンなど約70種もの化学物質があげられています。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。（例：ISO14001、エコアクション21など）

環境マイスター

環境保全に関する適切な知識・情報をもち、環境保全に貢献できると国や地方自治体などに認定された人のことです。

環境リスク

人の活動によって生じた環境汚染や環境負荷が原因となって、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があることをいいます。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、省エネルギー型やリサイクル可能なものなど、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において豊かな自然、歴史、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。自然体験活動を通じてその地域の人々・文化に触れ、交流やゆとりある時間を楽しむことができます。

経営耕地

農家が経営する耕地（田、畠、樹園地の計）のこと。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分されます。

景観形成重点地区

良好な景観を創造していくために、景観づくりのモデルとなる地区を『景観形成重点地区』と

して指定することで、地域の個性や特色を活かしながら、地域住民や事業者、行政などが協力しつつ優れた景観形成に取り組むことができます。

耕作放棄地

1年以上作付けせず、今後数年の中に再び耕作する予定がない田畠、果樹園のことです。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブのことです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

【さ～そ】

再生可能エネルギー

石油・石炭などの限りがあるエネルギー資源に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの、一度利用しても短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのことと言います。

サマータイム

夏は日の出が早く日の入りが遅くなるため、時刻を標準時より1時間早める制度のことです。時刻を早めることによって、明るい時間を有効に利用し、省エネルギーに結びつきます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に代わるもので、製品などが廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される社会のことです。

親水性護岸

高潮、津波、波浪から防護するための護岸に、その機能をもちつつ、人びとが水に親しみ楽しめるように配慮された護岸です。

水源涵養機能

森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことです。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化されます。

生態系ネットワーク

開発などによって分断され孤立した自然を、緑地や水辺で野生生物の道を作りつないだ空間のことです。

生物多様性

地球上には、様々な生きものが互いにつながりあい、そしてバランスをとりながら生きています。この、生きものとそのつながりの豊かさのことを生物多様性といいます。

【た～と】

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事のことです。

長期優良住宅

長期にわたり使用することで、解体や除去に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することができる住宅のことです。

都市公園

一般的に公園と呼ばれるものには用途や目的により様々な種類がありますが、それらの公園のうち都市公園法に基づき地方公共団体により設置された公園です。

都市緑地

都市における自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地のことです。

【は～ほ】

パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのことです。

バイオディーゼル燃料（BDF）

植物由来の油や使用済みのてんぷら油などから作られる、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン

用燃料) の総称です。植物を原料とする BDF を燃焼して出る CO₂ は、植物が生成過程において吸収した CO₂ 量と同じで、大気中の CO₂ を増やすことにはならず、温暖化にはつながりません。

バイオマス

再生可能エネルギーの一つである、生物由来のエネルギーや資源（化石燃料は除く）のことを言います。

【ま～も】

緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓側に繁茂させることにより日陰を生み出し、室温上昇を抑えることで、エアコンの使用を控え、節電や二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みのことです。

緑の少年団

次世代を担う子どもたちが、森や緑に関する学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛するこころ豊かな人間に育っていくことを目的とした子どもたち主体の団体です

モーダルシフト

貨物や人の輸送手段の転換を図ること。輸送によって排出される温室効果ガス量において、より環境負荷の小さい手段に切り替える対策です。

【ら～ろ】

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物の情報をまとめた本です。これらの動植物を人為的に絶滅させないよう、種の保存への理解を広く求める目的で作成されました。自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、環境保全への配慮を促進するなど、動植物の生息・生育環境や自然生態系の保全・再生を総合的・計画的に進めていくための基礎資料として広く活用されることが期待されています。

環境基本計画策定に係るアンケート調査結果

市民アンケート調査

【調査概要】

調査対象	八幡浜市在住の高校生以上の市民
標本数	1,000人
抽出方法	自治区ごとに無作為抽出
調査方法	・無記名、自己記入式 ・郵送による配布、回収
調査期間	平成25年4月30日～平成25年5月17日

【回収結果】

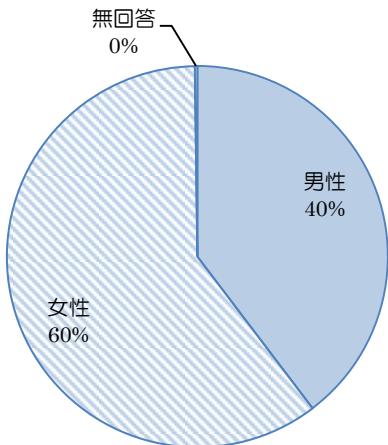
配布数	回収数	回収率
1,000人	474人	47.4%

調査結果

【問1】 性別

(上段：人／下段：%)

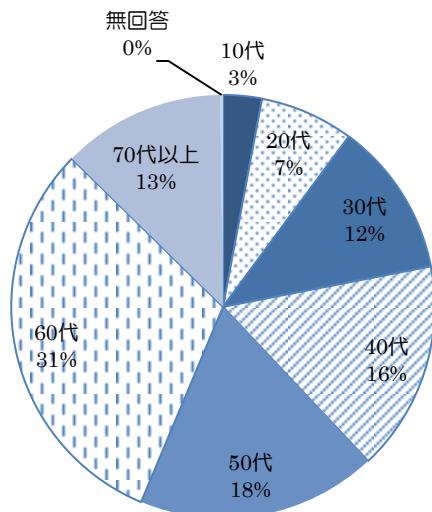
男性	女性
188	285
39.7	60.1
無回答	合計
1	474
0.2	100



【問2】 年齢別

(上段：人／下段：%)

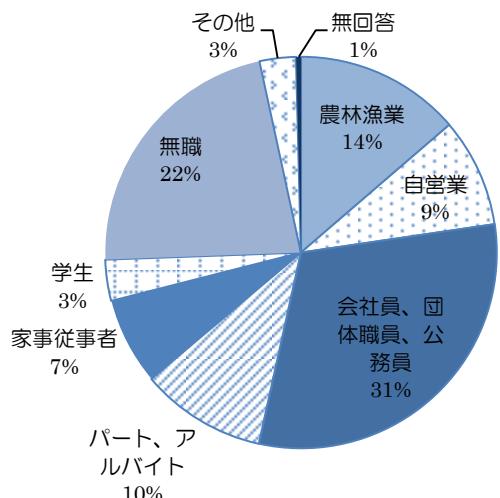
10代	20代	30代
14	34	56
3.0	7.2	11.8
40代	50代	60代
76	87	147
16.1	18.4	31.0
70代以上	無回答	合計
59	1	474
12.5	0.2	100



【問 3】 職業別

(上段：人／下段：%)

農林漁業	自営業	会社員・団体職員・公務員
65	43	146
13.7	9.0	30.8
パート・アルバイト	家事従事者	学生
49	34	16
10.4	7.2	3.4
無職	その他	無回答
105	14	2
22.2	3.0	0.4
合計		474
100		



【問 4】 居住年数別

(上段：人／下段：%)

1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10～20年	20年以上	無回答	合計
4	8	11	18	60	373	0	474
0.8	1.7	2.3	3.8	12.7	78.7	0	100

【問 5】 居住地区別

(上段：人／下段：%)

白浜	松蔭	江戸岡	神山	千丈	川之内	双岩	舌田	川上	真穴
61	45	35	52	42	2	21	14	17	19
12.9	9.5	7.4	11.0	8.9	0.4	4.4	3.0	3.6	4.0
大島	日土	日土東	喜須来	川之石	宮内	磯津	無回答	合計	
3	21	6	39	33	55	8	1	474	
0.6	4.4	1.3	8.1	7.0	11.6	1.7	0.2	100	

【問 6】 世帯構成別

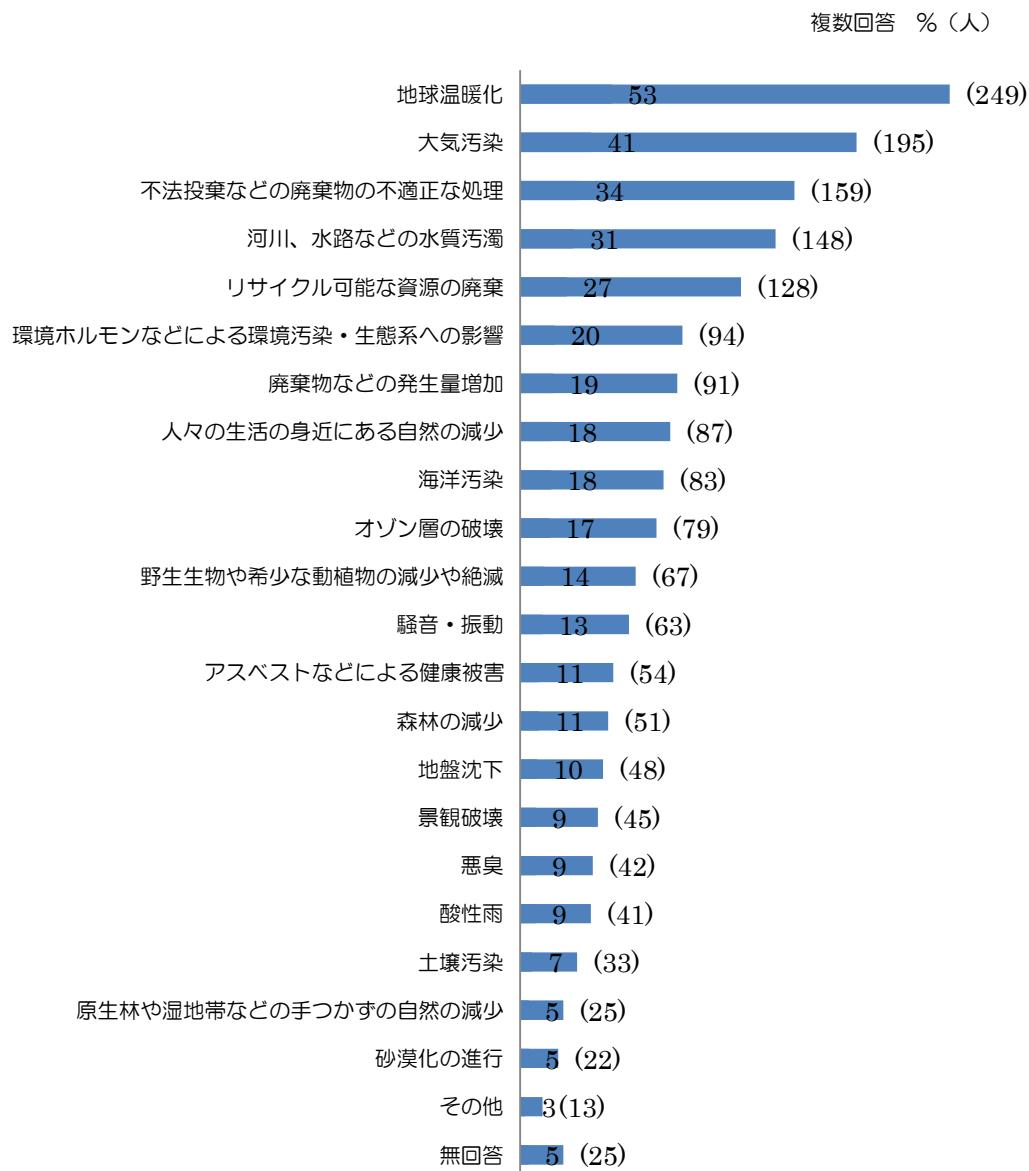
(上段：人／下段：%)

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	合計
41	158	107	95	46	25	2	474
8.6	33.3	22.6	20.1	9.7	5.3	0.4	100

【問 7】 どのような環境問題に関心がありますか。

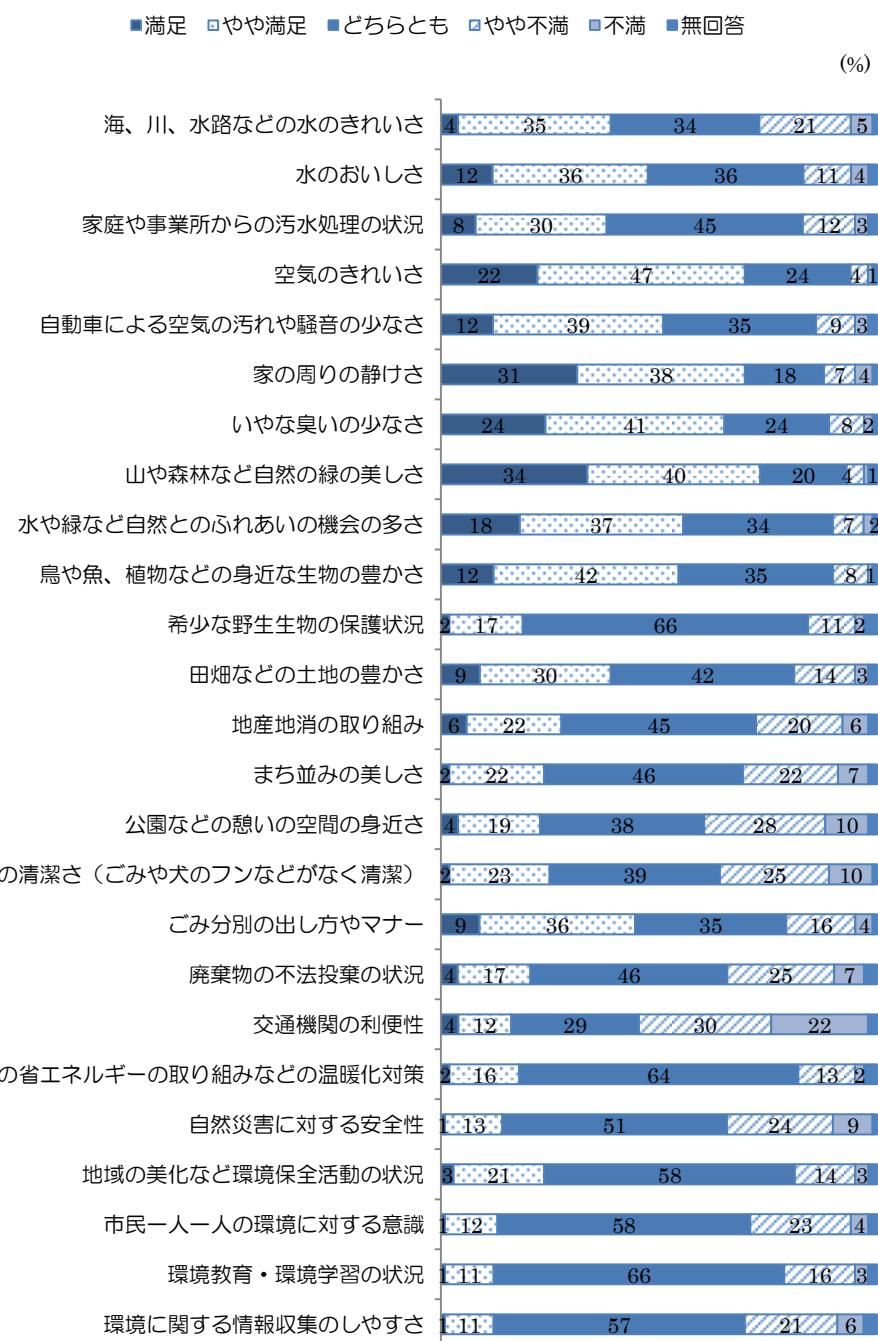
関心のある環境問題の上位は、「地球温暖化」、「大気汚染」、「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」などで、比較的に関心の少ない環境問題は「砂漠化の進行」や「原生林や湿地帯などの手つかずの自然の減少」などです。「地球温暖化」、「大気汚染」はどの地区でも高い数値になっており、市民にとってより身近に感じられるものが特に関心のある問題となっています。

「その他」に挙げられたものとしては、「PM2.5」、「原発による放射線問題」、「有害鳥獣の増加」、「黄砂」などがあります。



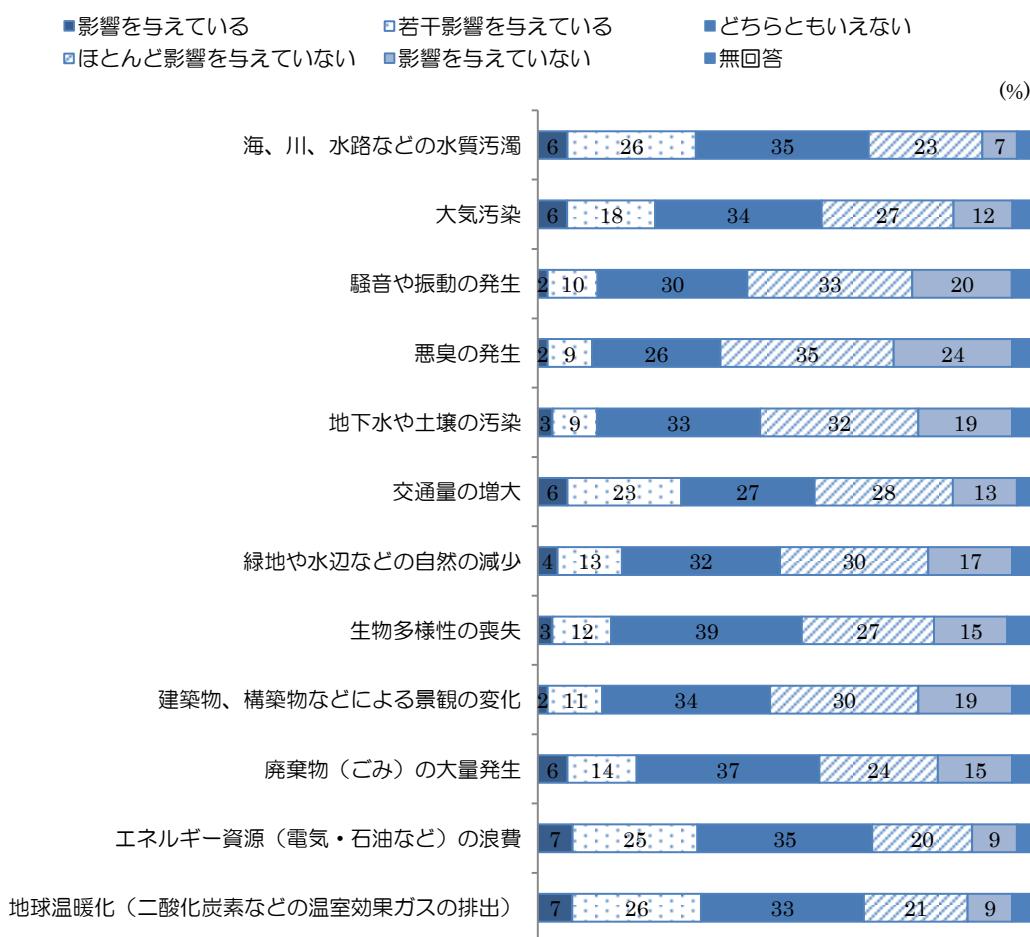
【問8】 ハ幡浜市の環境についてどのように感じていますか。

「満足」、「やや満足」の割合が高い項目は、「山や森林など自然の緑の美しさ」、「家の周りの静けさ」、「空気のきれいさ」などで、逆に「不満」、「やや不満」の割合が高い項目は、「交通機関の利便性」、「公園などの憩いの空間の身近さ」、「まちの清潔さ」などです。「不満」の割合が高い項目の中でも、「交通機関の利便性」は他に比べてその数が多く、多くの市民が交通事情に不満を持っていることがわかります。



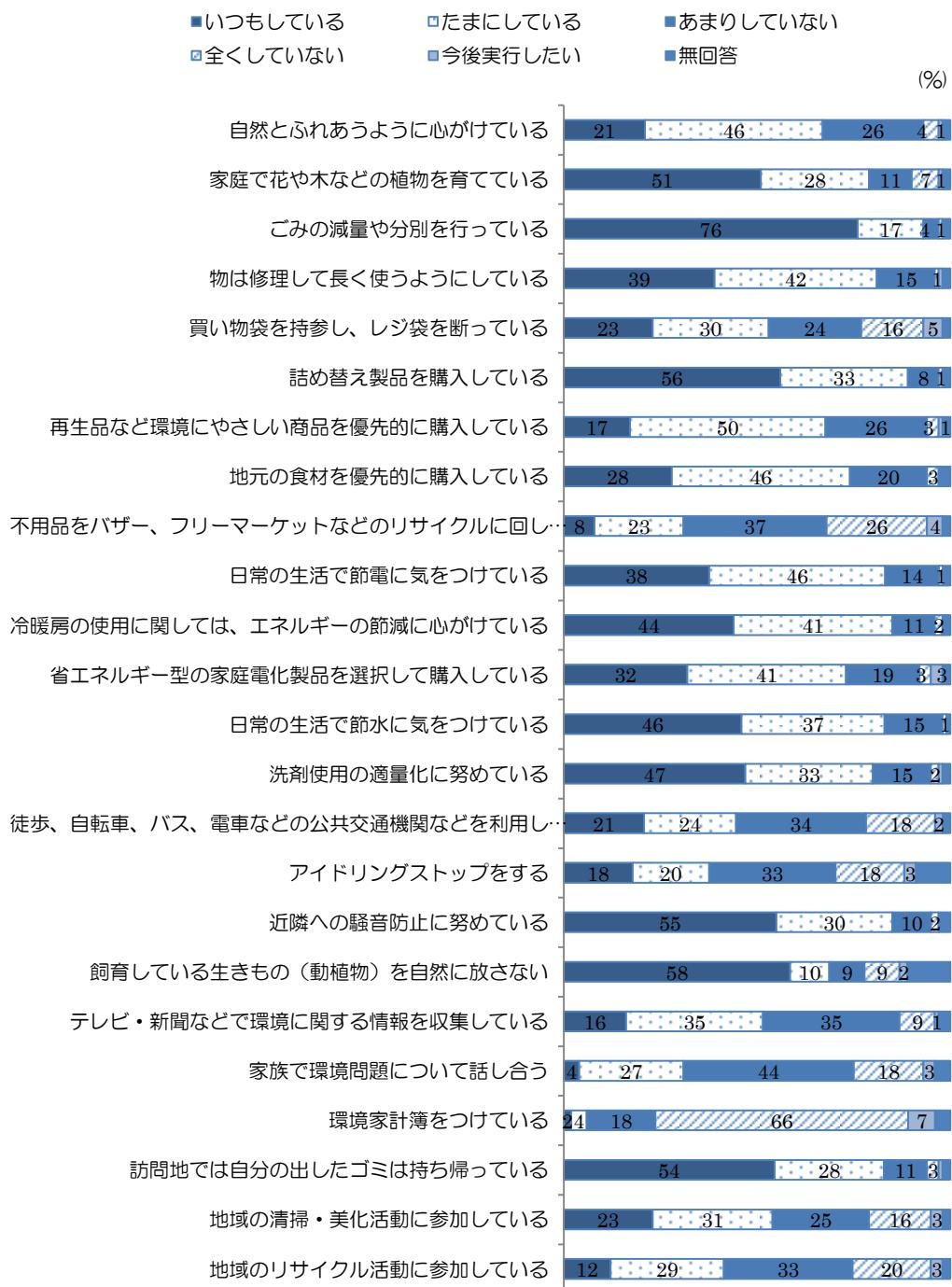
【問9】 地域の環境に及ぼしている影響についてどのように考えていますか。

「影響を与えてる」、「若干影響を与えてる」という回答のうち、割合の高い項目は「地球温暖化」、「海、川、水路などの水質汚濁」、「エネルギー資源の浪費」などで、逆に「影響を与えてない」「ほとんど影響を与えてない」の割合が高い項目は、「悪臭の発生」、「騒音や振動の発生」、「地下水や土壤の汚染」となっています。「地球温暖化」は問7の回答からもわかるように市民の関心が高い環境問題であり身近な問題として広く捉えられていることが伺えます。



【問 10】 個人や家庭でどのようなことに取り組んでいますか。

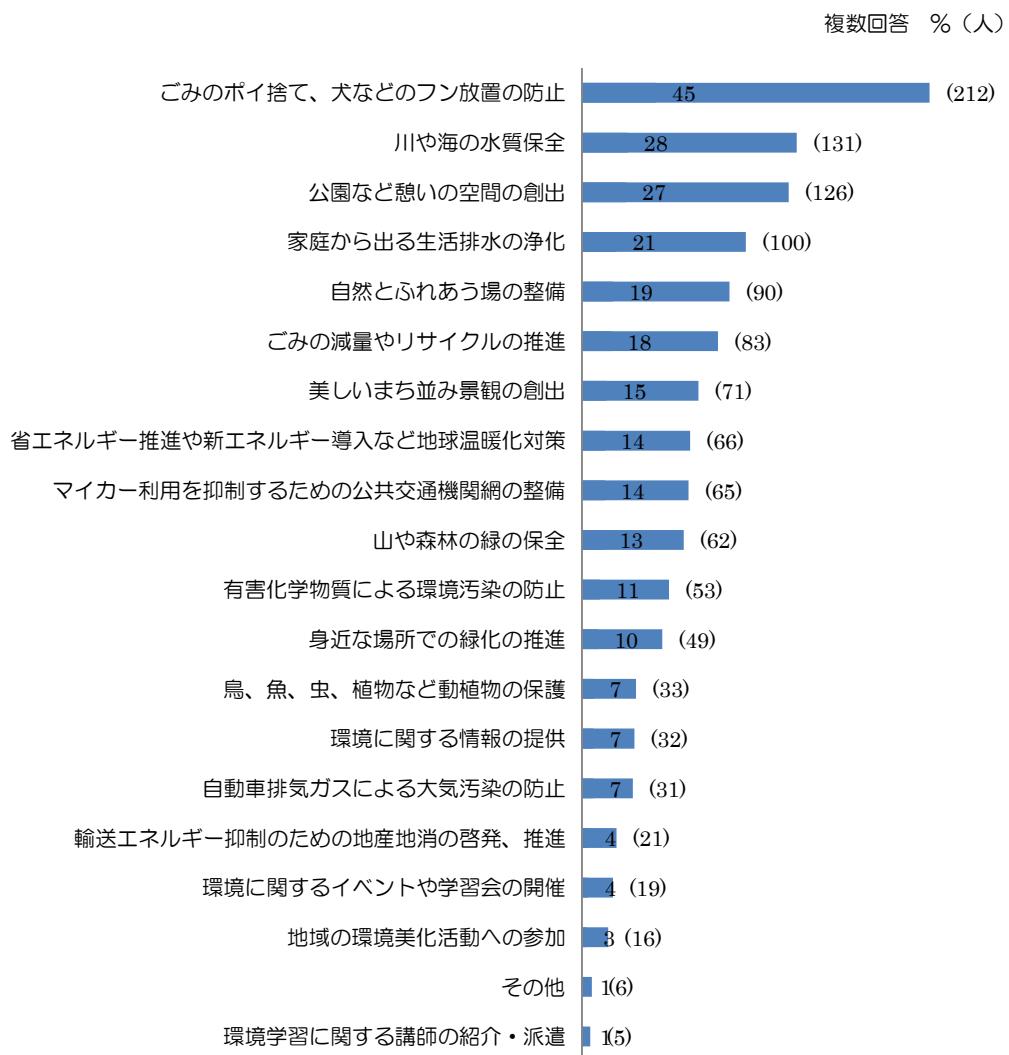
「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高い項目は、「ごみの減量や分別を行っている」、「近隣への騒音防止に努めている」、「詰め替え製品を購入している」、「冷暖房の使用に関しては、エネルギーの節減に心がけている」などです。その他の項目に関しても「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高くなっています。一方で「あまりしていない」、「全くしていない」の割合の高かったものは、「環境家計簿をつけている」、「家族で環境問題について話し合う」などです。



【問 11】 ハ幡浜市の環境をよくするために、今後どのようなことに取り組めばよいと思いますか。

回答の中で割合の高い項目は、「ごみのポイ捨て、犬などのウン放題の防止」、「川や海の水質保全」、「公園など憩いの空間の創出」などで、あまり回答のなかったものは「環境学習に関する講師の紹介・派遣」、「地域の環境美化活動への参加」、「環境に関するイベントや学習会の開催」となっています。

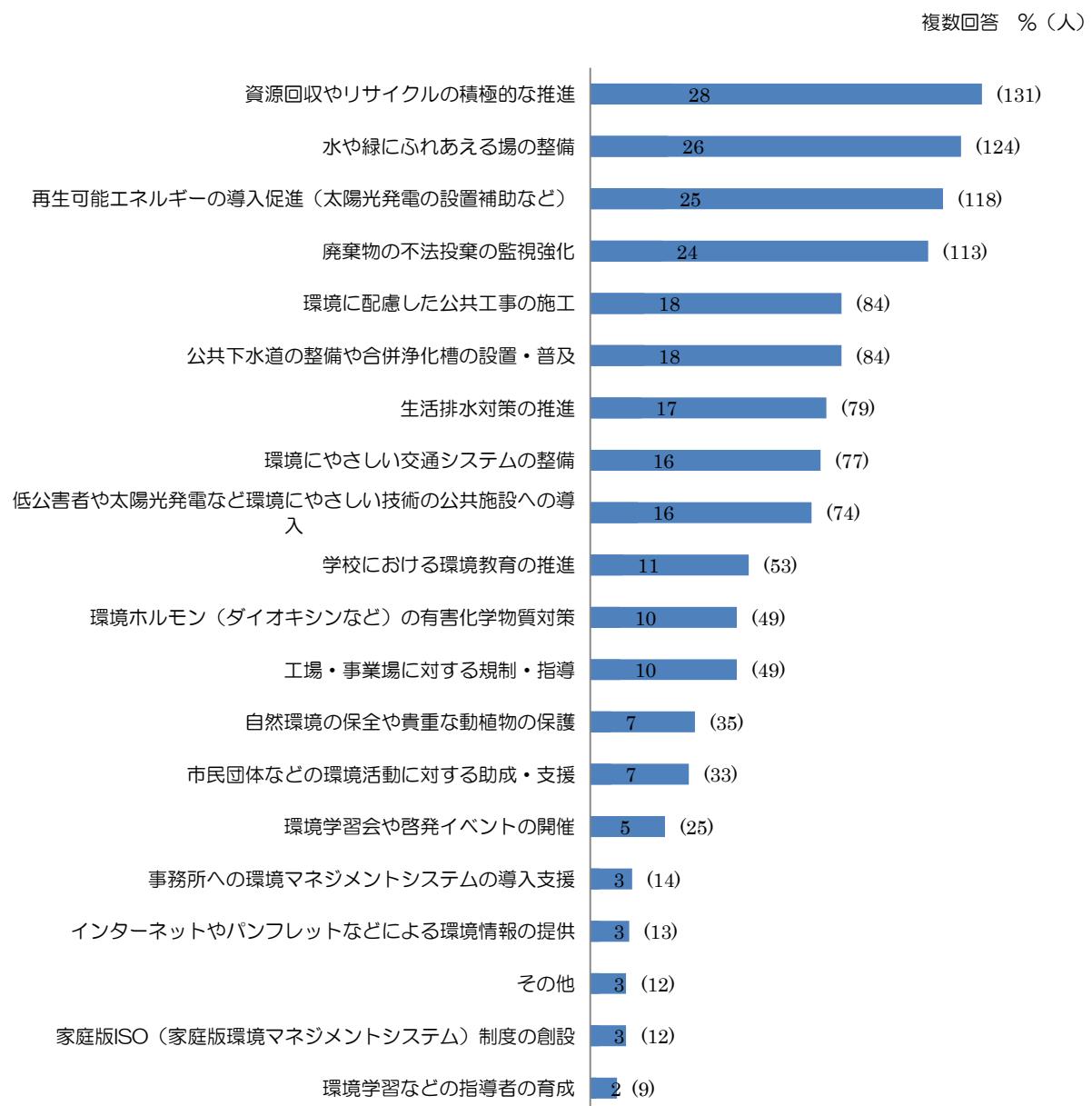
「その他」で挙げられたものとしては「歩きタバコの禁止」、「河川の廃水基準の強化」、「河川に堆積した土砂の撤去」などです。



【問 12】 市役所ではこれからどのような問題に取り組むべきだと考えますか。

市役所が取り組むべき問題について多くの解答があったのは、「資源回収やリサイクルの積極的な推進」、「水や緑にふれあえる場の整備」、「再生可能エネルギーの導入促進」などです。

「その他」の中であった回答としては、「まち並み景観の整備」、「空き家対策」、「原発のいらないまちづくり」、「税金をかけずに施行するなら色々やってほしい」などとなっています。



事業所アンケート調査

【調査概要】

調査対象	八幡浜市内の事業所
標本数	450 事業所
抽出方法	自治区ごとに無作為抽出
調査方法	・無記名、自己記入式 ・郵送による配布、回収
調査期間	平成 25 年 4 月 30 日～平成 25 年 5 月 17 日

【回収結果】

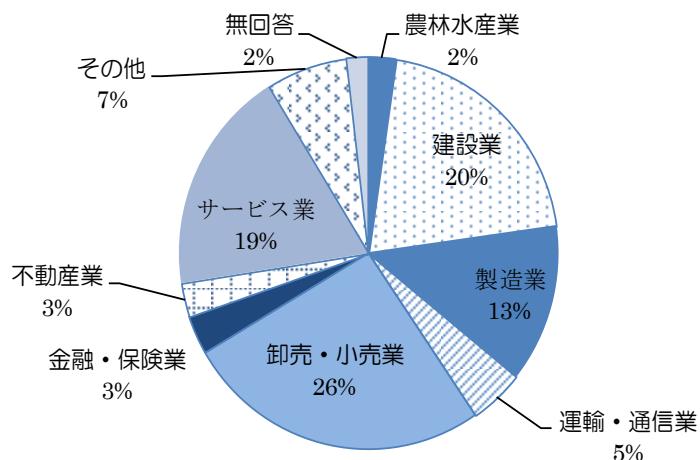
配布数	回収数	回収率
450 事業所	215 事業所	47.7%

調査結果

【問 1】 業種

(上段：事業所／下段：%)

農林水産業	建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業	金融・保険業
5	44	28	10	56	7
2.3	20.5	13.0	3.3	4.7	26.0
不動産業	サービス業	その他	無回答	合計	
6	40	15	4	215	
2.8	18.6	7.0	1.9	100	



【問 2】 事業継続年数

(上段：事業所／下段：%)

1 年未満	1~3 年	3~5 年	5~10 年	10~20 年	20 年以上	合計
4	3	3	12	14	179	215
1.9	1.4	1.4	5.6	6.5	83.3	100

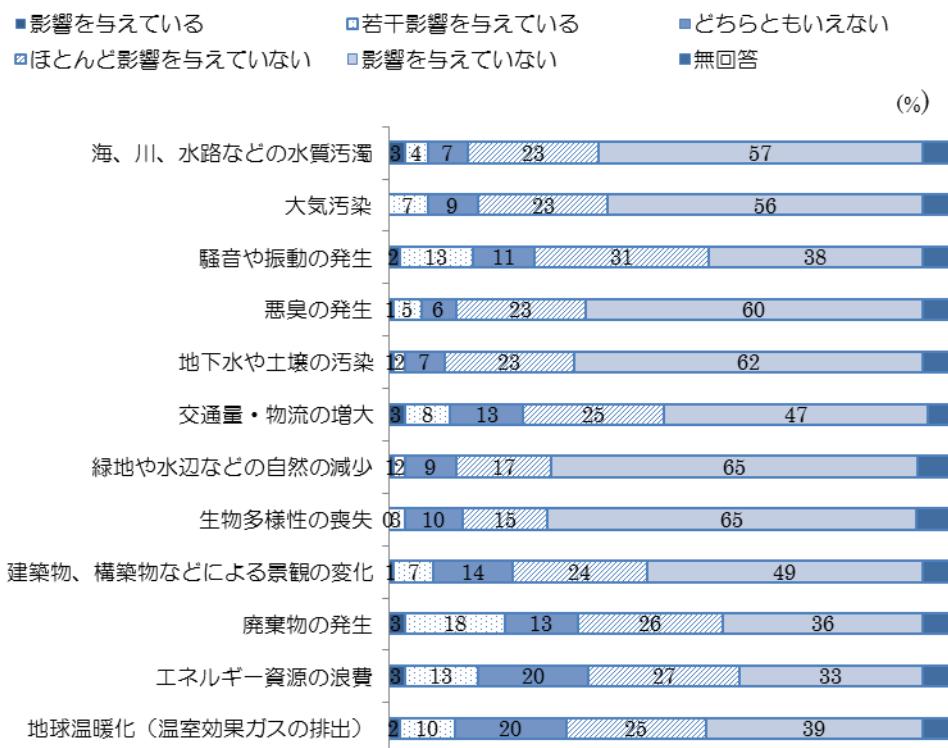
【問 3】 従業員数

(上段：事業所／下段%)

5 人未満	5~20 人	20~50 人	50~100 人	100~300 人	300 人以上	合計
77	88	32	8	7	3	215
35.8	40.9	14.9	3.7	3.3	1.4	100

【問4】 事業活動が環境に及ぼしている影響についてどのように考えていますか。

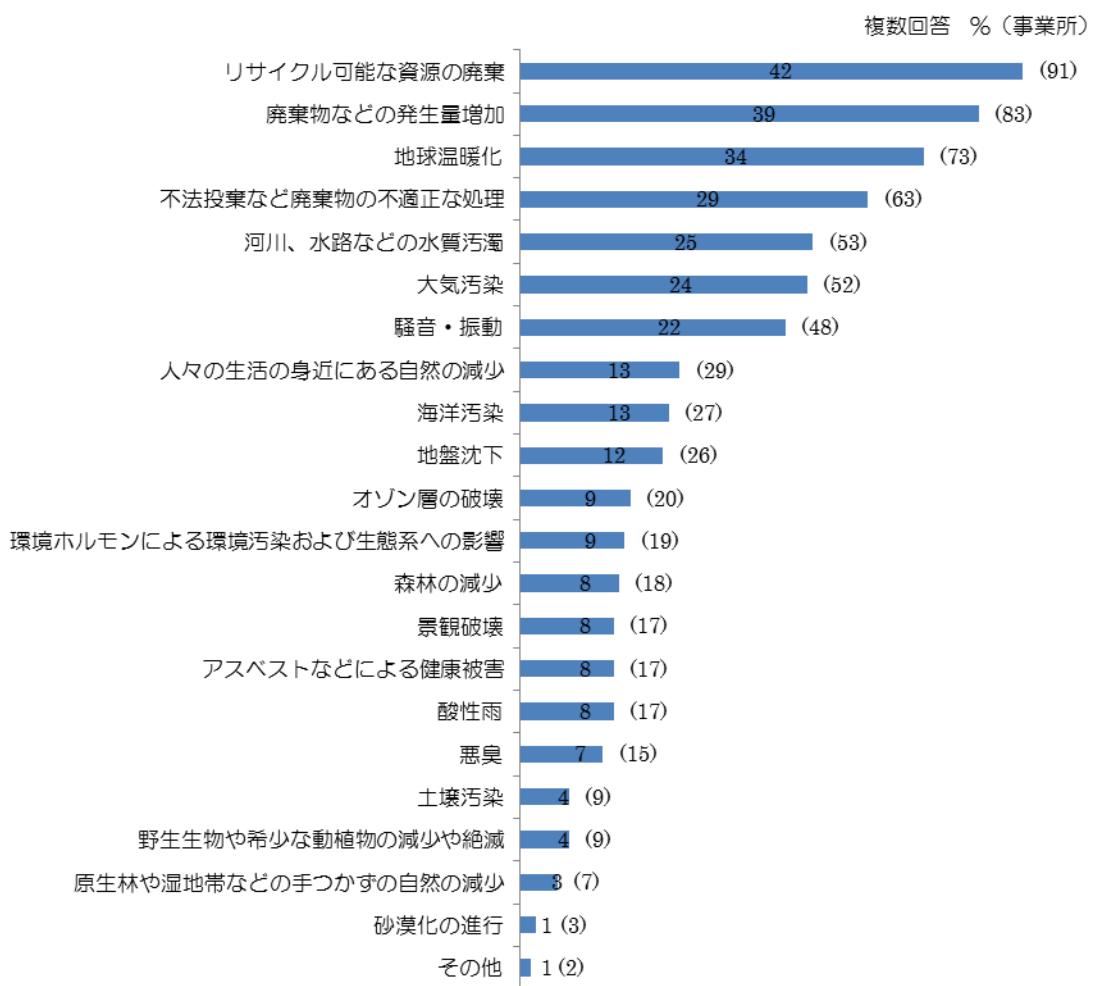
事業活動が地域の環境に及ぼしている影響について、「影響を与えていている」、「若干影響を与えてている」の回答の割合が多かったものは「廃棄物の発生」、「エネルギー資源の浪費」、「騒音の発生」であり、建設業に多く見られました。しかし、全体的にはどの項目も「ほとんど影響を与えていない」「影響を与えていない」が回答の6~7割を占めており、多くの事業所の事業活動は、地域の環境に影響はないという回答になっています。



【問 5】 どのような環境問題に関心がありますか。

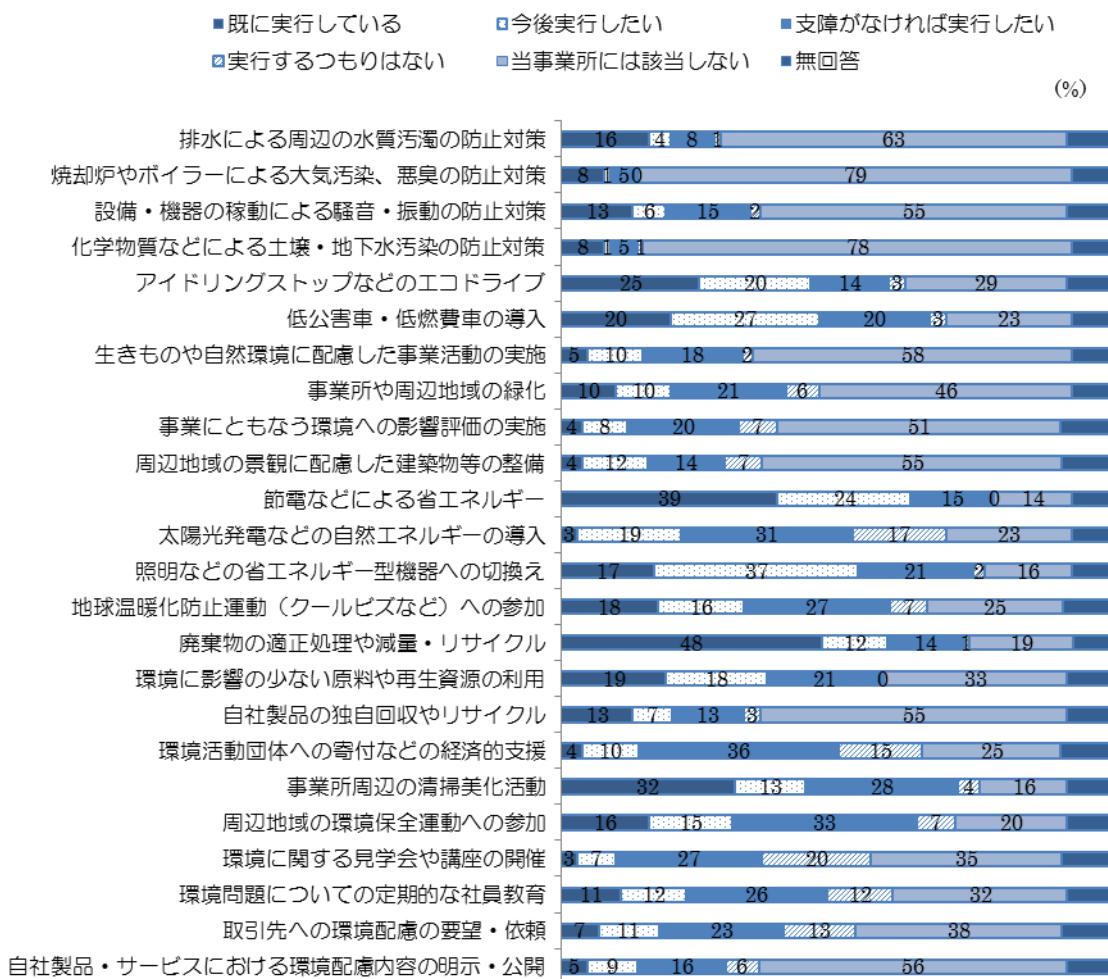
関心のある環境問題の上位は「リサイクル可能な資源の廃棄」、「廃棄物などの発生量増加」、「地球温暖化」となっており、事業活動をする上で出てくる廃棄物の問題に多くの関心が集まる形となりました。一方であまり選択されなかった環境問題は、「砂漠化の進行」、「原生林や湿地帯などの手つかずの自然の減少」、「土壤汚染」などです。

「その他」に挙げられたものとしては、「原子力発電による放射能汚染」や「中国からのPM2.5などによる汚染」などがあります。



【問6】 事業所では、環境問題についてどのような取り組みを行っていますか。

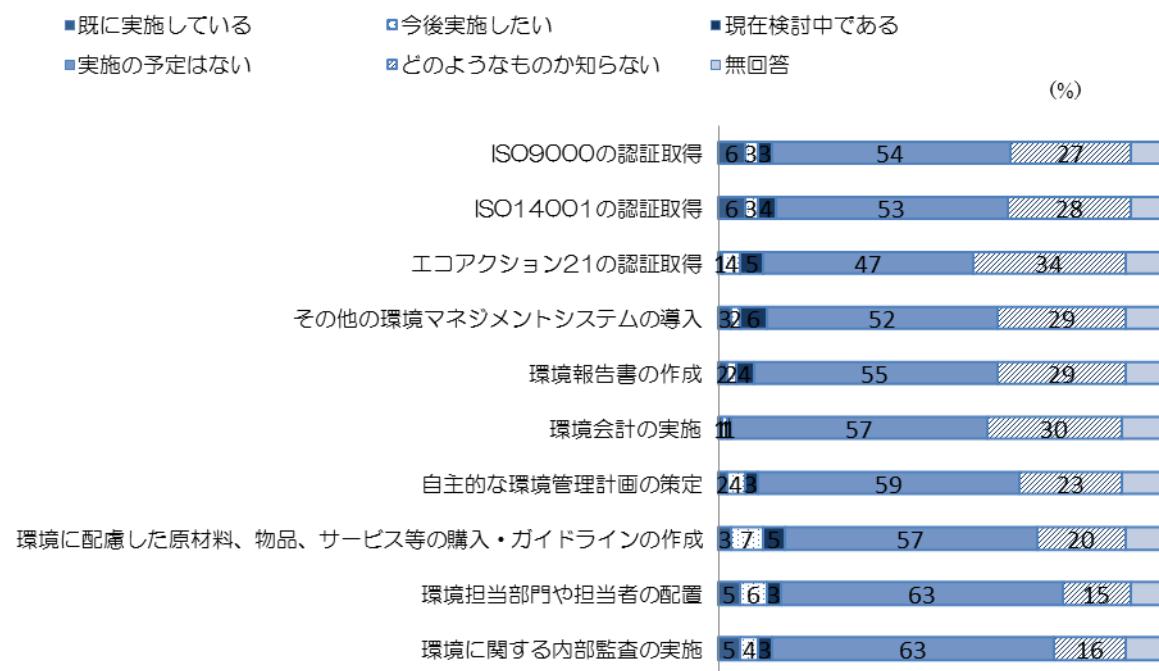
「既に実行している」との答えが多かった項目は「廃棄物の適正処理や減量・リサイクル」、「節電などによる省エネルギー」、「事業所周辺の清掃美化活動」などであり、また「今後実行したい」、「支障がなければ実行したい」に多く回答が集まった項目には、「太陽光発電などの自然エネルギーの導入」、「照明などの省エネルギー型機器への切換え」、「アイドリングストップなどのエコドライブ」となっており、エネルギーの節約に大きな関心があることが伺えます。



【問 7】 環境に関する経営方針や管理手法を導入していますか。

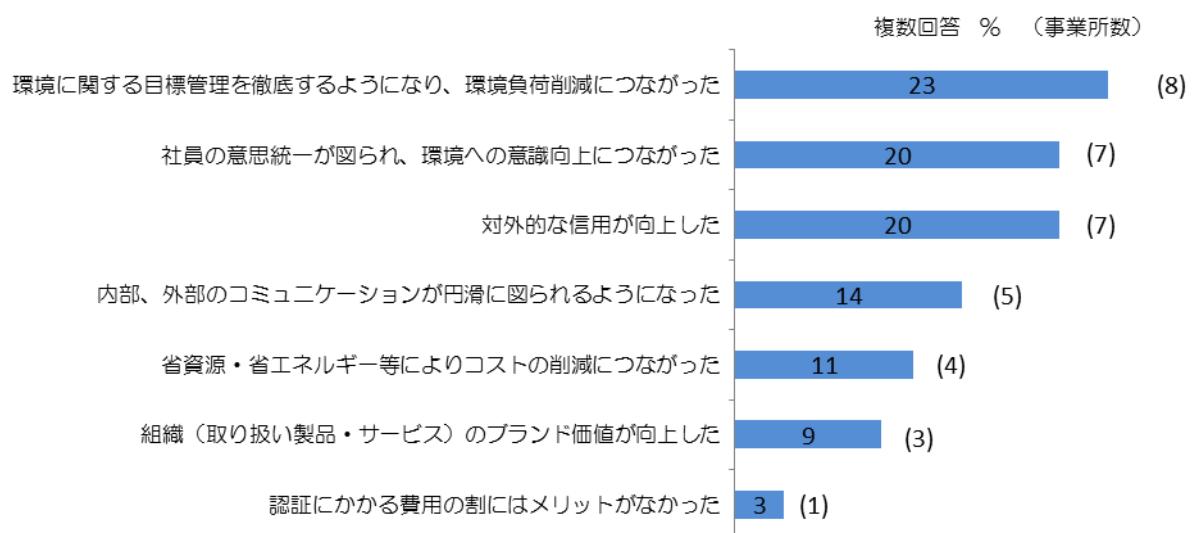
ISO9000、ISO14001、エコアクション21などの認証取得を既に実施していると答えた事業所は、全体の1割未満にとどまりました。認証取得していると答えた事業所の内、「建設業」と「金融・保険業」が7割を占めています。

問3の結果のように、従業員数が「5人未満」、「5~20人未満」という小規模な事業所が全体の8割近くであるため、「実施の予定はない」、「どのようなものか知らない」という事業所がすべての項目で多く見られました。



【問8】 ISO14001、エコアクション21の認証取得によってどのような効果がありましたか。

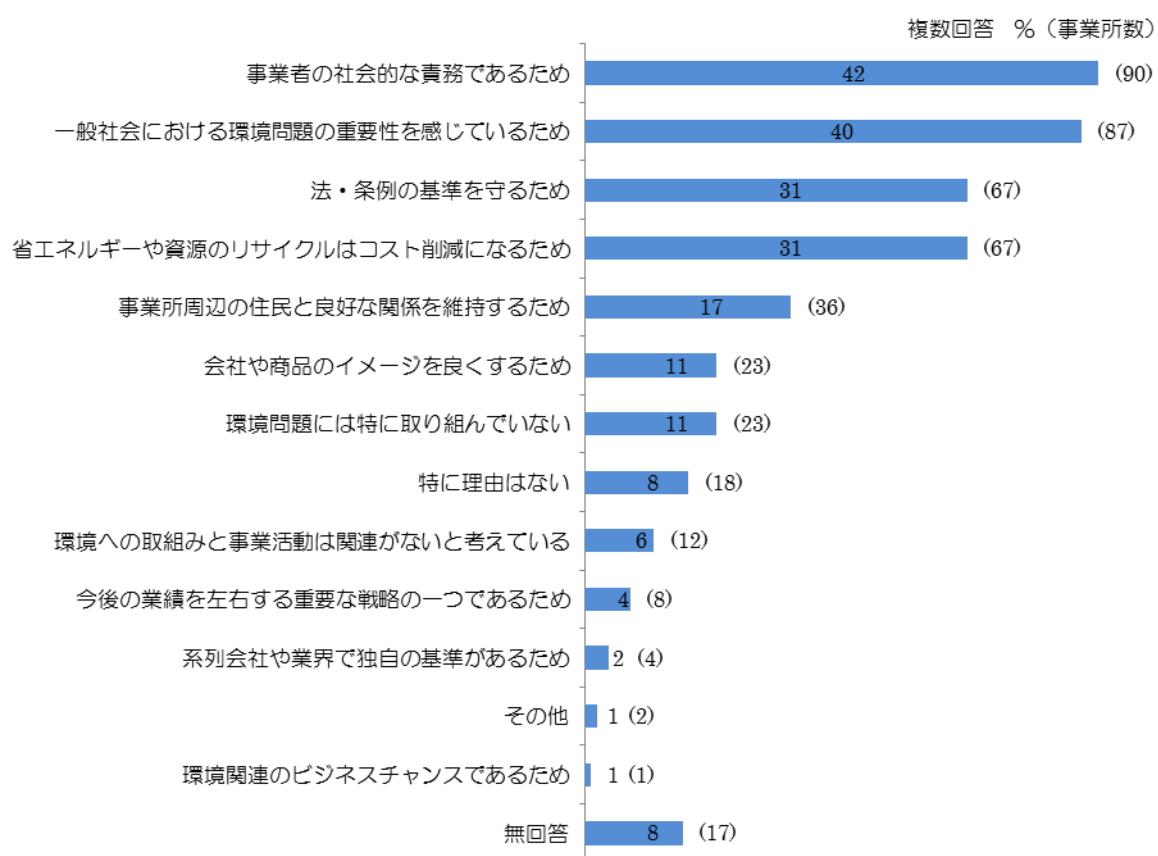
取得によって得た効果として、「環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷削減につながった」の回答が一番多く、その他の効果にもそれ多く回答が集まりました。「認証にかかる費用の割にはメリットがなかった」と回答したのはわずかに1事業所であり、取得した事業所のほぼすべてがその効果を実感しています。



【問9】 環境問題に取り組む理由はどのような理由ですか。

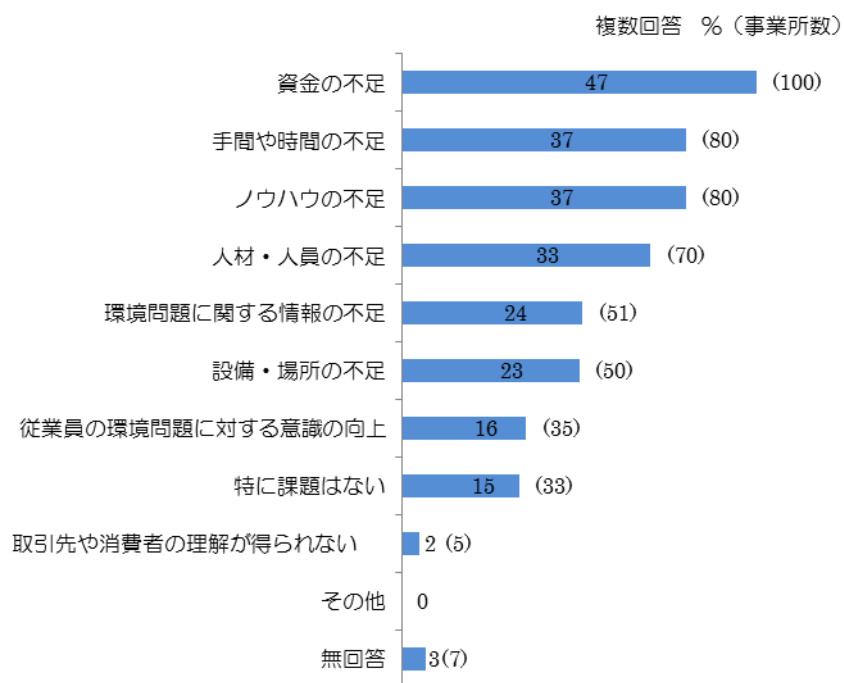
環境問題に取り組む理由については、「事業者の社会的な義務であるため」と回答した事業所が 41.9%と最も多くなっています。また「一般社会における環境問題の重要性を感じているため」、「法、条例の基準を守るため」等的回答も多く、事業者の CSR（企業の社会的責任）活動への取り組みが伺えます。

「その他」に挙げられたものとして「未来の子供たちのため、美しい自然を守りたい」といった答えが見られました。



【問 10】 環境問題に取り組むにあたって課題となることは何ですか。

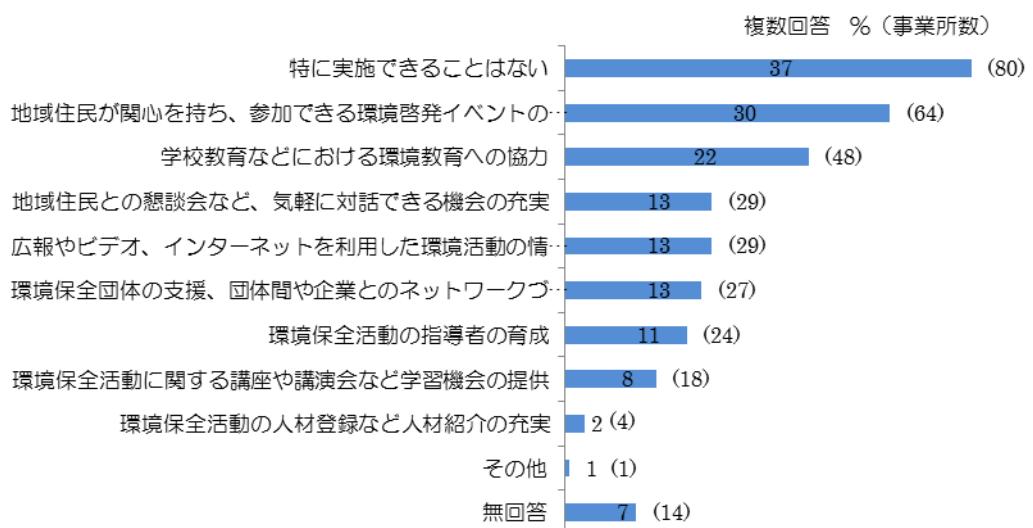
最も多くの回答があった課題は「資金の不足」であり、約半数の事業所が課題に挙げています。そこに「手間や時間の不足」、「ノウハウの不足」、「人材・人員の不足」と続きます。「特に課題はない」と答えた事業所はおよそ 15%ほどです。



【問 11】 事業所が市民と共に環境保全活動を推進していく場合、どのようなことが実施可能ですか。

推進できる保全活動として回答があったものの上位は、「地域住民が関心を持ち、参加できる環境啓発イベントの実施」、「学校教育などにおける環境教育への協力」となっています。しかし、「特に実施できることはない」と考えている事業所が全体の中では一番多く、37%の回答となっています。

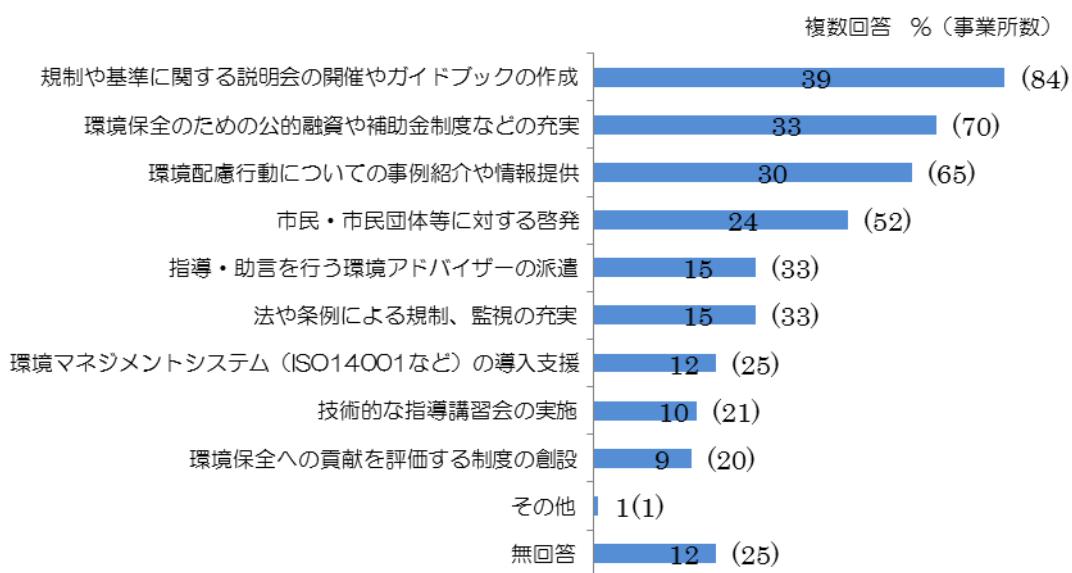
「その他」に挙げられたものとしては、「ソーラー設備の導入」などです。



【問 12】 ハ幡浜市の環境行政にどのようなことを望みますか。

ハ幡浜市の環境行政に望むことについては「規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成」が39%と最も多く、「環境保全のための公的融資や補助金制度などの充実」、「環境配慮行動についての事例紹介や情報提供」がそれぞれ30%を超える回答となっています。

「その他」に挙げられた回答として「問題に取り組むのか、ビジネスに取り組むのか行政がハッキリすること」というものがありました。



～ 市民アンケート・事業所アンケート共通設問 ～

【問 13】 ハ幡浜市で皆に見てもらいたい、大切にしたい、残しておきたい環境について
ご回答頂いた環境を、分野ごとに理由を添えて紹介します。
(同回答、類似回答については一つにまとめさせていただいております。)

■自然

環境	理由
山と空	ぼーっと眺めていると落ち着く
千丈駅前の花壇	花壇いっぱいに咲く花は綺麗で、これからも見たい
住吉神社の藤	とても美しい
みかんの段々畑	他の地区にはない光景で、地元の基幹産業だから
お四国山	草木が綺麗
諏訪崎	四季折々の自然、絶滅危惧種アカテガニの生息
平家谷	時間を忘れて森林浴を楽しめる
双岩スポーツパーク	広くて自然豊か
尾の花～出石寺の杉並木	冬の雪景色が美しい、夏は緑が濃く涼しい
喜木のハ幡神社入り口のケヤキの大木	これがなくなると緑がなくなる感じがする
中津川大元神社境内の大銀杏とモミジ	老木なので葉は小さいが、地面に散った時すごく綺麗
日土東小～日土小間を流れる川	自然の状態が保たれている
穴井（ナルヨオシ）のアジサイ	梅雨時に綺麗
川之石小学校周辺の花いっぱいロード	花のかわいさ、手入れする先生の優しさ、温かさが感動を与える
愛宕山の桜や緑の木々	市民がよく訪れる山で散策にふさわしい
北浜公園の桜	種類が多く、長い期間楽しめる
喜木川沿いの桜	美しい、夜はライトアップされて綺麗
五反田川の桜	日本人に生まれてよかったと思える
琴平公園の桜	美しい光景
王子の森公園の桜	散歩しながら楽しめる
千丈川沿いの桜	春に見に行くと毎年綺麗
ハ幡神社の桜	商店街を出ると、綺麗な桜が迎えてくれる美しい光景
神越公園の桜	昔は花見と言えば神越公園だったので
湯島老人ホームの桜	満開になると綺麗で、道行く人を楽しませてくれる
新開町道路沿いの桜	季節を感じることができる
日之浦団地の桜	美しい、車の中からでも楽しめる
要田公園の桜	数少ない地元の公園、桜も守ってほしい
日土町野地の芝桜	個人のお宅が綺麗に咲かせており、素晴らしい景色
南柏川沿いの桜	表記なし

■場所・建物

環境	理由
北浜公園	市民のつどいの場
トロール船の浮かぶ港	ハ幡浜の象徴だから
みなっと	ハ幡浜にまた来たいと思える場所であってほしい
もっきんロード	散歩に出かけて気持ち良く過ごせる
梅之堂の三尊仏とその周辺	重要文化財がハ幡浜にあるのはとても名誉なこと
日土小学校	重要文化財だから
川之石の赤レンガの小道	風情があってよい
川之石の養蚕場の建物	昔繁栄していた頃のものなので
楠町の銅山滑車台	同上
大峰銅山跡地	先人たちの凄さ、たくましさが伝わる
菊池清治邸	ハ幡浜発展の礎を築いた建物
今出薬師堂医王寺	歴史がある
佐田岬半島全体	日本一の細長い半島であり、地図を見ると必ず訪れてみたくなると思う。

■風景

環境	理由
愛宕山から見る景観	心穏やかになる「ふるさと」の景色
夜～朝方にかけての空	一番空気が澄んでいて、星空が綺麗
向灘から望む海・山・空	景色が綺麗
国木の山から見る夕日	市内と海が一望できてとても綺麗な場所
穴井大神宮からの景観	景色の素晴らしさ
宇和海に沈む夕日の景観	いつ見てもとても綺麗です
舌田（榎峰）から見る夕日	仕事を終え、帰宅中にホッとするひととき
釜倉地区的水田	箱庭のような景観が美しい
中津川から川之内、高野地、日土に通じる古い道	古い街道で擂り鉢状の風景が、変化があり美しい
川之石高校の銀杏並木	校舎まで続く銀杏並木はとても美しいです
布喜川調整池から真穴までの山頂を通る南予用水の農道からの景観	眼下に真穴のみかん畑、ハ幡浜湾、佐田岬半島が見える
津羽井から高野地へ行く途中の道から見たハ幡浜の風景	表記なし
宮内財産区有林内からの佐田岬半島遠景	表記なし

■水環境・生物多様性

環境	理由
下水道施設	他の市町村に比べ、完備率が高く素晴らしい
宇和海及び瀬戸内の鮮魚	県外のお客様の反応が良い
真穴の海	汚染の少ない碧の海
喜木津の海岸	春は岩場で磯遊び、夏は海水浴を楽しめる
宮内川河口のアサリの取れる場所	川や海の水質の良さをわかってもらえる
江戸岡小裏の川の鯉	都会育ちで川に鯉がいるのを初めてみたから
新川などで泳ぐ鯉	川に鯉が泳いでいる光景は他の地域にはそう多くない
四季の鳥のさえずり	表記なし
双岩の螢	静かな川辺に螢が乱舞する光景が良い
千丈川の螢	綺麗な川でないと螢がいなくなる
日土町喜木川の螢	自分たちが昔みた光景を孫に見せられるのが嬉しい
宮内川の螢	さらに数を増やし、素敵な自然を残し続けてほしい

■その他

環境	理由
全て	全て恵まれた環境だと思う
特になし	自慢できるようなものはない

～ 市民アンケート・事業所アンケート共通設問 ～

【問 14】 ハ幡浜市の環境（環境分野の目指すべき将来像や目標）について

お寄せいただいた意見や要望を、9 の項目で分類しました。

■道路整備・公共交通の整備

環境について	年齢・性別・業種	
交通渋滞の解消。（フジ交差点の四方道路）	50代	男性
老人の為の足となる交通の便を図る。おさんぽバスを走らせる。老人パスポート（無料）を作る。	60代	男性
栗之浦の崖崩れの場所を早くなおしてもらいたいです。児童センターがあるのに道幅が狭くあぶないなーといつも思います！早く整備してほしいです。	40代	女性
人に優しい街づくりを目指してほしい。特に遊歩道の整備など…。	20代	女性
海岸線の防波堤をもう少し低くしてほしいです。道路のデコボコをもう少しどうにかなりませんか。水溜りができる所があります。	30代	女性
自転車専用道路があれば、もっと自転車も利用しやすくなると思う。	30代	女性
道路の路面が旧セメント張りのところ、下水道事業などでこぼこしている面の舗装。予算があれば直してほしい。	70代以上	女性
自転車の走りやすい道路の整備。郊外サイクリングロードなど。	60代	女性
おさかな牧場までの通路がちょっと気になります。道路幅をもう少し広くして、道路の周りに花木を植えて歩いて車でも目でも楽しめて、この先牧場ですよという道案内になるといいですね。	卸売・小売業	
道路が狭く、車が渋滞する区間もある。できるならば道の拡張で自動車道、歩道を全域にとり、ゆったりと安全な地域にしてもらいたい。	卸売・小売業	

■水環境（水質対策・上下水道の整備・河川環境）

環境について	年齢・性別・業種	
私は 4 年前くらい前にハ幡浜に越して来ましたが……水道水が前いたところに比べおいしくないなあ。2 回ほど濁りもあり、不安です。	40代	女性
用水路がとんでもない悪臭を放っており、原因もわかっている（市も把握しているはず）のに、何度も掃除をしたのみで、行政指導などなされない。その時だけでなく長い目で見て、何度もきちんと対応する姿勢が大切であると思う。根本的対策が必要である。	70代以上	女性
生活排水が流れずヘドロの様になり、悪臭を放ち夏は特に困っています。年に 1 回はバキューム車で取っていただいておりますが勾配がなく流れないで、同じ状況になります。小さいことでも改善されると環境も良くなるのではないでしょうか。	60代	女性
おいしい水が飲める街。農薬の量、下水が整備されて、豊かな水が流れるよう。水が豊かになれば海も豊か。自然の環境が保たれる。そのためには森もある	50代	男性
市、各地の川岸に子供達が安心してハヤなど魚釣りのできる場所を作ってほしいですね。	60代	男性
新川、五反田川を綺麗に。	60代	女性
配管修理等予算不足の報道を TV で見ました。家での水道水の味もそのままではなくフィルターを通した方がおいしく安心できます。その水質保全、点検も含め、低成本での実現を期待したいと思います。	40代	男性

昔はよく川で遊んでいたが、川の整備をしてから逆に水が汚くなった。本当に環境の為になる工事なのか考えてほしい。	30代	女性
新川の側溝を取り除いて、元の川幅をもどしてほしい。下水道が出来たのだから必要ではないはず。境のコンクリートを除けてほしい。除去できない理由は?公表してほしい。	70代以上	女性
水・木・緑の中でゆっくりとくつろげる空間がほしい。(例)西条市のアクアトピア水系	30代	女性
河川で水が干上がり、草が茂っている光景を目にすると水資源はどうなっているのか心配です。	50代	男性
新川をパトロールし、汚水を垂れ流している業者を監視する。	40代	男性
川の水、海の船置場の水質があまりにも汚く、他所から来た人が見ると目をそらしたくなるくらい汚く感じそう。八幡浜は「海の街」なので水質も外観の一つだと思う。	30代	女性
川の整備をしてほしい。川の中で何年もほったらかしで、木が大きくなったり、雑草が増えたり、藪のようで見苦しい。	60代	女性
喜木川についてですが、水はきれいになってきていると思いますが、川底に空きカンやゴミが沈んでいるのが残念です。川の岸辺等も動植物(例えば蟹や鳥たち)に遠慮しながら工事等も進めて頂きたいです。たくさんの鳥たちが羽を休めに来たり、えさを取っています。ゴミの落ちていない美しい町や川、林にしたいものです。	60代	女性
川の澄んだ町にしたい。アユ、ウナギ、スッポンなど住める環境に。		サービス業
新川がもっときれいになれば良い。		サービス業
河川のゴミ防除。もっと美しい町づくりお願いします。		サービス業
山や河川の動物や魚の生態を守ること。		建設業
千丈川の雑草の除去。川セミ、アユなどがあり、もう少し環境を良くしてほしい		建設業
家庭排水の対策を急いだほうがいいと思う。		卸売・小売業

■景観づくり(自然景観、街並み景観)

環境について	年齢・性別・業種
穴井から周木までの国道の雑草刈りを4月~9月まで何回か多くしてほしい。	60代 男性
みなとの周辺に、桜・つづじ・水仙を植えてください。	70代以上 女性
農業をしていて、移動手段は車だし、感じるところ環境に悪いことをしている気がします。消毒、除草剤、良くはないですよね。	50代 女性
みかん農家が減ってきていて、山が荒れている。山が荒れると周囲にも影響が及ぶので、作るのをやめた畠はみかんの木を切って、代わりに山桜などを植えたらどうか?	30代 女性
みなとの緑化増進。	30代 男性
道路沿いにも木や草花が咲く、キレイな街並みになってもらいたい。	30代 女性
綺麗なまちづくり。緑地帯など、花いっぱいにする。手入れする人がいればの話です。	40代 男性
市民のイベントの時だけ使用する場所を清掃するけど、季節ごとに清掃してあれば、虫にさされることもなく、もう少し楽しく過ごせるように思う。	30代 男性
八幡浜の自然の美しさを子供たちが誇りに思うような市にしたい。	50代 女性
千丈の桜が昔は綺麗だったのに、世話をする人が少なくなったのか崩れてきているみたいに見えます。あの千丈から川之内地区にかけては、春の桜並木は整備していってほしいと思います。	40代 女性
今目に付くのが、空き家がだんだん崩れかけていく様子。何軒もあり、くずれていく家を見ていると寂しくなります。何とかならないかなといつも思います。	50代 女性
老齢化で山(森林や畠)が荒れているところが目につくので、森林等を大事に残してほしいです。	60代 女性
空き家が今後出てくると思われますが、その対策を練っておいてほしい。	50代 男性

以前住んでいた所では、「街を綺麗にする」という運動もなく、したことがなかったが、年に一回でも皆さんがそろって綺麗にしようという、地元を愛する心を育てる運動はとてもよいと思っています。	50代	女性
山林は針葉樹が多くなっているが、水量を増やしたり、きれいな水にするには広葉樹が大事です。森林組合もそういう取り組みが必要なのではないだろうか。	30代	男性
広さ、緑、美しさを感じる「公園都市化」。道路ギリギリ迄家を建て、道にはみだして植木鉢を置いたり、住民の根性の表れを感じる（ハ幡浜人は特殊だ）。狭い町がさらに狭くるしく感じる。各地域に分け、建ぺい率を小さくし、容積率を上げ、高層化地域を指定するなど、空間的ゆとりがほしい。	70代以上	男性
耕作放棄地や放任園の解消を目指し、後継者のいない農家に対し、農業希望者を斡旋していく対策を望む。（いっそのこと、国籍を問わず、という項目を入れたら如何。）他見からの訪問者が、荒れた畠や果樹園を見て、「せっかくのブランド蜜柑なのに、実にもったいないことですね。」と感想をもらしておられた。因みに、この方は貿易流通業界に勤めておられた。	60代	男性
海や山の自然の美しさの恩恵に対して、私たち人間も恩返しすべきかと。身近なところから美しいハ幡浜に。以前、旧保内町では水仙の球根等、希望者に配布して花いっぱい運動をしていた。きれいな所にはゴミを捨てることも遠慮するだろうし、行きかう人々の心もなごませてくれると思う。	50代	女性
向灘の車の放置ごちゃごちゃして汚い。向灘沿岸に漁師の物が汚い、臭い、乱雑に放置されており、景観が失われています。ぜひ改善を！	40代	男性
空き家が増えて街が寂しい。整理して新しい町づくりをすべきだと思います。老人にやさしい、安心・安全、憩いの風景を造ることを希望します。	60代	女性
海の玄関であるフェリー乗り場等、もう少し明るく綺麗にできればいいのでは。	60代	女性
河川沿い、公共の空き地等に植樹（杉、桧以外）をお願いする。	70代以上	男性
街並みをただアスファルトやコンクリートで固めるような味気ない整備ではなく、自然に保っている様に見える手のかけ方、工夫で味わいのある魅力的な街で心地よく暮らしたい。	50代	女性
古い物を残す。	サービス業	
海を近くから見るのではなく、少し離れて 100m・200m の高さから海を見ることで、山と自然と一緒に味わえるように考えてみてはと思います。	建設業	
以前、千丈・新開町住宅前は、故宮崎さんが年中花を植えておられた。車中から綺麗だなあと見ていたが、近年は誰も世話をすることもなく、草が生えて残念です。ボランティアの声かけをお願いしたい。	建設業	
ハ幡浜市全体が自然で囲まれた市である一方、自然過多とも言えるのではないか。道にたばこの吸い殻とかビニール袋、ペットボトルなど、ゴミが散乱しないきれいな町づくりも必要ではないか。	農林水産業	
空き地・空き家が増えてきていると思います。その管理はだんだん大変になってくると思います。昔は各部落で消毒もしていたので虫とかの発生がなかったのに…。	卸売・小売業	
少子高齢化が進み、放置したままの空き家が多くなってきています。ハ幡浜市独特の条例を作成し、美観の問題や環境衛生の問題にもかかります。出来る限り早くからこの問題に取り組んでほしいものです。	卸売・小売業	

■動物や虫などへの対策

環境について	年齢・性別・業種
野良猫をなくしてほしい。	60代 男性
野良猫の駆除。野良猫が多く、フンなどが散乱して悪臭がすごい。	40代 男性
桜がたくさんあり、花の季節は美しく良いのですが、毛虫の多さには困ったものです。小学校への通学路でもあり、消毒等をお願いしたい。	50代 女性

イノシシがたくさん増え続け、今では人間よりも多いくらいです。安心して夜外出できず困っています。できるだけ駆除に力を入れてほしいです。子供達も、夜学校から帰りに心配しないで帰宅できる様にお願いします！	50代	女性
ネコの放し飼いや、無責任な餌付け禁止。学校・保健所周辺の衛生管理。ゴミの出し方、収集時間とのアンマッチ（ネコ・犬・カラス対策）。	50代	女性
緑多い場所で良いのだが、草が伸びて虫が発生。その虫が風にのり洗濯物につき、せっかくの天気も屋外へ洗濯物が干せない。散歩するも枯れた木がそのままになっており何かさみしい物がある。	60代	女性

■ゴミ・不法投棄対策、リサイクルの推進、モラル・マナーの高揚

環境について	年齢・性別・業種
山の中の不法投棄をもっと強化すべきである。海に生ゴミをポイ捨てしているおばちゃんたちをよく見かける。注意してもらいたい。	30代 男性
ゴミ収集について分区内でもゴミ分別が出来ない人がいる。マイク放送しているがなかなか徹底しない。	60代 男性
散歩をしていていつも感じるのですが、道の隅にゴミの不法投棄がめだちます。一人一人のマナーもモラルが問われていると思います。これくらいだったらいいだろうという気持ちを断ち、汚したらその場で片付けるという当たり前に気持ちをもち、いつも誰かに見られているという緊張感を感じながら行動してほしいと思います。	50代 男性
公園や歩道で、犬のフンの持ち帰りをしていない人が多い！	60代 女性
どれだけ意見を反映されるか見える形で市民に伝わればいいと思います。八幡浜市は狭く、ゴミ収集車一台がやっと通れるくらいの道幅しかないところばかりです。どこかの市では夜にゴミを収集していました。TVで紹介されていましたが、夜出したゴミを朝集めるまでにネコに荒らされることなく渋滞防止にもなり良いと市民の声がありました。	40代 女性
粗大ゴミ回収の日を年に一度は設定し、不法投棄などが発生しないようにしてもらいたい。	40代 女性
畠の中にゴミを捨てたり、犬のフンをさせたりする人がいるので、やめてほしい。	60代 女性
犬のフンは徹底的に撲滅すべし！	40代 男性
ごみ収集の際の分別の徹底。資源のリサイクル。	60代 男性
犬のフンが歩行者道路によく落ちているのが許せません。	30代 女性
一人ひとりがゴミのポイ捨て等、小さなことから守る。	60代 女性
リサイクル型社会でゴミを資源にして他にも広めて一事が万事に通ずるので、小さな子供からすり込んで、前向きに前進していかなくては、環境は良くならない。前に進めー。	60代 男性
川に汚物や、ゴミを流す人がいる。みんなが規則を守っているのに…	50代 女性
交通ルールを守ることを始めとして、小学生にも劣る「税金におんぶ」大人の多い世の中、ゴミの不法投棄への対処として、一罰百戒を目指して、摘発、実名公表し、それらの処理に税金が使われている事を、知らしむべし。	60代 男性
地域発展に向けての事業・開発は積極的にしていると思う。それにともない、市外等から集客も目的としていると思う。人が集まるとゴミが増える。みなとのゴミ箱もすぐいっぱいになるらしい。そして双岩地区県道も毎日毎日ゴミがひどい。ドライバーへ向けて大きな垂れ幕か看板を確実に見るよう設置してほしい。	30代 女性
家庭ゴミが少しずつでも減らせる工夫が出来たら、それが集まつたらどれだけ環境に良いかと思います。子供たちにも豊かな自然を残していくような取り組みをお願いしたいです。	40代 女性
朝、夕、犬と共に散歩をしていますが、犬のフンの放置が多く、マナーの周知と教育する必要があり。	60代 男性
道路のタバコの吸い殻や、空き缶のポイ捨てがとても多いです。環境保全の前に市民のマナー向上が必要です。	サービス業

リサイクル品回収場所の提示。	サービス業
走行車窓からのタバコのポイ捨てなど、運転者のマナーも取り締まるべきでは…？	建設業
ゴミを捨てない、花を植える。	卸売・小売業
リサイクル率を上げ、ゴミの少ない町づくり。	その他業種

■開発（整備）・保全全般、開発（整備）と保全の調和

環境について	年齢・性別・業種
地域発展も大事だとは思いますが、海山川などの自然や古い街並みには手を出さないで欲しい。	20代 女性
現状の環境はそのままで、新たに公園を増設し、ゆとりある街としてほしい（出来れば公園は高台に設置する）。	40代 男性
出島の再開発（一部企業の駐車場利用には反対）。塩湯として温泉施設を作る。	50代 男性
公園など公共の場のトイレの整備。	30代 男性
縁がこれ以上減らないように！	50代 女性
私達が住む日土地区には子ども達が遊べる公園がありません。ぜひ整備していただきたいです。	30代 女性
市民がゆっくり過ごせる公園をたくさん作ってもらいたい（特に老人や子供にやさしい公園）。	50代 女性
お四国山の整備。	50代 男性
王子の森公園の桜が國体に向けて整備されるみたいで、あの桜がなくなると思うと、とても寂しいです。スポーツパークは車でしかいけないし、近くに花いっぱいの公園を作つてほしい。	50代 男性
気候が温暖で大災害があまり起きない所だと一度市外に住んでみて感じました。あまり近代的な建物や施設を作るのでなく自然を利用した取り組みを望みます。	60代 女性
公園の中の遊具を綺麗にしてほしい。幼児が安心して使える遊具が少ない。	20代 女性
過疎化は悲しい事だが、幸い自然環境が多く残っているので、これを維持しながら、今までの農地や宅地に使われていた所を如何に自然に戻していくかが問題になると思う。太陽光発電や風力発電が今後さかんになると思うが、利益中心に開発すると必ず後に自然のしっぺ返しが来る所以慎重に自然を大切にしながら進めてほしいと思う。子供の頃に新川はヘドロの海だったが、今はシラウオが遡上する程きれいになった。これは行政の力と市民の努力の賜物で、自信を持って取り組めば大きな成果があると思います。頑張ってほしいと思います。	60代 男性
川の整備をしてほしい。川の中に何年もほったらかして、木が大きくなったり、雑草がふえたり、藪のようで見苦しい。	60代 女性
自然環境を壊す開発より、今の緑豊かな環境を後世に残せるようにしてほしい。山間部の道路沿いでの不法投棄物の回収、監視強化。	60代 男性
今八幡浜市全体で、道路工事や夜間の工事、また市には直接関係ないですが、分譲住宅、建売住宅の工事が少し前に比べ急激に増えています。仕方のない事ではあります、自然が少なくなっていく事は寂しいような気がします。発展をさせる為にはやむを得ないことではあります。複雑な気がします。	40代 女性
昔はどこの小学校の校庭でも、様々な木があり花が咲いたりと美しく、季節の移り変わりがよくわかり楽しいものでした。今では落ち葉の掃除が大変とか、手入れも大変だと、なくなったり、だんだん小さく切られてなんだか可愛そうです。たいへんだろうけどそれ以上に植物は色々と教えてくれる事もあると思うのですが…。	60代 女性
八幡浜に住んで10年…。お四国山へ行きました。とてもいい所で桜が咲いたら観光スポットになりそうな所だと感じましたが、荒れ放題の上、足場も悪く…。せっかくの場所が残念に感じました。道の駅が出来て新しく色々な所を作るのもいいですが、今ある環境も大切にしてほしいと感じました。	40代 女性
子供たちが遊び、年寄りの憩いの場となる場所をもっと増やしてほしい。（江戸岡、千丈地区）	70代以上 女性

環境をどうしたいのか良くわかりません。観光産業を育てたいのなら海しかありません。レジャーポートやクルージングなど、海浜島、ハーバーなどに設備投資するべきです。	サービス業
価値のあるような建物が次々となくなり、都会の真似のような事をしても敵わないと思います。山と海が近くにあるのですから、諏訪崎とかお四国山とか今あるものを整備して、足元から見直して、住みやすい市になってほしいと思います。	サービス業
桜の綺麗な場所を守るために、専門の技術者の方をつけて育てていってほしい。	金融業
自然と私たちが共存出されること。	建設業
新しくできたみなと以外の公園を整備してください。	建設業
子供の遊ぶ場所が少ない。	卸売・小売業
愛宕山公園の再開発、再整備。八幡浜の唯一の名所だった昭和の時代がなつかしい。八幡浜港が一望できる最高の場所である。各所の位置付を考えてみてはどうか。	卸売・小売業

■環境問題への意識

環境について	年齢・性別・業種
トップダウンとボトムアップをそれぞれうまく使い分けて、市全体が同じ意識レベルで環境問題に取り組めば良いと思います。	60代 男性
市民に対して環境について前向きになってもらうよう、意識の改革からしていくことだろうと思う。その為には市の環境にかかわっている方々の意識の向上が必要です。仕事だからやっているのではありません。心が大切です。	60代 男性
環境ゴミ問題に関しては、行政だけが一生懸命に呼びかけても心かけるのは市民一人一人だと思うので学習会などの開催なども必要だと思います。	40代 男性
環境というか、自然、風習なども含めた自慢できるものを市民全員がまず知るべきではないでしょうか。	40代 女性
市外からいらした方が「みかんの花って、こんなにかわいくて良い香りがするのですね」とおっしゃっていました。八幡浜には私達がまだ気付いていない良いところがあるように思います。田舎は田舎らしく。	40代 男性
自分の生活範囲においてはさほど問題となることは感じませんが、一人一人の意識の高揚により、問題に気付く目を持ち意識改革を図っていく必要があると思います。そういう呼びかけをお願いします。	50代 女性

■行政の対応について、行政への要望について

環境について	年齢・性別・業種
「環境は人を作る」とよく言われますが、美しい環境は人間の道徳性を高めたり、環境意識を高めたりします。環境の保持・保全は個々人の問題かとは思いますが、個人では推進できない問題もありますから、行政が各地域の取り組みについて企画、立案、助成をして市全体としての達成目標を定めて、個人一地域一行政の三者がいったいとなった取り組みを望んでいます。	60代 男性
山や川がたくさんあり、観光資源が沢山ありますが、八幡浜市は東予地方みたいに発信・宣伝がうまくないので、そこを重点的に宣伝してほしい。そうすると人が集まり雇用もふえ、人がとどまると思う。	40代 女性
「安全、清潔、新鮮、快適、住みよい」のイメージアップを。	60代 男性
八幡浜は自然豊かで海のめぐみ（魚介類がとてもおいしい）、山の恵み（色々な柑橘類、特にみかんがおいしい）を大切にしながら、景観も守りつつ、観光客の方にも来ていただける町になってほしいと思います。黄砂、PM2.5の予報も出していただけると助かります。	30代 女性
全てにおいて無駄がない様にしてほしい。	70代以上 男性

昔は道路工夫さんが草刈をしていただいていましたが、今はみかけません。環境を良く悪くするのも人間、頭を動かせて目標を立てて下さい。アンケートに協力したらすぐ実行してください。何をするにも遅いのが八幡浜市です。	70代以上	女性
何事に対しても中途半端に取り組んでいるという印象が感じられる。ひとつひとつの準備にしても、市職員が力を合わせてやって欲しい。すぐ業者に頼めばよいという考えは納得がいきません。活気のある八幡浜、もう一度行ってみたいなあと思える八幡浜づくりに力を発揮して頂くことを願っています。	50代	男性
八幡浜市に限られたことでもありませんし、環境に限定されるものでもありませんが、国や自治体が発行する冊子、パンフレットやリーフレットが活用されないでゴミになっている現実がありますか。その資金を具体的な環境美化、環境改善に使っていただきたい。	50代	男性
環境を良くする為、電気自動車を市が市民に貸し出す。もしくは、補助する。空き部屋を安く市民に貸し出すなどしてもらいたいです。	40代	女性
くだらない看板に金を使わないで欲しい。もう少し視点を変えて欲しい。		製造業
鬼北町がえひめA+などを推進しているが、八幡浜もするべきと思う。		卸売・小売業
新しくできたみなと以外の公園を整備してください。		建設業
住民からの意見をもっと聴いて、3年、10年などの長期計画を策定して、それに沿った取り組みを実践する。		製造業
補助を出して積極的に取り組まなければ、取り返しがつかなくなると思う。		製造業
市外の人が八幡浜のイメージをうかべられる様なまちづくり。		建設業

■その他

環境について	年齢・性別・業種
原発事故のことを考えると、無力感に襲われ環境分野の将来像や目標など思いつかない。	60代 男性
ゴミ処理場が市内から離れた地域に出来上がり、一市民として安心しております。	60代 女性
どこかに、市外の人をはじめ大勢の人に来てもらう展望台が出来たら。	40代 男性
今そのままが維持できたらいいと思います。	60代 女性
八幡浜市のみなさんで自然豊かな地球に優しい街にしていきたいですね！頑張りましょう！	20代 女性
大気汚染、騒音、水のきれいさなど、特に悪いところはないと思う。	20代 女性
みなっとは確実に夜は不要車と人のたまり場になると思う。もっと考えるべき。	20代 女性
全てにおいて無駄がない様にしてほしい。	70代以上 男性
みかんを使った加工食品の名物化。道の駅を中心として、どんどん広めていって欲しいと思います。やはり「みかん」は八幡浜市民にとって誇りです。	20代 男性
公園内での犬の散歩がだめなのは、全国でも八幡浜市だけなのではないか。公園内での犬の散歩を禁止したのは誰なのか。またどうして禁止したのか。広報や市のホームページに公表して頂きたい。	60代 男性
騒音源としての車両等、特に「イージーライダー」を気取った、ひとりよがりの大型オートバイや「原チャリ」と呼ばれるオモチャバイクを、違法改造や整備不良で、徹底的に取り締まって頂きたい。概して、同じ時間帯に、同じ車両が、騒音を撒き散らしていると思われる。	60代 男性
少子高齢化の八幡浜市。子供の声のしない町はさびしい！もっと八幡浜市も結婚しない青年若者達に積極的な婚活、出会いの場作りを度々してほしい！老人はグランドゴルフ場が出来、大変有難い事と思い感謝しています。介護予防の一環として、いつまでも元気でいたいと思っている。	70代以上 女性
特にございません。	卸売・小売業
私は転勤族で各地を転々としていますが、八幡浜市の環境は特に素晴らしい魅力があると思います。多くの人に知ってもらえる様に応援しています。	金融業

○八幡浜市環境基本条例

平成 24 年 9 月 25 日
条例第 29 号

私たちは、八幡浜の恵み豊かな自然の下で、多くの生命、歴史、夢を育んできた。美しく澄み渡った空の下、蒼く広がり豊富な生命を育む宇和海と瀬戸内海に面し、夏には碧深く、秋には黄金色の果実を携え眩く輝く山々が私たちを取り囲み、温暖な気候は私たちの生活に大きな恩恵を与えてくれている。かつては、二宮忠八翁が大空に夢を想い描き、アメリカ大陸に夢を馳せた打瀬船は、太平洋を渡っていった。この恵み豊かな自然は、先人たちに大きな夢をも与えた。しかしながら、私たちを取り巻く環境は、大量生産、大量消費、大量廃棄による社会経済活動が拡大し、地域の環境に影響を与えるばかりでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失などの問題を引き起こし、地球規模で環境を脅かすまでに至っている。温暖な気候、豊かな自然、全国に誇れるおいしいミカンとさかな、そして心温かい人々、このすべてが八幡浜の財産である。健全で豊かな環境の下、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。このような認識の下に、人をはじめすべての生物が健やかに生存することができるよう、かつての澄んだ空、蒼い海、深い森、きれいな水を取り戻すとともに、より良好な環境を創り出し、環境への負荷の少ない八幡浜を持続的に発展させるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる生活環境及び自然環境等をいう。
- (2) 環境の保全及び創造 環境を快適かつ安全な水準に維持し、恵み豊かな環境の恩恵を受けられるよう、良好な環境をつくり出すことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものという。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適性に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、循環を基本とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、自らの負担と責任において適切な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の協力)

第 7 条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第 8 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。
- (2) 市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正

に保全するため、大気、水、土壤等を良好な状態に保つこと。

(3) 人と自然の豊かなふれあいを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境の確保及び地域の特性が生かされた良好な景観の形成を図ること。

(4) 生態系の多様性を確保するため、森林、農地、緑地、水辺等において多様な生物種や自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(5) 地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八幡浜市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、八幡浜市環境審議会の意見を聞くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第 10 条 市長は、毎年度、環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第 12 条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のために行動することを支援するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した施設の整備等)

第 13 条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源等の循環的な利用等の促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るために、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境への負荷の低減に資する製品の利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の促進等)

第 15 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、自発的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の促進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を適切に反映するため、必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等の自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、環境に関する教育及び学習の促進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の調査を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(協定の締結)

第 20 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止及び環境の保全に関する協定を締結することができる。

(地球環境の保全に関する施策)

第 21 条 市は、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携等)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(規則への委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。